

一般社団法人 国立大学協会

ANNUAL

The Japan Association of National Universities

REPORT



はじめに

昨年（2017）度本報告冒頭で、2017年度は、「総合科学技術イノベーション会議や人生100年構想会議など、内閣官房・内閣府等主導のもとでの高等教育の諸政策の展開が強く表に出てきた特徴があり」と描きましたが、2018年3月には政策統括官（科学技術・イノベーション担当）のもとに大学改革担当室が設置され、新たな高等教育政策へと展開されるなかで、国立大学協会としては、新たな対応を求められた年度となりました。

特に10月の財政審財政制度分科会が提示した「毎年度の教育・研究の質を評価する共通指標に基づいて配分する割合をまずは10%程度まで高まる」という方向性は、国大協も参加しての文科省の「運営費交付金の在り方に関するWG」の作業を飛び越えて、2019年度予算として組み込むことが強行されました。秋の国大協総会決議により発出された会長声明「国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！——国立大学が将来を見通した経営戦略の下に改革を実行していくために——」も顧慮されませんでした。国大協の主張を理解する政界、マスコミ界の流れも生まれました。

一方、中央教育審議会においては、2018年11月26日、「2040年にむけた高等教育のグランドデザイン」が取りまとめられ、文科省は、これに基づく「国立大学改革方針」の策定に着手、国大協は、改革主体としての国立大学の責任を果たすべく文科省との対話を重ねてもきました。（2019年6月策定）

また国大協では、将来の経営人材の育成等を目的としたユニバーサル・デザイン・ワークショップを、2017年度初めて開催、そのなかから2018年4月就任の二学長が生まれたことは、特筆すべきことです。

本冊子は、以上のような、国立大学協会が、この1年間に取り組んだ活動等を取りまとめたものであり、国立大学関係者および国立大学の発展への願いを共有していただける方々にご活用願えれば幸いです。

国立大学協会は、今後も国立大学の存在意義等について広く社会に発信しく所存であり、全国の国立大学と国立大学協会に対しこれまで以上にご理解と温かいご支援をお願い申し上げます。

一般社団法人 国立大学協会
専務理事 山本 健慈

目 次

I 平成30年度事業報告	4
--------------	---

【会議の開催】

- (1) 総会
- (2) 理事会及び政策会議
- (3) 各委員会等
- (4) その他の会議等

【その他の活動】

- (5) 意見、提言、要望書等の提出、面談等
- (6) 広報活動
- (7) 研修事業の実施
- (8) その他の活動

II 各種会議等議事録、議事概要	17
------------------	----

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 各委員会等
 - 入試委員会
 - 教育・研究委員会
 - 大学評価委員会
 - 国際交流委員会
 - 経営委員会
 - 広報委員会
 - 事業実施委員会
 - 国立大学法人総合損害保険運営委員会
 - 政策研究所運営委員会

III 意見、提言、要望書等	107
----------------	-----

IV 平成30年度 国立大学協会概要 159

- (1) 国立大学協会組織図
- (2) 会員及び学長一覧
- (3) 役員、委員会委員等名簿

I 平成30年度事業報告

【会議の開催】

(1) 総会

平成30年 6月12日	第 1 回
平成30年11月 2日	第 2 回
平成31年 1月23日	第 3 回
平成31年 3月14日	第 4 回

(2) 理事会、常任理事会及び政策会議

① 理事会

平成30年 4月20日	第 1 回
平成30年 5月22日	第 2 回
平成30年 7月18日	第 3 回
平成30年10月17日	第 4 回
平成30年12月 5日	第 5 回
平成30年12月20日-平成31年1月7日	書面審議
平成31年 2月15日	第 6 回

② 常任理事会

理事会、総会の審議事項及び諸課題への対応等について、随時打合せを実施

③ 政策会議

平成30年 4月20日	第 1 回
平成30年 5月22日	第 2 回
平成30年 7月18日	第 3 回
平成30年10月17日	第 4 回
平成30年12月 5日	第 5 回
平成31年 2月15日	第 6 回

(3) 各委員会等

① 入試委員会

平成30年 4月12日	第 1 回
平成30年 5月10日	第 2 回
平成30年 5月11日- 18日	書面審議
平成30年 6月12日- 15日	書面審議
平成30年 8月30日	第 3 回
平成30年12月14日	第 4 回
平成31年 1月21日- 28日	書面審議

② 教育・研究委員会

平成30年 6月20日	男女共同参画小委員会
平成30年 7月 6日	教育・学生小委員会
平成30年10月19日- 25日	書面審議
平成30年11月 5日	男女共同参画小委員会
平成30年11月13日	教育・学生小委員会
平成30年12月 3日	第 1 回
平成31年 1月17日	研究小委員会
平成31年 1月29日	教育・学生小委員会
平成31年 1月30日- 2月 7日	書面審議

③ 大学評価委員会

平成30年10月11日	第 1 回
平成30年12月11日- 13日	書面審議
平成31年 1月24日	国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会
平成31年 1月18日- 24日	書面審議
平成31年 2月22日	国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会
平成31年 3月 8日	国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会

④ 国際交流委員会

平成30年 5月15日- 18日	書面審議
平成30年 6月29日	第 1 回

平成30年 9月 5日	専門委員連絡会
平成30年10月19日	第 2 回
平成31年 1月 9日	専門委員連絡会
平成31年 2月 8日	第 3 回

⑤ 経営委員会

平成30年 7月10日	第 1 回
平成30年11月30日-12月 6日	書面審議
平成30年12月14日-18日	書面審議
平成30年12月18日	国立大学法人におけるコストの見える化検討会
平成31年 1月31日	病院経営小委員会
平成31年 2月15日	第2回、人事労務、財務・施設小委員会

⑥ 広報委員会

平成30年 5月24日	第 1 回
平成30年 9月 3日	第 2 回
平成30年12月12日	第 3 回
平成31年 3月 8日	第 4 回

⑦ 事業実施委員会

平成30年 4月13日	第 1 回
平成30年 5月29日	UDWS ファシリテーター会議
平成30年10月12日-19日	書面審議
平成30年10月31日-11月 7日	書面審議
平成31年 1月17日- 1月22日	書面審議
平成31年 1月18日	国立大学協会70周年記念行事準備委員会
平成31年 1月30日	UDWSファシリテーター会議
平成31年 2月21日	第2回、研修企画小委員会
平成31年 3月 5日	国立大学協会70周年記念誌編纂小委員会

⑧ 国立大学法人総合損害保険運営委員会

平成30年 9月 5日	第1回
平成30年10月12日-22日	書面審議

⑨ 適格性審査会

平成30年 9月21日- 25日	書面審議
------------------	------

平成30年10月 4日- 9日	書面審議
平成30年11月30日-12月 6日	書面審議
平成30年12月20日	第 1 回
平成30年12月26日- 1月 8日	書面審議
平成31年 1月21日	第2回
平成31年 2月28日- 3月 4日	書面審議
平成31年 3月 1日- 4日	書面審議

⑩ 調査企画会議

なし

⑪ 政策研究所

平成30年 5月14日	高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ、研究会
平成30年 7月13日	政策研究所運営委員会・高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ 合同研究会
平成30年10月10日	政策研究所運営委員会・高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ 合同研究会
平成31年 2月 7日	高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ 第1回政策研究所運営委員会、政策研究所運営委員会・高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ 合同研究会

⑫ 会費・予算等の在り方に関するWG

なし

⑬ 会長選考等の在り方に関するWG

なし

⑭ 高等教育における国立大学の将来像に関するWG

なし

⑮ 国立大学法人のガバナンスに関する調査研究WG

なし

⑩ 本格的な産学官連携による共同研究推進に関するワーキンググループ

平成30年 4月20日 第5回

⑪ 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革ワーキンググループ

平成30年 4月19日 第4回

平成30年 5月10日 第5回

平成30年 7月19日 第6回

平成30年 8月 1日 第7回

平成30年 9月 6日 第8回

平成30年 9月20日 第9回

平成30年10月11日 第10回

⑫ 地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ

平成30年 4月18日 第4回

平成30年 5月 9日 第5回

平成31年 3月12日 第6回

(4) その他の会議等

平成30年 9月10日 第1回高等教育における国立大学の将来像等のフォローアップ・ミーティング

平成30年10月17日 記者・論説委員等との懇談会

平成30年10月22日 第2回高等教育における国立大学の将来像等のフォローアップ・ミーティング

平成31年 1月 8日 国立大学法人等広報担当者連絡会

【その他の活動】

(5) 意見、提言、要望書等の提出、面談等

※ 各資料は、「Ⅲ 意見、提言、要望書等」のページに掲載

平成30年 5月22日 国公立大学振興議員連盟総会（第12回）

平成30年 6月12日 大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用にあたっての参考例等について〔別添1〕

平成30年 6月12日 これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）〔別添2〕

平成30年 6月15日	国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正等の在り方（論点整理）〔別添3〕
平成30年 6月28日	国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性について〔別添4〕
平成30年 8月 7日	国公立大学振興議員連盟総会（第13回）
平成30年 8月 7日	予算・税制改正要望書提出（宮川文部科学大臣政務官、うえの財務副大臣）〔別添5〕
平成30年 8月24日	予算・税制改正要望書提出（林文部科学大臣ほか文部科学省政務三役、文部科学省幹部、国公立大学振興議員連盟執行部）〔同上〕
平成30年 9月 7日	予算・税制改正要望書提出（国公立大学振興議員連盟加盟議員）〔同上〕
平成30年11月 2日	国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）〔別添6〕
平成30年11月 2日	国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方について〔別添7〕
平成30年11月16日	国公立大学振興議員連盟総会（第14回）
平成31年 1月23日	国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の公表の取扱いに関する方針〔別添8〕

（6）広報活動

- ・一般社団法人国立大学協会概要2018（和文・英文）の刊行
- ・一般社団法人国立大学協会会員名簿’18の刊行
- ・広報誌（国立大学）の刊行（第49号～第52号、別冊第16号）
- ・ホームページの改善、掲載内容の随時更新（一般向け、会員向け）
- ・国立大学法人等職員統一採用試験に関する広報

（7）研修事業の実施

平成30年 6月 1日	国立大学法人等担当理事連絡会議【学士課程教育のあり方について】
平成30年 6月13日	国立大学法人新任学長セミナー
平成30年 7月11日	国立大学法人総合損害保険研修会
平成30年 7月30日-31日	国立大学法人等部課長級研修
平成30年 8月23日-24日	国立大学法人トップセミナー

平成30年 8月31日-9月2日	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS)
平成30年10月 4日	国立大学法人等担当理事連絡会議【IT活用による大 学業務の高度化について】
平成30年11月16日	大学マネジメントセミナー【国立大学の研究力の持 続的強化に向けて】
平成30年12月18日-19日	国立大学法人等若手職員勉強会
平成31年 3月 4日	国立大学法人新任学長（就任予定者）セミナー
平成31年 3月11日-12日	新規理事・事務局長就任予定者研修会

◇大学改革シンポジウム等

平成30年10月19日 「高等教育の将来構想」

【大学改革シンポジウム（地方開催）】

平成30年10月21日	山口学研究プロジェクト「明治 150 年から見える山 口県の未来」シンポジウム（山口大学）
11月25日	
12月22日	
平成30年11月24日	国際比較で見るSTEM—理系女性のキャリアパス（奈 良女子大学）
平成30年12月 1日	福島大学研究・地域連携成果報告会—地域の願い それ が大学の研究となる—（福島大学ほか）
平成30年12月 1日	広島大学シンポジウム「持続可能な開発目標を活用し た大学改革の促進と市民社会との協働」（広島大学）
平成30年12月 9日	地方国立大学と自治体が連携して実現する地域包括ケ アシステム～大分大学福祉健康科学部と大分県下の自 治体との取組～（大分大学）
平成30年12月22日	みんなの“イバダイ”学シンポジウム— これからの茨 大を考えよう（茨城大学）
平成31年 1月16日	教員育成指標に対応するために教員養成大学はいかに あるべきか（福岡教育大学）
平成31年 1月30日	グローバル化時代における国立大学外国語教育の役 割：学術探求と多言語コミュニケーション能力育成の 融合、挑戦と課題（東京大学）

【防災・日本再生シンポジウム（地方開催）】

平成30年 7月17日-20日 国際防災・危機管理研究岩手会議（岩手大学）

平成30年10月 8日	防災人材交流シンポジウム「つなぎ舎」（名古屋大学）
平成30年10月13日	災害後の復旧・復興へー学校・地域と大学がともにできることー（和歌山大学）
平成30年10月26日	平成30年度郷土づくりシンポジウム～豪雨に起因する土砂・流木による河川災害を考える～（鳥取大学）
平成30年11月 9日	九州地区 防災・減災シンポジウム in 宮崎 2018 ～東九州で想定される”来るべきメガ自然災害”の脅威と備えを考える～（宮崎大学）
平成30年11月10日	シンポジウム「南九州固有の地域防災と地域強靱化の最新動向」（鹿児島大学）
平成30年11月13日	南海トラフ巨大地震から地域を守るー防災人材育成と事前復興デザインへの取り組みー（愛媛大学）
平成30年11月17日	日本一の原子力立地 福井県における防災危機管理Ⅶ「原子力防災における緊急被ばく医療」（福井大学）
平成30年11月17日	九州大学北部豪雨災害支援団報告会～九州北部豪雨災害から学ぶ復興と地域再生～（九州大学）
平成30年11月30日	震災復興支援・災害科学研究推進室第7回シンポジウム（神戸大学）

【国際交流事業】

平成30年 4月26日-27日	日独共同学長シンポジウム（Japanese-German Symposium）
平成30年 6月 7日	日台大学学長フォーラム（Japan-Taiwan University Presidents' Forum）
平成30年10月23日	日豪イノベーション＆リサーチシンポジウム（Australia - Japan Innovation and Research Symposium Kyoto）
平成30年10月24日-25日	日豪大学職員短期交流研修事業（オーストラリア大学協会（UA）の幹部職員およびオーストラリアの大学の副学長級等受入れ）
平成30年10月30日	日英ラウンドテーブル（Japan-UK Dialogue on Exchange in Higher Education & Research）
平成30年11月27日-28日	日西学長会議（Japan - Spain Presidents' Joint

平成30年12月 7日
Symposium)
日仏高等教育シンポジウム (Japan - France
Symposium in Higher Education)

◇国立大学フェスタ

平成30年10月 1日- 11月30日 国立大学フェスタ 2018

(8) その他の活動

① 関係団体等の諸会合への参加

ア 就職関係

平成30年 6月11日	第1回就職問題懇談会
平成30年 9月10日	第2回就職問題懇談会
平成30年10月15日	第1回就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議
平成30年10月29日	第2回就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議
平成30年11月 5日	第3回就職問題懇談会
平成30年11月19日	第4回就職問題懇談会
平成30年12月 6日	第5回就職問題懇談会
平成31年 1月21日	第6回就職問題懇談会
平成31年 1月31日	第1回採用と大学教育の未来に関する産学協議会
平成31年 2月19日	第1回採用と大学教育の未来に関する産学協議会 地域活性化人材育成分科会
平成31年 2月20日	第1回採用と大学教育の未来に関する産学協議会 今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会
平成31年 2月26日	第1回採用と大学教育の未来に関する産学協議会 Society5.0人材育成分科会
平成31年 3月 7日	第2回採用と大学教育の未来に関する産学協議会 Society5.0人材育成分科会
平成31年 3月13日	第7回就職問題懇談会
平成31年 3月14日	第2回採用と大学教育の未来に関する産学協議会 地域活性化人材育成分科会
平成31年 3月22日	第2回採用と大学教育の未来に関する産学協議会 今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会

イ 国際関係

・ JACUIE (国公立大学団体国際交流担当委員長協議会) 関係

平成30年 4月26日-27日 2018 日独共同学長シンポジウム

平成30年 6月 7日	2018 日台大学学長フォーラム
平成30年11月27日-28日	2018 日西学長会議
平成31年 3月 5日-15日	第19回 JACUIE 協議会（書面審議）

・ UMAP（アジア太平洋大学交流機構）関係

平成30年 4月10日-16日	第1回 UMAP 日本国内委員会（書面審議）
平成30年 4月25日-26日	第1回 UMAP 国際理事会
平成30年 7月 2日	第1回 UMAP 日本国内委員会 WG
平成30年 7月 6日	第1回 UMAP 国際事務局運営委員会
平成30年 8月 3日	第2回 UMAP 日本国内委員会
平成30年 9月25日	第2回 UMAP 国際理事会
平成30年11月28日	第2回 UMAP 国際事務局運営委員会
平成31年 2月27日	第2回 UMAP 日本国内委員会 WG
平成31年 2月28日	第3回 UMAP 国際事務局運営委員会
平成31年 3月15日	第3回 UMAP 日本国内委員会

・ その他

平成30年5月18日-20日	第1回日露大学協会総会（第7回日露学長会議）及び日露学生フォーラム
平成30年 8月28日	日本留学試験実施委員会 第1回日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキンググループ
平成30年10月19日	第1回日本留学試験実施委員会
平成30年11月13日-15日	国際大学協会（IAU）国際会議2018
平成31年 1月31日	日本留学試験実施委員会 第2回日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキンググループ
平成31年 3月11日	日本留学試験実施委員会 第3回日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキンググループ
平成31年 3月26日	第2回日本留学試験実施委員会

ウ その他

平成30年 5月15日	第4回科学技術・学術審議会人材委員会
平成30年 5月22日	第5回高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議
平成30年 5月28日	第1回平成30年度大学機関別認証評価委員会
平成30年 6月11日	第1回ジャパン・ダイバーシティ・ネットワーク幹事会

平成30年 7月 4日	JA全中との懇談会
平成30年 7月30日	第9回大学ポータルート運営会議
平成30年 8月 1日	第2回ジャパン・ダイバーシティ・ネットワーク幹事会
平成30年 8月21日	第3回産学連携による科学技術人材育成に関する大学協議体会合
平成30年 9月 7日	第1回第三者の評価結果活用のための検討ワーキンググループ
平成30年10月16日	第2回男女共同参画推進連携会議「次世代の働きかけ」チーム会合
平成30年10月30日	男女共同参画推進連携会議 全体会議
平成30年11月 7日	国立大学法人等監事協議会「大学ガバナンスコードに関する検討分科会ーキックオフ・ミーティングー」
平成30年11月 8日	公明党文部科学部会ヒアリング
平成30年11月13日	国民民主党第三部会ヒアリング
平成30年11月20日	立憲民主党文部科学部会ヒアリング
平成30年11月21日-23日	The 4th ANUIES International Conference
平成30年11月27日	第1回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 総合フォーラム
平成30年12月12日	第1回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「補償金」
平成30年12月13日	第1回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ガイドライン」
平成30年12月13日	第1回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ライセンス」
平成30年12月14日	第2回第三者の評価結果活用のための検討ワーキンググループ
平成30年12月19日	日本共産党国会議員団予算及び税制改正要望に関するヒアリング
平成30年12月20日	第1回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「普及啓発」
平成31年 1月 9日	第2回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「普及啓発」
平成31年 1月 9日	第2回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「補償金」
平成31年 1月15日	第2回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム

	総合フォーラム
平成31年 1月22日	第2回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ガイドライン」
平成31年 1月24日	第2回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ライセンス」
平成31年 1月25日	第3回平成30年度大学機関別認証評価委員会
平成31年 1月30日	第3回男女共同参画推進連携会議「次世代の働きかけ」チーム会合
平成31年 1月31日	規制改革推進会議 第6回医療・介護ワーキング・グループ
平成31年 2月 4日	第10回大学ポートレート運営会議
平成31年 2月12日	第3回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「普及啓発」
平成31年 2月15日	第4回産学連携による科学技術人材育成に関する大学協議体
平成31年 2月19日	第3回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ライセンス」
平成31年 2月19日	第3回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「補償金」
平成31年 3月 5日	第3回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ガイドライン」
平成31年 3月12日	第4回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「補償金」
平成31年 3月14日	第3回著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 総合フォーラム
平成31年 3月19日	第2回産学連携による科学技術人材育成に関する大学協議体と産業界による意見交換

② 報告書等の刊行等

- ・一般社団法人国立大学協会概要 2018（和文・英文）
- ・一般社団法人国立大学協会概要会員名簿 '18
- ・広報誌「国立大学」第49号～第52号、別冊第16号
- ・冊子「国立大学法人職員必携」
- ・本格的な産学官連携による共同研究の事例
- ・平成30年度 障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査結果
- ・一般社団法人国立大学協会 ANNUAL REPORT（平成29年度）

- 国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第 15 回追跡調査報告書
- 「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第 5 回フォローアップ調査結果
- 国立大学附属病院の経営問題に関する第 15 次アンケート調査結果
- 国立大学における連携・協働による取組事例集
- 「政策的課題と科学的根拠（データ）の現状と課題」ディスカッション・ペーパー（政策研究所 高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ）
- 2018 年 国立大学法人 基礎資料集

③ 要望書等の受理

平成30年 6月 4日	「公正な入学者選抜」の実施について
平成30年 7月20日	産業教育の振興に関する要望書（専門学校の充実に関する要望書）
平成30年 7月20日	専門高校生徒の進学機会の拡大等に関する要望書
平成30年 9月11日	第 68 回国立大学工学部長会議・総会における要望書の提出について
平成30年10月 2日	家庭に関する学科等で学ぶ生徒の進学機会の拡大等についての要望書
平成30年10月24日	第 60 回全国産業教育振興大会（山口大会）における大会決議について

④ 外国からの訪問者（団体）対応

平成30年 4月27日	ドイツ大学学長会議（HRK）とのフォローアップ会合
平成30年 6月 7日	台湾高等教育国際合作基金会（FICHET）とのフォローアップ会合
平成30年 6月28日	駐日チリ共和国大使来訪
平成30年 8月 8日	アメリカ教育協議会（ACE）との意見交換
平成30年10月23日	オーストラリア大学協会（UA）とのフォローアップ会合
平成30年10月30日	英国大学協会（UUK）とのフォローアップ会合
平成30年12月 6日	アメリカ教育協議会（ACE）との意見交換
平成30年12月 7日	フランス大学長会議（CPU）およびフランス技師学校長会議（CDEFI）とのフォローアップ会合
平成31年 2月 4日	ドイツ大学学長会議（HRK）との意見交換

Ⅱ 各種会議等議事録、議事概要

(1) 総会	18
(2) 理事会	44
(3) 各委員会等 (各委員会に置く小委員会等の議事概要を除く。)	
入試委員会	78
教育・研究委員会	82
大学評価委員会	84
国際交流委員会	85
経営委員会	91
広報委員会	95
事業実施委員会	101
国立大学法人総合損害保険運営委員会	105
政策研究所	106

一般社団法人国立大学協会
平成30年度第1回通常総会（平成30年6月）議事録

日 時 平成30年6月12日（火） 14：30～17：15
場 所 学士会館 2階 210
出 席 者 各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長

- 山極会長（議長）から、総会の公開について諮る旨の発言があり、カメラ撮影を含め、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員86名のところ、81名の出席及び5名の委任状を得ており、定足数を満たしていることが確認された。
- 議事録署名人として、議長、岡副会長及び室伏副会長の3名を選出した。
- 議長から、開会の挨拶があった。
- 議長から、平成30年3月8日開催第4回通常総会以降に就任した新学長及び機構長の紹介があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり、事業報告を取りまとめた旨説明があった。

2 理事会の審議状況について

木谷常務理事から、政策会議及び理事会の審議状況等について、資料2のとおり、説明があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり、取りまとめた旨説明があった。引き続き、各委員長等から以下のとおり報告があった。

- ① 教育・研究委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。
- 3月12日に、経団連が、2019年度卒業・修了予定者の採用活動時期について、現行と同じスケジュールを維持することを発表した。これを踏まえて、就職問題懇談会は、3月26日に平成29年度第3回会議を開催し、資料3-2-1のとおり、3月30日に「2019年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を公表した。この通知文の最後には、大学等が「申合せ」を遵守する旨の一文が追加されている。
 - 「申合せ」の内容については、昨年から大きな変更はないが、2点の変更箇所について資料3-2-2を用い説明する。
 - (1) インターンシップの適切な実施のため、1日限りで就業体験を伴わないもの(いわゆる「ワンデーインターンシップ」など)については、実態にあった別の名称の使用を企業に求めるよう、記述が具体化された。
 - (2) 2020年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動について、東京オリンピック・パラリンピックについての記述が追加された。なお、東京オリンピック・パラリンピック開催による就職・採用活動への影響については、これから議論が必要と思われる。
 - 各大学においては、「申合せ」の全学的な実行への協力を願う。なお、4月から私が就職問題懇談会座長に就任し、6月11日に平成30年度第1回就職問題懇談会が開催された。
- ② 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 3月10日(土)に、JACUIEとアメリカ教育協議会(ACE)との共催で、ワシントンD.C.にて「U.S.-Japan University Partnerships Dialogue」と題したラウンド・テーブルを実施し、日本側からは15大学・機関(国立大学からは8大学)、米国側からは13大学・機関が参加し、日米学生交流の活性化方策、バーチャルな連携の取組方策、日米の高等教育セクターに関する提言等、意見交換を行った。その後、両機関及び両国の大学間の今後の交流・協力関係の一層の活性化を目指すことを確認する協定が資料3-3-2のとおり締結された。
 - 4月26日(木)～27日(金)、ドイツ大学学長会議(HRK)及びベルリン日独センター(JDZB)との共催で、2018日独共同学長シンポジウムを一橋講堂にて開催し、日本からは64機関121名(うち国立大学からは32大学64名)、ドイツからは22機関25名の参加があった。終了後には、HRKと意見交換会を実施し、シンポジウムの振り返りや次回シンポジウムの基本方針を含め、今後の連携について広く意見交換を行った。

- 6月7日（木）に、台湾の高等教育国際合作基金会（FICHET）との共催で、広島大学をホスト校とし、2018日台大学学長フォーラムを広島にて開催した。日台双方より大約200名の参加があり、JACUIEとFICHETとの間で、日台双方の大学間の協力関係を推進していくための共同宣言が採択された。
- 今後の事業計画についてだが、10月30日（火）に、英国大学協会（UUK）及び駐日英国大使館との共催で、2018日英共同学長シンポジウム（仮称）を東京にて、また、在スペイン日本大使館等の協力で、日西学長会議をサラマンカ大学にて、それぞれ開催予定である。また、前回総会時にアナウンスした日仏高等教育シンポジウム及びフォローアップミーティングについては12月7日（金）に開催する。

③ 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 今後の研修等の開催予定は資料3-5-1のとおりであり、8月23日、24日にホテルモントレ横浜で開催予定のトップセミナーにおいては、学長各位の出席を願う。
- また、次代のトップマネジメント人材の育成を目的とし、幹部教職員を対象とした2泊3日の合宿形式による「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（UDWS）」を8月31日（金）から9月2日（日）、クロス・ウェーブ府中にて開催予定である。47機関から49名の応募があり、研修会のファシリテーターによる書類選考を行った結果、47名の受講を許可することし、各機関宛に選考結果を通知した。参加機関の学長におかれては、受講者は事前課題及びレポートに取り組んだ上で研修会に臨むことを御承知おき願う。

4 各支部の活動状況について

議長から、資料4のとおり、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- ① 5月22日に第12回議連総会が開催され、私と松尾副会長、永田副会長から、資料5-1に基づき、平成31年度予算及び税制改正に向けての重点事項、国立大学のガバナンス・人事給与マネジメントの改革の方向性について説明を行い、その後意見交換を行った。出席議員からは、予算増を望むのであれば明確に数値で示すべき、国立大学の現状について各大学から地元の議員等に十分に説明すべき等の発言があった。学長各位には、国大協の資料や各大学で作成した資料を用いて、地元の議員等に対し、概算要求時期をはじめ随時説明し理解を得られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

- ② 「骨太の方針」と「未来投資戦略2018」及び「統合イノベーション戦略」等については、近々閣議決定されるとのことであり、適切に対応していきたい。なお、財政審財政制度等審議会で示された財務省資料において、「我が国の高等教育部門における研究開発費総額はドイツと遜色ない水準なのに、TOP10%論文数は少なく生産性が低い」とされており、このことは先日の新聞報道のみならず、最近の各種会議における大学改革の議論にも影響を与えているように思える。各国の研究開発費について、データの整合性等の観点から、単純な国際比較は慎むべきであるが、今回、国立大学協会事務局において、検証可能な範囲で資料5-2のとおり作成した。

この統計における高等教育部門における研究開発費総額のうち、ドイツ政府の大学の研究開発に対する支援は、我が国よりもはるかに手厚くなっており、内訳は明らかにされていないものの、研究開発費に占める国立大学の割合は約46%と推計されるが、日本の大学のTOP10%補正論文のうち国立大学が76%を占めている。

さらに、大学における民間企業との共同研究・受託研究の件数及び受入額は、国立大学が全大学の70%を占めるとともに、平成22年の実績に比して、それぞれ大きく増加している。

国立大学としては、研究の生産性を一層高めるとともに、財源の多様化にも努力していきたいと考えているが、政府をはじめ各方面に対しては、このような諸外国の状況も踏まえた上で運営費交付金等の基盤的経費の確保について引き続き働きかけていきたいと考えている。

- ③ 国大協では、近年、経済界や地方六団体と意見交換を行いながら、各国立大学が実施する教育・研究及び地域貢献に関する多種多様な活動を行ってきたが、既に各地域においてJAと密接な関わりがあることから、更なる地域発展のための方策として、今後、JAと積極的に連携を図りたいと考える。当該連携に係る状況について、石田宇都宮大学長からご説明頂きたい。

II 協議事項

1 平成29年度の実績報告について

木谷常務理事から、資料6-1及び資料6-2に基づき、事業報告書（案）及び決算報告書（案）について説明があり、引き続き、夢沼監事から、資料6-3に基づき、監事監査結果について報告があり、審議の結果、これを承認した。

2 大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等について

岡入試委員長から、資料7に基づき、3月30日に公表した「英語認定試験及び大学入学共通テストの記述式問題の活用に関するガイドライン」において「別途示す」とした「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等について（案）」について、入試委員会、各大学からの意見、理事会で協議を踏まえ取りまとめたこととその内容について説明があり、審議の結果、これを承認し、公表することとした。

3 2020年度入学者選抜に関する実施要領等について

岡入試委員長から、資料8に基づき、「国立大学の入学者選抜についての2020年度実施要領（案）等」について各大学へ意見照会し、入試委員会において取りまとめたこととその内容についての説明があり、審議の結果、これを承認し、全会員大学へ通知することとした。

4 これからの時代における本格的な産学官連携による共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）について

松尾 WG 座長から、資料9に基づき「これからの時代における本格的な産学官連携による共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）」を取りまとめたこと及びその内容について説明があり、審議の結果、これを承認し、公表することとした。

また、WGにおいて作成した、本格的な産学官連携による共同研究の取組みの事例集について、国大協会員専用HPに近日中に掲載予定であることが報告された。

5 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の在り方について

松尾 WG 座長から、資料10に基づき、「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性（案）」として取りまとめたこと及びその内容について説明があり、審議の結果、再度意見照会を行った上で一部修正することとなった。

6 国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革の在り方について

永田 WG 座長から、資料11に基づき、「国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正等の在り方（論点整理）（案）」として取りまとめたこと及びその内容について説明があり、審議の結果、一部修正の上で公表することとした。

Ⅲ その他

1 関係機関からの情報提供等

① 大学改革支援・学位授与機構

福田秀樹 大学改革支援・学位授与機構長から、資料1 2に基づき、法人評価に係る職員派遣の依頼等説明があった。

② 大学入試センター

山本廣基 大学入試センター理事長から、資料1 3に基づき、センター試験の実施、試験問題作成委員の派遣、試行調査について説明があった。

以 上

一般社団法人国立大学協会
平成30年度第2回通常総会（平成30年11月）議事録

日 時 平成30年11月2日（金） 15：15～17：10
場 所 ホテル日航金沢 鶴の間A・B
出席者 各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長

- 山極会長（議長）から、総会の公開について諮る旨の発言があり、カメラ撮影を含め、公開することとした。
- 議長から、相次いだ台風による強風、大雨、高潮の被害、大阪北部地震及び北海道胆振（いぶり）東部地震によって亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、罹災者に対しお見舞いを申し上げた。大学への被害状況を報告し、一日も早い、復旧・復興に向け、国立大学総体として支援していくこと、また、そのための予算を要望していくことが確認された。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員86名のところ、75名の出席及び11名の委任状を得ており、定足数を満たしていることが確認された。
- 議事録署名人として、議長、松尾副会長及び永田副会長の3名を選出した。
- 議長から、開会の挨拶があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり、事業報告を取りまとめた旨説明があった。

2 理事会の審議状況について

木谷常務理事から、政策会議及び理事会の審議状況等について、資料2のとおり、説明があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり、取りまとめた旨説明があった。引き続き、各委員長等から以下のとおり報告があった。

- ① 教育・研究委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。
- 就職・採用活動をめぐる動きについて、経団連会長による「採用選考に関する指針」廃止の決定を受け、就職問題懇談会は座長声明及び「就職・採用活動等に関する基本的考え方」を公表した。その後「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」が設置され、現在の大学2年生についても、現行ルールの日程を維持していくことが決定された。インターンシップや中長期的な議論については、今後、就職問題懇談会や教育・学生小委員会にて議論を行う。
 - 2018年5月に教育の情報化の推進のための著作権改正法が公布され、授業等で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理については、早ければ2020年4月から、学校が指定管理団体へ一定の補償金を支払うこととなった。これを受けて、8月に教育分野に関係する著作権の権利者団体と教育機関の団体により構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が設置され、当協会から教育・研究委員会専門委員の2名を推薦した。
- ② 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 台湾、オーストラリア及びイギリスとの各事業について、資料3-4のとおり実施した。各事業におけるホスト校や大学訪問先大学、登壇及び出席に対して感謝申し上げる。
 - 「The 4th ANUIES International Conference」については、基調講演依頼に応じ、2日目のセッションにて、広島大学の山本陽介理事・副学長（研究担当）に登壇願う予定であり、「2018 Japan - Spain Presidents' Joint Symposium」については、開催日程等が資料のとおり確定したので確認願いたい。
 - 外国人留学生のわが国での就職の促進について、政府や与党、関係議員連盟等にて検討が進められ、新たな在留資格の創設に係る法案の骨子が10/12に関係閣僚会議で了承された。また、10/19には関係議員連盟で採択された決議が文部科学大臣に手交されたとのことであり、引き続き、政府等の動向を踏まえ、適切に対応していきたい。
- ③ 広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 広報誌「国立大学」第49号を6月末に、第50号を9月末にそれぞれ発行し、会員校だけでなく、国会議員や関係省庁、中教審将来構想部会や研究環境基盤部会など文部科学省の委員会においても配付し、積極的な広報を実施している。また、広報誌の別冊として年に1回発行している冊子「国立大学の現状」を7月中旬に発行

した。

- 今後発行予定の51号では「基礎研究」をテーマに、Opinionでは昨年WPIに指定された金沢大学ナノ生命科学研究所にスポットを当て、山崎学長及び福岡剛士所長へのインタビューを実施し、来年3月に発行の52号では「データサイエンス」をテーマに、OpinionではIBMフェローの浅川智恵子氏へのインタビューを掲載予定である。
- ④ 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 8月23日から24日の2日間にわたり、「国立大学法人トップセミナー」を開催し、当日の分科会にて「ガバナンス改革」「人事給与マネジメント改革」を主なテーマとし、活発な意見交換を行った。
 - 将来の経営人材の育成とマネジメント力向上及び参加者間のネットワーク構築を目的とした「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」を、8月31日から2泊3日で開催し、3名の講師による講演のほか、連日熱心な討議が行われた。
 - 10月19日に「第17回大学改革シンポジウム」を開催し、「高等教育の将来構想」をテーマとして、永田副会長はじめ国公私の大学団体からの講演と、ジャーナリスト、産業界及び高等学校の関係者を交えたパネルディスカッションを行った。
 - 11月16日に、学術総合センターの一橋講堂において、「大学マネジメントセミナー」を開催予定であり、「人文社会科学系分野の研究力の強化に向けて」のテーマにて、一橋大学の蓼沼学長ほか3名による講演と、パネルディスカッションを予定している。
 - 当協会が平成32年度（2020年度）に70周年を迎えることを受け、資料3-7-3のとおり、本委員会の下に記念誌の刊行及び祝賀会の開催等を検討する準備委員会を設置することについて、書面審議の結果承認され、今後、種々検討を開始予定である。

4 各支部の活動状況について

議長から、資料4のとおり、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

次いで、久保 九州大学長（九州地区支部）より、平成31年度11月開催予定の通常総会の当番大学が熊本大学に決定した旨報告があり、次いで、原田 熊本大学長から挨拶があった。

5 会長からの報告

- ① 会長から、平成31年度概算要求・税制改正について、国大協として取りまとめた要

望書を、8月の議連総会で説明し、採決された「平成31年度予算における国公立大学関係予算の充実及び税制改正に関する決議」とともに関係各位に手交し、要望活動を行った旨報告があった。また、10月24日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会における財務省の主張内容は承服し難く、反論の準備を行いながら、今月16日開催の議連総会を始めとした諸会合へ臨む所存であり、今後も種々動向を注視し最善の努力をするが、各大学長においても、地元議員、知事等をはじめ地元の各方面に対して、積極的に働きかけ願う旨発言があった。

- ② 会長から、今年1月に最終まとめを作成した国立大学の将来像のフォローアップとして、将来像WGの元座長である永田副会長を中心とし、元WG委員に意見を聞きながら、国大協として特に重点的に取り組む事項について具体的な行動計画を策定予定である旨報告があり、詳細について永田副会長から説明があった。

また、説明後、会長から各所掌の委員会等にて、長期的な視点も含めて積極的に議論願う旨、付言があった。

- ③ 会長から、中央教育審議会にて「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申案）」が示されているが、先月17日に開催の将来構想部会における、国大協を含む関係団体に対するヒアリングに出席し、資料5-2をもとに寄附や資産運用を含めた税制改革と我が国の研究力を支える大学院生への支援の充実について強く主張を行った旨、報告があった。

引き続き、会長から、国立大学の将来像の文章において、女子学生を留学生・社会人と並び記述している事に対する指摘については適切に修正する旨回答し、全都道府県に少なくとも1つの国立大学を置くことへの質問に対しては、これからの分散型経済、知識集約型社会の核としての役割を国立大学が担う旨回答した事、また、このヒアリングの内容を踏まえ、11月26日開催の中教審総会において、最終的な答申が出される予定である事について報告があった。

II 協議事項

- 1 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方（案）について
松尾座長から資料6に基づき、これまでの議論の経緯及び基本的な考え方を取りまとめる主旨とその概要について、引き続き、木谷常務理事から事前に提示した案からの修正箇所を中心に内容について、それぞれ説明を行った上で意見交換を行い、種々審議の結果、出された意見を基に一部修正の上で公表することとした。

2 平成31年度国立大学法人関係予算及び税制改正への対応について

議長から、資料7に基づき、財政制度等審議会財政制度分科会における、毎年度の「教育・研究の質を評価する共通指標に基づいて配分する割合をまずは10%程度にまで高める」との方向性及び主張の根拠とされる数値等に対して反論する内容の会長声明を発出することについて提案があり、引き続き、木谷常務理事から声明（案）の内容について説明があった。審議の結果、一部修正の上でこれを承認し、本会長声明を総会終了後に公表することとした。

Ⅲ その他

1 関係機関からの情報提供等

① 大学改革支援・学位授与機構

福田秀樹 大学改革支援・学位授与機構長から、資料8に基づき、シンポジウムの案内等について説明があった。

② 大学入試センター

山本廣基 大学入試センター理事長から、資料9に基づき、平成31年度大学入試センター試験出願受付状況、平成32年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等、「大学入学共通テスト」の実施等に向けた大学入試センターの取り組みについて説明があった。

③ 日本学生支援機構

遠藤勝裕 日本学生支援機構理事長から、資料10に基づき、日本学生支援機構奨学金の現状等について説明があった。

2 その他

① 榎野 岡山大学長から、当日午前中に開催された、医学系出身国立大学長懇談会において、消費税増税に伴う十分な予算措置についての議論があり、診療報酬による適切な評価や非課税還付等の消費税補填不足の解決に向けた抜本的な対応について要望している、国立大学附属病院長会議による「平成31年度国立大学附属病院関連要望」を国大協として追認願う旨発言があり、審議の結果、承認された。

② 高橋 新潟大学長から、遠藤 日本学生支援機構理事長に対して、本人及び連帯保証人から奨学金の返還が滞った場合に、保証人に対して、半額返還で済むことを伝えず、全額返還求めている旨の報道について事実関係を説明願う旨、発言があった。

遠藤 日本学生支援機構理事長から、民法の定めにより、保証人が返還の義務を負うのは半額であるが、現状は全額返還を求めており、今後、制度について丁寧に説明を行っていくと共に、制度の改善についても検討していく予定である旨、発言があった。

以 上

一般社団法人国立大学協会
平成30年度第3回通常総会（平成31年1月）議事録

日 時 平成31年1月23日（水） 14：25～16：15
場 所 学士会館 2階 210
出席者 各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長

- 山極会長（議長）から、総会の公開について諮る旨の発言があり、カメラ撮影を含め、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員86名のところ、77名の出席及び9名の委任状を得ており、定足数を満たしていることが確認された。
- 議事録署名人として、議長、岡副会長及び室伏副会長の3名を選出した。
- 議長から、開会の挨拶があった。
- 議長から議事に先立ち、平成31年度予算について、中期目標期間中に毎年度評価による予算の配分の仕組みが導入される結果となったこと、京都大学の入試に係る英語4技能の取扱いについて、国大協の方針に沿わないかの様な誤解を招き兼ねない報道がされたことについて、お詫びがあった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり、事業報告を取りまとめた旨説明があった。また、資料1-4については、机上配布している旨付言があった。

2 理事会の審議状況について

木谷常務理事から、政策会議及び理事会の審議状況等について、資料2のとおり、説明があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり、取りまとめた旨説明があっ

た。引き続き、各委員長等から以下のとおり報告があった。

① 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- 第4回入試委員会において、国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の公表について、協議を行なった。協議事項において案を示しているため、後ほど審議いただきたい。
- AO入試については、現在、国大協として併願を認めるとも、一つの大学・学部への出願に限るとも、大学入学者選抜実施要領・細目等において明確に記載していない。そのため、各大学の学生募集要項等に明記していないケースが多く受験生に併願の可否を正確に伝えられていない状況にある。そこで、国大協としては、従来通り、AO入試の併願の可否は定めないが、2020年度入学者選抜から、各大学・学部は併願の可否について募集要項等に明記して受験生に周知するよう求めることとした。
- 2021年度入学者選抜実施要領については、今後文科省や入試センターの検討状況に合わせて内容を詰め、必要に応じて全会員大学への意見照会を行った上で、本年6月総会において策定予定である。
- 調査書の電子化については、文部科学省から関係団体等に意見照会が実施され、委員・専門委員の意見を踏まえ、電子データと紙媒体の調査書が混在することになると業務負担等が大きくなりミスを誘発する可能性があることから、国立大学の基本的な対応としては、高等学校側の電子データ化への対応が完了してから導入することとしたい等、国大協として意見を取りまとめ、文部科学省へ回答した。
- 「大学入試センターが大学の求めに応じ記述式問題等を提供する方式」について、大学入試センターと協力しながら近日中に全会員大学へ各大学における利用の検討状況等アンケートを行う予定であるため、協力いただきたい。

② 教育・研究委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

- 「高等教育における国立大学の将来像」等を受けて国立大学協会として特に重点的に取り組むべき事項については、教育・学生小委員会及び研究小委員会で検討を進めている。
- 教育・学生小委員会では、昨年11月13日に第2回を開催し、国立大学協会として特に重点的に取り組むべき事項として、「学生の流動性の向上」「インターンシップ」「リカレント教育」の3点について検討を行った。
- 今月29日には第3回を開催するが、産業界との意見交換として、経済同友会及び新経済連盟に出席を依頼し、各経済団体における活動について大学との連携という観点から説明願う予定である。

- (以下、位田 研究小委員会委員から発言) 研究小委員会では、1月17日に研究小委員会を開催し、「産学連携プラットフォームの構築による民間からの拠出による産学連携版の科学研究費助成基金の創設」について議論を行い、文部科学省から、産学連携に関する政策について説明があった上で、種々意見交換を行った。
 - また、電子ジャーナルをめぐる問題について、国立情報学研究所の船守准教授から説明があり、意見交換の結果、問題を議論するための関係機関による体制づくりを早急に検討することとなった。
 - (以下、室伏 男女共同参画小委員会委員長から発言) 例年、男女共同参画小委員会で実施している調査について、今年度は6月28日から7月31日にかけて各大学へ調査を実施した。ここで示す資料は報告書の概要版であり、アクションプランに定める項目の結果を中心にまとめている。
 - 女性教員比率について、国立大学全体で16.7%となり、前回調査よりも0.5ポイント増加、女性教員比率が20%以上の大学数は29大学となり、前回調査よりも5大学増加した。
 - 学長・理事・副学長の合計の女性比率は前回調査より0.1ポイントの減少となり、7.8%であった。また、意思決定機関等に占める女性比率は、前回に引き続き目標値を達成し、10.7%となったものの、その内訳である経営協議会・教育研究評議会委員、部局長等、監事の女性比率は目標に達していないため、引き続きそれらの役職の女性比率を上げていくことが課題である。
 - 教授・准教授・課長相当職以上の職員に占める女性比率は、それぞれ10.3%、16.7%、17.5%となり、前回より増加し、課長相当職以上の職員の女性比率について、今回初めて目標を達成した。
 - 今回の調査報告書と概要版は、すでに各大学及び関係機関に送付し、国立大学協会のHPで公表している。効果を上げている大学の取組例等もまとめているので、各大学の男女共同参画の推進にあたり、是非活用頂きたい。
- ③ 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- オーストラリア、イギリス、IAU、メキシコ、スペイン及びフランスとの各事業について、資料3-4-1以降のとおり、それぞれ実施・協力した。各事業におけるホスト校や大学訪問先大学、登壇及び出席に対して感謝申し上げる。
 - 高等教育における国立大学の将来像に対するフォローアップとして、国立大学協会として重点的に取り組むべき事項のうち国際展開に関連する事項(①海外拠点の共同化および共同設置による国立大学のPRと留学生のリクルート推進、②国立大学共同による留学生選抜システムの開発、③複数大学の共同による留学生受入れプ

プログラムの開発、④日本語教育・日本事情教育の充実)について、現在本委員会で議論しているところであり、具体的な行動計画を策定すべく、さらに議論を進めていく予定である。

④ 広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 12月末に発行した、広報誌「国立大学」第51号を机上に配付している。今回のテーマは「基礎研究」とし、「Opinion」では、金沢大学ナノ生命科学研究所にスポットを当て、金沢大学の山崎 光悦学長及び福間 剛士所長に話を伺った。また、各大学の取組を紹介する「Episode」では、岡山大学、高知大学の取組を取り上げた。
- 今後発行予定の広報誌「国立大学」について、52号では「データサイエンス」をテーマに、Opinionでは、IBMフェローの浅川 智恵子氏のインタビューを実施、各大学の取組を紹介する「Episode」では、滋賀大学、神戸大学、富山大学の取材を行った。平成31年6月に発行する53号では、「SDGs」をテーマに、Opinionではニュースキャスター・東京藝術大学理事の国谷 裕子氏のインタビュー記事を掲載予定である。
- 10月17日に学士会館において、報道機関各社の記者・論説委員等との懇談会を開催した。これは、文部科学記者会の所属記者及び総会に参加した記者を中心に案内し、開催したものであり、参加者については資料3-6-1のとおりである。
- 懇談会では、国大協の動向や中教審がまとめた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申（案））」に対する国大協の意見を山極会長から紹介したほか、国大協各委員会の活動について説明を行った後に、国立大学や国大協の取組に関して活発な意見交換が行われた。

4 各支部の活動状況について

議長から、資料4のとおり、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- ① 平成31年度予算・税制改正関係について、昨年12月21日に閣議決定されたが、運営費交付金等（基盤的経費）の総額としては前年度と同額の1兆971億円となっており、その配分において、新たに、大学が自由に用途を決定できる基幹経費に700億円の評価対象経費を設け、3分類ごとに成果指標に基づく評価・配分を行う仕組みが導入されている。来年度は激変緩和のため変動幅は90%~110%とし、2020年度以降は対象経費・変動幅が順次拡大する方向が示唆されている。

また、税制改正関係では、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充、学資の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長などが認められている。

これらを受け、先月25日に、柴山文部科学大臣をはじめ、文科省関係各所及び議連の主要メンバーを訪問し、今回の尽力に対するお礼と今後の更なる支援について要請を行い、さらに、本日午前中には、机上配布している資料1-4のとおり、会長コメントを発売したところである。

国の財政が厳しい状況下で、前年度と同額の運営費交付金が確保され、また、施設・設備関係予算や科研費が前年から増額となったことについては一定の評価をすべきだと考えるが、一方で、前年度同額の機能強化経費における再配分300億円に加えて、新たに基幹経費のうち700億円が評価対象経費とされ、毎年度の評価により、傾斜配分がなされることとなり、今後も順次拡大する方向が示唆されたことについては、安定的な基盤的経費の確保という我々の主張が受け入れられず極めて残念である。

中期目標期間を基本として、基盤的経費である運営費交付金を安定的に措置し、その間の成果の評価を次期に反映するのが本来の国立大学法人制度及び運営費交付金の在り方であるということについて、引き続き各方面に対し、国立大学の改革の推進状況も合わせて示しながら、粘り強く説明していく必要があると考えている。

② 先月20開催の総合科学技術・イノベーション会議において、上山議員及び文科省から国立大学改革に関する説明があったが、安倍総理から、年俸制の完全導入などの人事給与改革と研究者の流動性の向上、運営費交付金の配分方法の見直し、1法人複数大学化などについて発言があり、国立大学の改革関連の動きがさらに加速することが予想される。大学の自治にまで直接手を入れられるようなものに対しては、きちんと反論していくべきであるが、一方で、こうした動きに対して後手を踏まないためにも、我々自身で国立大学の改革について積極的な議論を行う必要があると考える。

③ 国大協内での議論すべきものとして、「コストの見える化」と「教育・研究成果に係る客観的指標及びその分析・評価手法」については、特に重点的に検討を行う必要があると考え、経営委員会のもとに「国立大学法人におけるコストの見える化検討会」を、大学評価委員会のもとに、「国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会」をそれぞれ設置した。

また、教育・研究の成果に係る評価検討会についても、西尾 大学評価委員会委員長を座長として、明日、第1回を開催予定とのことである。

両検討会での議論の状況については、必要に応じて報告頂く事とするが、まずは、今年4月頃を目途に、基本的な方向性について取りまとめる予定としている。

- ④ 経団連が先月公表した「今後の採用と大学教育に関する提案」に基づき、大学と経団連の代表の間で、産業界が求める人材像や採用のあり方・大学教育への期待などに関し、意見交換を行う場として、採用と大学教育の未来に関する産学協議会が設置されることとなった。第1回会合が近く開催される予定になっており、議論の内容については適宜報告させていただく。

II 協議事項

1 国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の公表について

岡入試委員長から資料6に基づき、入試委員会にて作成し、理事会にて審議された、公表方針案の内容について説明を行った上で意見交換を行い、審議の結果、原案のとおり承認された。

2 諸規則の一部改正について

木谷 常務理事から、資料7に基づき、各委員会に置く専門委員について、その数も含めて委員会の判断とするため、一般社団法人国立大学協会委員会規程について一部改正を行うこととしたい旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

3 国立大学法人を巡る状況について

議長から、「運営費交付金と評価の在り方」をテーマに意見交換を行いたい旨の発言があり、次いで、木谷 常務理事から資料5及び資料8に基づき説明があり、その後意見交換を行った。

III その他

1 関係機関からの情報提供等

① 大学入試センター

山本廣基 大学入試センター理事長から、平成31年度大学入試センター試験実施と作題委員に対する謝辞があった。

2 その他

- ① 北野 大分大学長から、一般社団法人禁煙学会より、国立大学協会及び各大学に対して、キャンパス内禁煙に関する要望書を送付したので確認願う旨の発言があった。
- ② 西尾 大阪大学長から、教育・研究の成果に係る評価検討会において、評価指標等の検討を行うに際し、各大学に対して意見照会やアンケート等を実施するので、協力願う旨の発言があった。

- ③ 今岡 奈良女子大学長から、一法人複数大学の制度設計が進んでいるが、国大協の定款上、会員は法人の長となっており、動向を見ながら、今後どのように取り扱うか、国大協内でも検討する必要がある旨の発言があった。

以 上

一般社団法人国立大学協会
平成30年度第4回通常総会（平成31年3月）議事録

日 時 平成31年3月14日（木） 15:15～17:15
場 所 学士会館 2階 210
出 席 者 各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長

- 山極会長（議長）から、総会の公開について諮る旨の発言があり、カメラ撮影を含め、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員86名のところ、78名の出席及び7名の委任状を得ており、定足数を満たしていることが確認された。
- 議事録署名人として、議長、松尾副会長及び永田副会長の3名を選出した。
- 議長から、開会の挨拶があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり、事業報告を取りまとめた旨説明があった。

2 理事会の審議状況について

木谷常務理事から、政策会議及び理事会の審議状況等について、資料2のとおり、説明があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり、取りまとめた旨説明があった。引き続き、各委員長等から以下のとおり報告があった。

① 教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 教育の情報化の推進のための著作権法改正をめぐる動きについて、資料3-2-1のとおり、平成30年5月に教育の情報化の推進のための著作権改正法が公布され、授業等で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理については、学校が指定管理団体

へ一定の補償金を支払うこととなった。

- 補償金制度の開始にあたり、資料3-2-1のとおり、教育分野に関係する著作権の権利者団体と教育機関の団体により構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が合計16回開催され、当協会からは、教育・研究委員会専門委員である千葉大学の竹内副学長及び福岡教育大学の和教授を推薦し、権利者団体との意見交換を行ってきた。
- また、補償金の徴収及び分配を行う団体として、1月22日に「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会」(SARTRAS)が発足し、2月15日付けで文化庁長官により指定管理団体に指定された。
- 今後は、指定管理団体が教育機関団体からの意見聴取を経て補償金額を決定し、文化庁の文化審議会に諮った上で補償金額の認可を受けることとなり、早ければ2020年4月から補償金の徴収開始を予定している。
- なお、指定管理団体からは、教育機関団体への意見聴取を3月下旬に行う予定であると聞いており、国大協としては、各大学へ照会したうえで、教育・学生小委員会において意見を取りまとめ、提出する予定である。

② 大学評価委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1月23日の総会において山極会長から報告があったとおり、大学評価委員会の下に、国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会が設置され、1月24日に第1回、2月22日に第2回、3月8日に第3回の評価検討会を開催した。
- 当面のスケジュールとしては、4月頃までに第4期中期目標期間における教育・研究に関する客観的指標等に関する基本的な方向性をとりまとめることを目途として検討を進めていく予定である。
- 第1回の評価検討会においては、議論を進める前に、大学評価に関する現状や課題、本検討会の設置の趣旨、大学評価制度の動向等について、文部科学省や委員に説明いただいた後、第4期中期目標期間における望ましい評価制度の方向性について意見交換を行った。
- 第2回の評価検討会においては、前回の本検討会において、本検討会の扱う対象、位置付け等について委員から意見があり、対象、位置付けを明確にするため、主に第4期中期目標期間における教育・研究のそれぞれの成果に係る客観的な指標及び各大学のミッションや多様な学問分野等の特性に応じたそれらの指標の分析・評価の手法について検討を行い、本検討会の検討結果のうち活用できるものは第3期中期目標期間においても活用していく方向で進めていくことを冒頭に確認した。その後、全会員大学からの意見を踏まえ、教育・研究に関する評価指標の考え方、第4期中期目標期間における国立大学法人の評価の在り方について検討を行った。

- 第3回の評価検討会においては、第1回及び第2回の検討内容をもとに作成した「第4期中期目標期間における国立大学法人の教育・研究に関する客観的指標等の在り方について（論点整理）」について検討を行った。
 - 総会の場でも述べたが、本件については検討会内だけの議論ではなく、全会員大学の意見を確認しながら検討を進めたいとの考えから、「国立大学法人の評価及び運営費交付金の配分への反映の在り方」について、全会員大学へ意見照会した。各会員大学の協力を御礼申し上げる。
- ③ 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 今後実施予定の国際交流事業のうち、当面予定している事業については、資料3-4のとおりであり、このうち、UUK との事業で、6/12-14 開催予定の英国への派遣事業については、現在、各国立大学の担当者及び平成30年度ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（UDWS）参加者に対して、参加希望を照会中である。
 - 同じく、UUK と検討中の事業である Student Mobility Guide の作成についても、日英間の高等教育に係る学生流動の好事例や課題等の情報提供について、各国立大学へ依頼中であり、協力をお願いする。その他の事業も含めて、詳細が確定次第、改めてお知らせする。
- ④ 経営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 委員会等の開催状況については資料3-5 のとおりであり、2月15日の経営委員会は、第2回の経営委員会、第1回の人事労務小委員会及び第1回の財務・施設小委員会を合同で開催し、「コストの見える化検討会」等の検討状況や、国立大学の将来像を受けて、国大協として重点的に取り組むべき事項として経営委員会に付託された「資産運用の共同化」や、規制緩和の要望等について事務局から説明を受け、意見交換を行った。
 - また、文科省文教施設企画・防災部計画課から、平成31年度の施設整備費予算や、「国立大学法人等施設の長寿命化に向けた基本的な考え方の整理」について説明を受け、意見交換を行った。
 - 1月31日には、広島大学の越智学長を委員長として、第1回の病院経営小委員会を開催している。内容については、資料を参照いただきたい。
 - 加えて、例年どおり、人事労務小委員会の下で、「障害者雇用及び高齢者雇用に関するアンケート」及び「人件費等に関する調査」を、病院経営小委員会の下で、「附属病院の経営問題に関するアンケート」及び「附属病院の勤務状況に関するアンケート」を実施した。調査結果については、2月末に会員大学または調査協力大学へフィードバックしているので、活用いただきたい。各種アンケート調査への協力に対し、深く御礼申し上げます。

- 「コストの見える化検討会」について、資料3-5-1の検討スケジュールのとおり、大学改革支援・学位授与機構に設置されている「コスト分析手法検討WG」における検討状況も踏まえて、4月4日に第2回検討会を開催する予定であり、来年の2月までにコスト分析手法について取りまとめ、報告する。
- ⑤ 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 今年度初開催した、役員、副学長等の幹部教職員を対象とした2泊3日の合宿形式による「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」について、来年度は8月30日（金）から9月1日（日）に、資料3-7-3のとおりの方針、日程にて開催する。プログラムは講演、スモール・グループ・ディスカッション及び全体討議で構成され、詳細については、ワーキンググループを本委員会の下に設け、検討を進めている。
 - 本研修会は、4月初旬までに各機関へ開催通知を送付し、5月中旬を目途に参加申込みを受け付け、その後6月初旬には参加者を確定させるスケジュールとしている。今年度の参加者47名で、平均年齢57.7歳、女性は5名と少なかったため、来年度は若手のほか、女性の参加を期待している。各機関におかれては、参加者の推薦について配慮いただくようお願いする。
 - また、平成31年度のトップセミナーについて、8月22日（木）から23日（金）の2日間にわたり、今年度と同様にホテルモントレ横浜にて開催することとなった。プログラムについては、政界、財界関係者による講演及び今年度に引き続き、少人数による討議形式の分科会を予定している。講演者や討議テーマなどの詳細については、今後、調整・設定する。
- ⑥ 政策研究所運営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 「国立大学の経済効果に関する調査研究」の実施について検討を重ねてきたが、来年度以降、具体的に検討を進める上での方向性について意見交換を行い、資料3-8-1のとおり、大学院に焦点を充てた「教育の経済効果」、地域における「大学立地の経済効果」の2つの視点から調査研究を進めることとなった。
 - また、国大協事務局において毎年作成しているが、資料3-8-2のとおり、国立大学に関わるデータを網羅的に集めたデータ集として「2018年度 国立大学法人基礎資料集」を取りまとめた。本総会終了後に公開し、各大学に情報提供するので、広く活用いただきたい。
 - シンクタンク機能の強化については、各大学に設置されている高等教育研究センター等との今まで以上の連携の強化を考えているため、引き続き協力をお願いする。また、データ資料集等に係り、若手・中堅研究者を集め調査・研究を行っているが、財政学等のより幅の広い分野の研究者にも参画いただくことを検討しているので、

併せて協力をお願いする。

- ⑦ 地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革WG 委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ ガバナンスコードについては、資料3-9-1のとおりスケジュールにて検討を行い、2019年度中に策定することを予定している。検討の節目節目で総会等にて意見を伺うので、よろしくお願いする。

4 各支部の活動状況について

議長から、資料4のとおり、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- ① 経団連の「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」について、資料5-1-1のとおり、1月31日に第1回協議会が開催され、国立大学側からは、山口 埼玉大学長が就問懇座長として大学側の座長を務めたほか、私と、永田副会長、五神顧問の出席があった。その後、資料5-1-2のとおり、同協議会の下に「Society5.0 人材育成分科会」、「今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会」、「地域活性化人材育成分科会」の3つの分科会が設置され、当協会からは大学の地域、規模、特色等を勘案し、資料5-1-3のとおり各分科会の委員を推薦した。今後は、資料5-1-4のとおり、各分科会が4月までの間に月1回のペースで開催され、そこでの議論を受け、4月22日開催の同協議会第2回会合にて中間報告を取りまとめ、5月開催の未来投資会議へ報告予定である。なお、分科会については、全分科会の第1回会合及び「Society5.0 人材育成分科会」及び「地域活性化人材育成分科会」の第2回会合は開催済みとのことである。
- ② 3月7日に経団連と日本学術会議で共同開催された「Society 5.0 に向けた産学共創のあり方」に岡 山口大学長と出席し、経済界や私立大学からの出席者とともに産学共創のあり方について意見交換を行った。このフォーラムについては、日本学術会議からの提言である、「産学共創の視点から見た大学のあり方ー2025年までに達成する知識集約型社会ー」に基づき、産学が膝を交えてこれからの産学共創について話し合う場として設けられたものである。5月に第2回の開催を予定しており、国立大学に限らず、様々な産学連携プラットフォームの形成に役立てばと考えている。フォーラムの内容については、日本学術会議及び経団連のHPに掲載されるので、一読いただきたい。
- ③ 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）において、大学改革支援産官学フォーラムが発足する予定である。国大協関係者としては私と松尾 名古屋大学総長、五神 東京大学総長が参画し、現在は、全体会議及び分科会のメンバー選定を行っている段階である。

また、現在 CSTI では基礎研究力の強化に向けて様々な意見を聴取しており、例えば、日本学術会議1～3部それぞれから数名ほど意見交換に加わっていただいた。加えて、こちらも日本学術会議へ、若手研究者の流動性と雇用安定への対策について意見を求め、会員にアンケート調査を行い、その結果については本日報告した。他にも、日本学術会議へ、基礎研究力強化に向けた対策等の取りまとめ依頼をしており、会員にアンケート調査をしたうえで、提言等によりまとめる予定である。

このように、大学改革について様々な提案等が出されるが、各学長においては、種々会議の場にて現状について率直な意見を述べていただき、自身の考えを強く発言していただきたい。引き続き情報共有を行い、国立大学の強みを強化していかなければならないと考えている。

II 協議事項

1 理事の選任等について

(1) 理事の交代について

議長から、資料6-1のとおり、学長任期の満了に伴い、眞弓福井大学長が平成31年3月31日をもって本協会理事を退任される旨説明があった。本協会役員選任手続き等に関する規定第2条第3項に基づき、次期福井大学長就任予定者である上田孝典氏を、平成31年4月1日の学長就任を条件として、同日付けで本協会理事に選定したい旨説明があり、審議の結果、これを了承した。なお、国立大学協会定款第25条第2項の定めにより、理事としての任期は今年6月に開催される通常総会の終結の時までとなる旨説明があった。

(2) 理事の役割分担について

議長から、資料6-2に基づき、次期福井大学長の上田氏は事業実施委員会の委員となることが承認された。

2 平成31年度（2019年度）事業計画及び収支予算について

木谷 常務理事から資料7-1及び7-2に基づき、平成31年度（2019年度）事業計画及び収支予算について説明があり、審議の結果、これを承認した。

II その他

1 平成31年度（2019年度）総会及び理事会の日程について

議長から、資料8のとおり、平成31年度（2019年度）の総会及び理事会の日程について説明があり、これを確認した。

2 関係機関からの情報提供等

① 大学入試センター

山本 大学入試センター理事長から、資料9に基づき、平成31年度大学入試センター試験の実施結果等について説明があった。

3 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があった。

4 退任学長等挨拶

次回総会までの間に退任されることとなる、立石博高 東京外国語大学長、大越教夫 筑波技術大学長、遠藤俊郎 富山大学長、眞弓光文 福井大学長、福田光完 兵庫教育大学長、瀧 寛和 和歌山大学長、前田芳實 鹿児島大学長、大城 肇 琉球大学長から退任の挨拶があり、続いて、議長から、豊島良太 鳥取大学長についても、3月31日をもって退任されることとなる旨の報告があった。

以 上

一般社団法人国立大学協会
平成30年度 第1回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成30年4月20日(金) 15:10~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 山極壽一、松尾清一、永田恭介、岡 正朗、室伏きみ子、山本健慈、木谷雅人、
五神 真、名和豊春、蛇穴治夫、岩渕 明、大野英男、益 一哉、三村信男、
山口宏樹、徳久剛史、高橋 姿、大西 隆、西尾章治郎、武田 廣、大橋裕一、
久保千春、原田信志
以上23名
- 4 出席監事 中井勝己、蓼沼宏一
- 5 その他の出席者 出口利定(会長補佐)、田中明彦(会長補佐)、浅野哲夫(会長補佐)、
後藤ひとみ(会長補佐)、小森彰夫(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、山極会長が議長として開会を宣言した。
- 理事23名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成29年2月9日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

【1】入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ (1)平成29年度第7回入試委員会を2月28日に開催し、「英語認定試験及び大学入学共通テストの記述式問題の活用に関するガイドライン」の案を策定し、3

月8日の総会で審議の上、大学入試センターによる民間の資格・検定試験の認定状況等を見定め、3月30日に国立大学協会ホームページにて最終的に公表した。

- (2) 平成30年度第1回入試委員会を4月12日に開催し、文部科学省及び大学入試センターからの検討状況の説明も踏まえ、ガイドラインで「別途示す」とした「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題(国語)の活用にあたっての参考例等について(たたき台)」について意見交換を行なった。本日、協議事項において審議いただきたい。
- (3) 文部科学省が関係団体等に5月7日を期限として意見照会を実施している、「入試ミスの防止や迅速な対応のためのルール」、「大学入学共通テスト実施方針(追加分)」、「推薦入試における判定結果発表時期(10日前ルール)」及び「調査書の電子化」について、意見交換を行なった。これらについては入試委員会後に各大学へ意見照会を実施しており、国立大学協会としての意見を取りまとめて文部科学省へ回答することとしたい。
- (4) 事前に各大学へ意見照会の上作成した「国立大学の入学者選抜についての2020年度実施要領(案)等」について意見交換を行ない、資料7のとおり案をとりまとめた。後ほど協議事項において審議いただきたい。

【2】教育・研究委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 3月12日に、経団連が、2019年度卒業・修了予定者の採用活動時期について、現行と同じスケジュールを維持することを発表した。これを踏まえて、就職問題懇談会は、3月26日に第3回会議を開催し、資料2-1-1のとおり、3月30日に「2019年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」を公表した。この通知文の最後に、大学等が「申合せ」を遵守する旨の一文が追加されている。
- (2) 「申合せ」の内容については、昨年から大きな変更はないが、2点の変更箇所について資料2-2-2を用い説明する。
 1. インターンシップの適切な実施のため、1日限りで就業体験を伴わないもの(いわゆる「ワンデーインターンシップ」など)については、実態にあった別の名称の使用を企業に求めるよう、記述が具体化された。
 2. 2020年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動について、東京オリンピック・パラリンピックについての記述が追加された。なお、東京オリンピック・パラリンピック開催による就職・採用活動への影響については、これから議論が必要と思われる。
- (3) 通知文に追加されているとおり、各大学においては、「申合せ」の全学的な実行への協力を願う。なお、就職問題懇談会の吉岡座長(立教大学総長、私大連副会長)が3月末で退任され、4月から私が座長に就任した。

【3】国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 3月10日(土)に、JACUIEとアメリカ教育協議会(ACE)との共催で、ワシントンD.C.にてACE創立100周年年次総会の開催に併せて、日米の学長・副学長等による、「U.S.-Japan University Partnerships Dialogue」と題した日米ラウンドテーブルを実施した。
- (2) 日本側からは15大学・機関(国立大学からは、北海道大、東北大、筑波大、千葉大、新潟大、名古屋大、京都大、広島大)、米国側からは13大学・機関の参加があった。参加大学におかれては種々協力賜り、お礼申し上げます。
- (3) ラウンドテーブルでは、日米学生交流の活性化方策、バーチャルな連携の取組方策、日米の高等教育セクターに関する提言等について活発な意見交換を行った。また、ラウンドテーブルに引き続き、山極会長とACE、Ted Mitchell 会長により、両機関及び両国の大学間の今後の交流・協力関係の一層の活性化を目指すことを確認する協定が締結された。
- (4) 今後、国大協ではACEとの連携強化を通じて、両国間の多様な学生交流の推進と更なる大学間交流の拡大に向けた支援を積極的に進めていく。
- (5) また、3月14日にノッティンガム・トレント大学にて開催されたUUK国際高等教育フォーラム2018においてスピーチを行うとともに、UUKと今後の交流に関する意見交換を行った。

【4】事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 4月13日(金)に平成30年度第1回事業実施委員会を開催し、今年度の研修等事業計画を資料2-5-1のとおり確定した。
- (2) 2月16日開催の委員会において、例年6月に開催している「新任学長セミナー」を、(多くの学長が就任される)4月よりも前の時期に開催してはどうかとの意見があり、検討を行った結果、時期を前倒しすることとなった。このため、今年度については、6月13日と、年明け1月~2月頃の2回、本セミナーの開催を予定している。年明けに開催するセミナーについては、「新任学長(就任予定者)セミナー」の名称で開催予定である。
- (3) また、4月12日付けで各大学宛に「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」の開催通知及び応募書類を送付しているので、次代の大学マネジメントを担う人材を推薦願う。
- (4) 8月23日、24日にホテルモントレ横浜においてトップセミナーを、10月19日に大学改革シンポジウムを開催予定であり、是非参加頂きたい。

【5】本格的な産学官連携による共同研究推進に関するWG座長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 本日、第5回のWGを開催した。特許庁から、特許法等改正案の概要及び特許庁における大学支援施策に関する説明、文科省からは、平成30年度オープン

イノベーション機構の整備事業等施策に関して説明を受け、意見交換を行った。

- (2) 国大協として、本格的な産学官連携の推進や、オープンイノベーションの創出に向けて必要と考える取り組みや政府への要望等についてまとめた、「これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備(案)」について議論を行った。こちらについては、本日のWGでの議論を受けて修正し、5月の理事会の際に報告する予定である。
- (3) WG委員・専門委員の所属大学から収集した、組織対組織による共同研究の先進的取り組み事例をまとめた、「本格的な産学官連携による共同研究の事例(案)」について、国大協内での共有に向け、具体的な共有方法や時期についての意見交換を行った。本日の意見交換を踏まえ、近日中に国大協内で共有する予定である。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料3のとおり、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

- (1) 会長から、「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」について以下の通り報告があった。

- 3月8日に開催した総会において、入試委員会からガイドライン(案)が示され、種々の議論を踏まえた文言修正等を行い、3月末に大学入試センターが公表する民間の資格・検定試験の認定状況及び昨年11月に実施された試行調査の結果等を見定めた上で最終的に決定・公表することとして、概ね了承いただいた。
- 当該ガイドラインについては、先ほど入試委員会から報告があったとおり、案から大きな変更は行わず、ガイドライン中、「認定試験結果の活用」の項目内に「各大学・学部等の方針に基づき」の文言を加え公表する運びとなった。
- その後、4月13日に、自民党の教育再生実行本部「提言検証特別部会」において、大学入学共通テストに関するヒアリングが行われ、岡 入試委員長及び三村 副委員長にご対応頂いた。このヒアリングの内容について、岡 入試委員長からご説明いただきたい。

加えて、会長から、入試に関する事項についての情報管理の在り方について、以下の通り発言があった。

- 入試に関する事項について、種々議論を重ねていく中で、案段階のものが報道される事象が続けて発生しており、外部非公表である情報が明らかにされている状況は、極めて遺憾である。
- 国大協ウェブサイトにおいても、入試委員長名で遺憾の意を表明しているところであり、また、本日も、後ほど協議事項にて議論することになっているが、非公表の内容であり、情報の取り扱いについては十分に留意いただきたい。

- (2) 会長から、イノベーション戦略調整会議について以下のとおり報告があった。
- ・ 3月19日に第2回が開催され、同戦略に盛り込むべき事項として、大学改革に関わる多くの具体的な施策が掲げられた。国大協として、人事給与マネジメント改革WGおよびガバナンス制度改革の両WGにおいて、対応及び具体の方策について検討しており、拙速に数値目標を挙げないよう、当該会議でも訴えかけていくが、その他にも様々な会議にて大学改革は論議されている。理事の皆様においても、種々会合の場において、国立大学の取り組み等について積極的に広報いただきたい。
- (3) 会長から、中教審大学分科会について以下のとおり報告があった。
- ・ 中教審大学分科会・将来構想部会にて、大学の機能を人材養成の観点から3つの分類に整理した上で、各大学の強みや特色を明確にしていくこと等、様々な検討がなされているが、永田副会長から議論の状況について、簡単にご説明いただきたい。
5. 国立大学法人総合損害保険の契約締結について
議長から、資料4に基づき説明があり、国立大学法人総合損害保険の契約締結状況について確認された。
6. 事務局の人事異動について
木谷常務理事から、資料5に基づき、事務局の人事異動について説明があった。

II 協議事項

1. 大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用にあたっての参考例等（たたき台）について
岡 入試委員長から、資料6に基づき、3月30日に公表した「英語認定試験及び大学入学共通テストの記述式問題の活用に関するガイドライン」において「別途示す」とした「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用にあたっての参考例等について（たたき台）」について説明があり、今後、全会員大学へ意見照会を行い、更に入試委員会で検討することとした。
2. 国立大学の入学者選抜についての2020年度実施要領（案）等について
岡 入試委員会委員長から、資料7に基づき、国立大学の入学者選抜についての2020年実施要領等について説明があり、審議の結果、これらを承認し、6月12日（火）開催の総会に諮ることとした。
3. 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の在り方について
国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメントとそれに資する法・制度改革の在り方（論点整理）（案）について、机上配布資料1に基づき松尾座長から説明があり、

その後意見交換を行った。

4. 国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革の在り方について

国立大学の機能強化を促進する組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正の在り方（論点整理）（案）について、机上配布資料2に基づき永田座長から説明があり、その後意見交換を行った。

5. その他

（1）国立大学法人を巡る状況について
意見無し。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成30年度 第2回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成30年5月22日(火) 15:25~17:35
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 山極壽一、松尾清一、永田恭介、岡 正朗、室伏きみ子、山本健慈、木谷雅人、
五神 真、名和豊春、蛇穴治夫、岩渕 明、大野英男、益 一哉、山口宏樹、
徳久剛史、大西 隆、西尾章治郎、武田 廣、大橋裕一、久保千春、原田信志
以上21名
- 4 出席監事 中井勝己、蓼沼宏一
- 5 その他の出席者 出口利定(会長補佐)、石田朋靖(会長補佐)、浅野哲夫(会長補佐)、
後藤ひとみ(会長補佐)、小森彰夫(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、山極会長が議長として開会を宣言した。
- 理事21名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成30年4月20日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

また、木谷常務理事から、資料3-1から資料3-5に基づき、適格性審査会について報告があった。

【1】入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ (1) 第2回入試委員会において、「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認

定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等について（たたき台）」について、各会員大学からの意見を踏まえて協議を行った。本日、協議事項において案を示しているの、後ほどご審議いただきたい。

- （2）文部科学省が関係団体等に5月7日を期限として意見照会を実施していた、「入試ミスの防止や迅速な対応のためのルール」、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）（たたき台）」、「学校推薦型選抜における判定結果発表時期（10日前ルール）」及び「調査書の電子化に向けた考え方（案）」について、4月開催の入試委員会後に各大学へ意見照会を実施し、資料2-1-1のとおり国立大学協会としての意見を取りまとめて文部科学省へ回答した。

【2】国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- （1）4月26日（木）～27日（金）、ドイツ大学学長会議（HRK）及びベルリン日独センター（JDZB）との共催で、2018日独共同学長シンポジウムを一橋講堂（東京）にて開催した。日独両国より大学長を中心とする約150名の高等教育機関関係者が参加し、日本からは国公立大学及びその他関係機関より64機関121名（うち国立大学からは32大学64名）、ドイツからは22機関25名の参加があった。登壇、出席いただいた先生方に感謝申し上げます。
- （2）シンポジウム2日目終了後には、当協会とHRKとの間で意見交換会を実施した。当協会からは山極会長、岩淵学長、大西学長、浅野学長、私（永田副会長）が、HRKからはヒップラー会長をはじめとする8名が出席した。本シンポジウムの振り返りを行うとともに、2020年にドイツにて開催予定の次回シンポジウムの基本方針を含め、今後の連携について広く意見交換を行った。
- （3）日独の国際交流が更に活発となるよう、引き続き、HRKをはじめとするドイツの大学団体等と協力し、ドイツとの交流拡大に向けた取組を推進する。

【3】事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- （1）4月12日付けで各機関宛に「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」の開催通知等を送付し、5月11日を期限として応募を受け付けたところ、47大学から49名の応募があり、うち女性は5名、55歳以下は13名である。
- （2）5月29日（火）に研修会当日のファシリテーター（トップマネジメント人材育成WGタスクフォースのメンバー）に参集願、書類選考を行った上で、6月上旬を目途に参加者決定の通知を送付する予定としている。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料4のとおり、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

- （1）会長から、国公立大学振興議員連盟関係について、以下の通り報告があった。

- 本日12時から議連総会が開催され、資料5-1から5-3に基づき、平成31年度予算及び税制改正に向けての重点事項、国立大学のガバナンス・人事給与とマネジメントの改革の方向性について説明を行い、その後意見交換を行った。
- 出席議員からは、国立大学の予算増を目指すのであれば、明確に数値で示すべきとの発言や、国立大学の現状があまり広く理解されていないため、各大学から地元の議員等に十分説明する必要がある等の発言があった。
- お忙しい中ご出席いただいた先生方には、この場を借りて御礼申し上げます。なお、次回議連総会の開催時期については未定であるが、引き続きご協力をお願いしたい。

(2) 会長から、総合科学技術・イノベーション会議について以下のとおり報告があった。

- 6月の統合イノベーション戦略策定に向けて現在大詰めの検討に入っており、大学改革・産学連携・研究力向上について、「あるべき姿」と「打破すべき壁」を示した上で積極的な議論がなされている。
- 前回会合には欠席したが、当該議論の俎上に載っているフラウンホーファーモデルについて安易に導入すべきでないとの意見書を提出し、文言が修正されることとなった。
- その他、年俸制についても議論がなされており、出席された松尾副会長から説明頂きたい。

(3) 会長から、文部科学省の高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議について以下の通り報告があった。

- 本日、5月22日(火)の夕刻に各大学団体からのヒアリングが予定されており、山本 専務理事が対応するが、概要について説明頂きたい。

(4) 会長から、JA 全中と国立大学協会との連携について以下の通り報告があった。

- 国大協では、近年、経済界や地方六団体と意見交換を行いながら、各国立大学が実施する教育・研究及び地域貢献に関する多種多様な活動を行ってきたが、既に各地域において全国に展開するJAと密接な関わりがあることから、更なる地域発展のための方策として、今後、JAと積極的に連携を図りたいと考える。当該連携に係る状況について、石田 宇都宮大学長からご説明頂きたい。

II 協議事項

1. 平成29年度の実績報告について

木谷 常務理事から、資料6-1及び資料6-2に基づき、平成29年度の事業報告書(案)及び決算報告書(案)について説明があった。次いで、中井監事から資料6-3に基づき、監事監査結果について報告があり、審議の結果、これらを承認し、6月12日開催の総会に諮ることとした。

2. 諸規則の一部改正について

木谷 常務理事から、資料7に基づき、職員の経歴採用者について5年間の雇用期間を確保するため、一般社団法人国立大学協会就業規則の定年年齢を定める条文について、一部改正を行うこととしたい旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

3. 「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等（案）」について

岡 入試委員長から、資料8に基づき、「英語認定試験及び大学入学共通テストの記述式問題の活用に関するガイドライン」において「別途示す」とした「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等について（案）」について、前回理事会後に全会員大学に対して照会をかけ、提出された意見をもとに、修正した箇所について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、6月12日開催の総会に諮ることとした。

4. これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備について

これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備(案)について、松尾 座長から、資料9に基づき説明があり、審議の結果、一部修正の上、6月12日開催の総会に諮ることとした。

5. 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の在り方について

国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメントとそれに資する法・制度改正の在り方（論点整理）(案)について、松尾 座長から、資料10に基づき説明があり、審議の結果、現時点の意見の集約は難しいため、再度文書にて意見を照会した上で議論を継続し、6月12日開催の総会には、たたき台として案を諮ることとした。

6. 国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革の在り方について

国立大学の機能強化を促進する組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正の在り方（論点整理）(案)について、永田 座長から、資料11に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、また、別途意見があれば勘案の上で、6月12日開催の総会に諮ることとした。

5. その他

(1) 第4回通常総会の日程等について

議長から、資料12のとおり、第1回通常総会の日程等について説明があり、これを確認した。また、議長から、総会終了後の情報交換会について、マスコミ関係者との意思疎通を深めるため、今回は情報交換会における取材は行わないことを条件としてマスコミ関係者の参加を認めるとの提案があり、審議の結果、了承された。

(2) その他
意見無し。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成30年度 第3回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成30年7月18日(水) 15:20~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 山極壽一、松尾清一、永田恭介、岡 正朗、室伏きみ子、山本健慈、木谷雅人、
五神 真、蛇穴治夫、岩渕 明、大野英男、益 一哉、三村信男、山口宏樹、
徳久剛史、高橋 姿、眞弓光文、大西 隆、西尾章治郎、武田 廣、久保千春、
原田信志
以上22名
- 4 出席監事 中井勝己、蓼沼宏一
- 5 その他の出席者 出口利定(会長補佐)、石田朋靖(会長補佐)、浅野哲夫(会長補佐)、
後藤ひとみ(会長補佐)、小森彰夫(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 山極会長から、大阪府北部で発生した地震及び西日本を中心とした豪雨災害により亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、罹災者に対しお見舞いを申し上げた。特に被害の大きかった大学の状況を報告し、一日も早い、復旧・復興に向け、国立大学総体として支援していくこと、また、そのための予算を要望していくことが確認された。
- 定款第32条第5項の規定に基づき、山極会長が議長として開会を宣言した。
- 理事22名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成30年5月22日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

【1】教育・研究委員会副委員長及び男女共同参画小委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 7月6日に開催した平成30年度第1回教育・学生小委員会では、関係機関等との意見交換を行った。
- (2) 文化庁著作権課から、資料2-2-1のとおり、教育の情報化の推進のための著作権法改正について説明があり、5月25日に教育の情報化の推進のための著作権改正法が公布され、授業等で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理については、学校が指定管理団体へ一定の補償金を支払うこととなった旨説明があった。
- (3) 補償金額の決定については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て文化庁長官へ申請し、文化審議会に諮った上で認可されることとなる。今後、関係者によるフォーラムが設置され、補償金の支払い等について具体的に検討され、早ければ2020年4月から徴収が開始される予定であるが、補償金の額にもよっては、各大学の財政負担になるため、検討状況について注視し、適宜情報提供していく。
- (4) 次に、6月20日に開催した平成30年度第1回男女共同参画小委員会では、例年実施している「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する追跡調査」について調査項目等の審議を行い、6月28日付けで各大学へ調査票を送付したので、ご協力願う。
- (5) また、文部科学省から、イギリスで実施されている大学・研究機関向けの男女共同参画のアセスメント制度であるAthena SWANについて、日本でも同様の制度を導入していきたいとの説明があり、意見交換を行った。
- (6) 当該制度について、日本での導入・拡大の可能性について検証すべく、将来的には第三者機関による実施を目指す、まずは、お茶の水女子大学において事務局を引き受ける方向で検討している。

【2】国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 国際大学協会 (IAU) 主催で、11月13日 (火) ~15日 (木) に「IAU 国際会議 2018」がクアラルンプールにて開催され、最終日のセッションにて、国大協から我が国の高等教育の将来構想について発表予定である。
- (2) 東京外国語大学及びサラマンカ大学を幹事校とし、在スペイン日本大使館及び国公立大学団体国際交流担当委員長協議会 (JACUIE) が協力して、11月27日 (火) ~28日 (水) に、「2018 Japan - Spain Presidents' Joint Symposium」をサラマンカ大学にて開催することとなった。

【3】経営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 7月10日に第1回の経営委員会を開催し、平成31年度予算及び税制改正要望事項をはじめ、本年6月26日付で文部科学省に設置された、「国立大学法人運営費交付金の在り方に関するワーキンググループ」、人事給与マネジメント改

革にかかる諸課題と今後更に検討すべき事項、病院経営に関する課題等について意見交換を行った。

- (2) 次に事務局から、国大協のガバナンス制度改革ワーキンググループでの検討状況や、昨今の注視すべき動向として、内閣府によるERPプロジェクトに関する報告があった。
- (3) 最後に、例年、経営委員会人事労務小委員会で実施している「障害者雇用に関するアンケート」及び「高齢者雇用に関するアンケート」、病院経営小委員会で実施している「国立大学附属病院の経営問題に関するアンケート調査」及び「国立大学附属病院の勤務状況に関するアンケート」調査の実施について、事務局からアンケート内容や昨年度調査からの変更点について説明があり、審議の結果承認された。今後、速やかに会員大学へアンケート調査を実施する予定であるので、ご協力願う。

【4】広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 6月末に「リカレント教育」をテーマに広報誌「国立大学」49号を発行した。構成は、冒頭で山本専務に様々な調査・データから「リカレント教育の現状と課題」を整理頂き、次の「Opinion」で、東京大学の吉見俊哉教授にお話頂いたが、「18歳人口の減少への対応として、大学は社会人を増やすべきとされるが、現実的な定員問題への対応は本質的なものではない」旨の主張によって、大学のあり方自体を問い直す内容となっている。「特集」では、食品安全管理のプロフェッショナルを養成する東京海洋大学、地域の学び直しの需要に応える土日集中経営学プログラムを実施している福島大学を取り上げている。
- (2) 本広報誌は、会員校だけでなく、国会議員や関係省庁、高等教育関係者、メディア関係者など幅広く配布しているが。加えて今号は、吉見教授が委員として出席する中教審将来構想部会など、文部科学省の委員会での配付を行い、積極的な広報を実施している。
- (3) また、広報誌の別冊として年に1回発行している冊子「国立大学の現状」が完成した。この冊子は、国立大学を取り巻く現状と、国立大学における様々な取組についてアピールするためのポジティブなデータを網羅的に取り上げ、コンパクトにまとめており、広報誌同様、各国立大学や関係機関等に配布予定である。
- (4) 「国立大学」次号では「共同利用機関」をテーマに、Opinionには海部宣男国立天文台元台長のインタビュー記事を掲載し、大学共同利用機関法人4機構それぞれの取組の掲載も予定している。続く51号では、「基礎研究」をテーマに誌面を構成する予定である。
 - (5) 今後、日本学術会議が作成している「学術の動向」と本誌とのコラボレーションについても、検討する予定である。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料4のとおり、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

- (1) 会長から、林芳正文部科学大臣への「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性について」の手交について以下の通り報告があった。
- 先般の第1回通常総会にて、年俸制について様々な意見があり、「基本的な方向性」のとりまとめを見送ったが、その後、政府は、骨太の方針や統合イノベーション戦略及び未来投資戦略にて、年俸制の完全導入を目指した段階的拡大を公表し、文部科学省も、この方針に沿って年俸制等の具体的な制度設計を早急に進めることを明らかにした。
 - この状況下で、国大協としてメッセージを発しなければ、政府部内の検討のみで財政措置等を含む制度の詳細が決められてしまうとの強い危機感から、執行部内で協議し、総会で示した案を基に、教育研究活動等の活性化が第一義の目的であることや安定的な財源の確保が必須であることをさらに強調するよう修正し、会長名の文書として、文部科学省に提出するとともに、広く公表して各方面に働きかけることとした。
 - 理事会構成員からの意見を踏まえ、6月28日に私と松尾 副会長で林文科大臣を訪問し、「基本的な方向性」の文書を手交して意見交換をおこなった。
 - 林大臣からは、この方向性に同感であること、各方面から様々な声があるが、文科省としては主体性を持って国立大学と一緒に実効的な改革を進めていきたいこと、各地域の国立大学は公私立を含めたリーダーであり、ぜひ一層存在感を発揮してほしい等の発言があった。
- (2) 会長から、国公立大学振興議員連盟について、今回は8月7日（火）15時から開催し、「平成31年度国立大学法人関係予算及び税制改正に関する要望」を示すこと、予算及び税制改正に関しての議連決議を行うこと、その後要望活動を行うことを計画していることについて報告があり、各学長に対し、出席を願う旨の発言があった。
- (3) 会長から、JA 全中と国立大学協会との連携について、7月4日（水）に JA 全中との懇談会を開催し、JA 全中側からは、中家会長、比嘉専務理事、JCA（日本協同組合連携機構）の青竹専務理事、国大協からは、室伏 副会長、名和北海道大学長、中井福島大学長、櫻井高知大学長の学長方と、全国農学系学部長会議会長の丹下東京大学農学部長の出席があった旨報告があり、詳細については、室伏副会長から資料4に基づき、以下の通り報告があった。
- (4) 会長から、文科省の「国立大学法人運営費交付金の在り方に関するワーキンググループ」について、7月10日に開催され、山本専務理事と名古屋大学の木村理事が委員として参加した旨報告があり、詳細については、山本専務理事から資料5に基づき、以下の通り報告があった。

Ⅱ 協議事項

1. 平成31年度国立大学法人関係予算及び税制改正に関する要望について

木谷 常務理事から、資料6に基づき、平成30年度国立大学法人関係予算及び税制改正に関する要望について説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、本日の意見交換の内容及び要望活動までの間の状況により、修正を行うことが必要となった場合、その修正については、議長に一任された。

2. その他

(1) 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があった。

(2) その他

意見無し。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成30年度 第4回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成30年10月17日(水) 15:10~17:15
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 山極壽一、松尾清一、永田恭介、岡 正朗、室伏きみ子、山本健慈、木谷雅人、
五神 真、蛇穴治夫、岩渕 明、大野英男、益 一哉、三村信男、山口宏樹、
徳久剛史、高橋 姿、大西 隆、武田 廣、大橋裕一、久保千春、原田信志
以上21名
- 4 出席監事 中井勝己、蓼沼宏一
- 5 その他の出席者 出口利定(会長補佐)、田中明彦(会長補佐)、石田朋靖(会長補佐)、
浅野哲夫(会長補佐)、後藤ひとみ(会長補佐)、小森彰夫(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 山極会長から、台風21号及び24号、北海道胆振(いぶり)東部地震によって亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、罹災者に対しお見舞いを申し上げた。大学への被害状況を報告し、一日も早い、復旧・復興に向け、国立大学総体として支援していくこと、また、そのための予算を要望していくことが確認された。
- 定款第32条第5項の規定に基づき、山極会長が議長として開会を宣言した。
- 理事21名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成30年7月18日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

【1】教育・研究委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 就職・採用活動をめぐる動きについて、平成30年9月10日に第2回就職問題懇談会が開催された。詳細については協議事項で説明する。
- (2) 著作権法改正をめぐる動きについて、平成30年5月に教育の情報化の推進のための著作権改正法が公布され、授業等で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理については、学校が指定管理団体へ一定の補償金を支払うこととなった。
- (3) 補償金額の決定については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て文化庁長官へ申請し、文化審議会に諮った上で認可されることとなり、今後、具体的に検討され、早ければ2020年4月から徴収が開始される予定である。その後、平成30年8月に教育分野に関係する著作権の権利者団体と教育機関の団体により構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が設置され、当協会から、教育・研究委員会専門委員である千葉大学の竹内 比呂也副学長及び福岡教育大学の 大和 淳教授の2名をフォーラムの委員に推薦した。また、同じく専門委員である国際医療福祉大学の 吉田 素文教授が、私立大学協会からの推薦委員として参加することとなった。今後、フォーラムが複数回開催され、補償金の支払等について関係者による意見交換が行われる予定である。

【2】国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 現在、政府において外国人材の受入れ拡大のための新たな在留資格を創設すること等を検討していることを踏まえ、松野 博一衆議院議員(元文部科学大臣)が中心となり、国公立大学振興議員連盟、私学振興協議会、短期大学振興議員連盟及び 自由民主党専修学校等振興議員連盟が共同して、留学生の就職促進に関する決議を行い、政府に働きかけるという構想が進められている。
- (2) 内容としては、留学修了者が就労する際の在留資格について、「技術・人文知識・国際業務」に加え、より幅広く認める制度を創設することや、留学生の在留資格変更手続きに係る中小企業の提出資料を簡素化すること等が想定されている。
- (3) これを受け、文部科学省が関係団体とのヒアリングを実施することとなり、9月19日(水)に、国立大学協会とのヒアリングが実施された。国際交流委員会として対応し、萩尾専門委員、古澤専門委員、小幡専門委員、穂積専門委員が出席のうえ対応し、基本的にその方向性に賛成するとの意見を述べた。
- (4) 既に私学振興協議会、短期大学振興議員連盟及び自由民主党専修学校等振興議員連盟の3団体による会合が開催されたと聞いており、今後、国公立大学振興議員連盟の会合においても議論される可能性があるため、適切に対応していきたい。

【3】広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 9月末に発行した広報誌「国立大学」を手元に配付しているが、本広報誌は、2004年の国立大学法人化に伴って創刊され、今号で50号の節目を迎えた。

- (2) 今号のテーマは、「大学共同利用機関」であり、「Opinion」では、国立天文台の海部宣男名誉教授に話を伺った。日本全体の研究力の向上や意義ある自主的組織改革のためには、国立大学の学長に、大学共同利用機関や附置の共同利用・共同研究拠点などの現場の研究者の声に耳を傾け、彼らと共通の目標を持っていただきたい、とのメッセージがあった。
- (3) 各大学の取組を紹介する「Episode」では、大学共同利用機関の4機構のそれぞれの研究所を核とし、大学の様々な分野の研究者が集い、幅広い分野の研究者に活用されていることを取り上げた。
- (4) 本広報誌は、会員校のほか、国会議員や関係省庁、高等教育関係者、メディア関係者等幅広く配付しているが、加えて今号は、現在、大学共同利用機関についての議論を行っている、科学技術・学術審議会の研究環境基盤部会にて配付した。
- (5) 次号では「基礎研究」をテーマに、金沢大学、岡山大学、高知大学それぞれの取組を、次々号では、「データサイエンス」をテーマにIBM フェローの浅川智恵子氏のインタビュー記事を掲載予定である。

【4】事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 資料2-7事業実施委員会報告のとおり、8月23日から24日の2日間にわたり、ホテルモントレ横浜において「平成30年度国立大学法人トップセミナー」を開催した。研修会中の分科会におきましては、「ガバナンス改革」「人事給与マネジメント改革」を中心として、7つのグループに分かれて活発な議論をいただき、国立大学の将来像の実現に向けた意見交換を行う非常に良い機会となった。関係各位に感謝申し上げます。
- (2) 将来の経営人材の育成とマネジメント力の向上、及び参加者間のネットワーク構築を目的とした、2泊3日の合宿形式による研修会「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」を、8月31日から9月2日にかけてクロス・ウェーブ府中において開催し、47名の参加があった。研修会では、内閣府総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）常勤議員の上山隆大氏、東京工業大学前学長の三島良直氏、日本アイ・ピー・エム株式会社名誉相談役の橋本孝之氏から講演いただいた。これらの講演内容と、参加者各自が事前に作成したレポートをもとに、各7名程度のグループに分かれて3回、計6時間にわたる活発な討議を行ったほか、グループ討議の内容を踏まえ2回、計3時間の全体討議を行い、さらに、合宿の利点を活かして2晩とも、夜遅くまで大変熱心な情報交換が行われた。本研修会は、来年度以降も、可能であれば年2回と考えるものの、現状1回となる見込みだが、継続的に開催を予定しており、各機関においては、今後も積極的に参加者を推薦願う。
- (3) 10月19日（金）に学術総合センター一橋講堂において「第17回大学改革シンポジウム」を開催する。今回のシンポジウムでは、国公立の各大学団体をはじめ、現在各所で様々な議論が行われている「高等教育の将来構想」をテーマとし、国大協は永田副会長、公立大学は公大協から副会長の鬼頭 宏・静岡県立大

学長、私立大学は私大連から常務理事の田中 優子・法政大学総長に登壇いただき、それぞれの団体が先般公表した将来構想について講演いただく。講演後には、ジャーナリスト（横山 晋一郎・日本経済新聞編集委員）、産業界（広浜 泰久・中小企業家同友会全国協議会会長）及び高等学校（村田 純子・大阪府立公立高校校長会会長）の関係者を交えて、パネルディスカッションを行う予定としている。

また、昨年度に引き続き、総合司会は東京大学の学生が務める予定であり、今回は、例年になく多数の申し込みがあるが、皆様にも是非参加願う。

- （４）当協会が平成32年度（2020年度）に70周年を迎えることをうけ、資料2-7-2のとおり本委員会の下に記念誌の刊行及び祝賀会の開催等を検討する準備委員会を設置する方向で、現在、書面審議を行っている。

【5】政策研究所所長から、以下のとおり報告があった。

- （１）国大協事務局では、国立大学に関する基礎データを再集計・グラフ化する等してまとめた「国立大学法人 基礎資料集」を毎年発行しているが、掲載各データのエクセルデータを個別にダウンロードできるページを会員ホームページ内に整備し、昨年度発行の基礎資料集に掲載のデータを提供しており、今後随時更新していくので、各大学における資料作成やIR活動、ベンチマーキング等に活用願う。
- （２）さらに、「高等教育における基礎データ等の調査研究グループ」において、これらの基礎データの活用・分析について具体的に検討する会議を10月10日に開催した。今後、「管理・運営」「教育・研究」「国際比較・財政」の3つの観点から、政策形成のエビデンスとなるデータ分析や、各大学におけるベンチマーキング等への活用につながるような分析事例を検討し、分析事例集として取りまとめ、各会員に共有予定である。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料3のとおり、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

（１）会長から、8月7日に議連総会が開催され、「平成31年度予算における国公立大学関係予算の拡充及び税制改正について（決議）」が採択された旨の報告及び出席学長への謝辞があり、次回11月16日（金）についても出席を願う旨の発言があった。

（２）会長から、平成31年度概算要求・税制改正について、概算要求は大幅な増額要求となっているものの、問題は予算編成過程における仕上がりであり、これまで以上に厳しい折衝が予想されるため、政府の関係会議での議論を睨みつつ、適時適切な対応を行いたい旨の発言があった。また、予算要望活動の状況として、今夏についても、財務省や文部科学省、国会議員の事務所を個別に訪問し要望書を手交したこと、各大学の学長先生方におかれても、各方面に対して働きかけを行っている旨報告を受けているが、更なる積極的な働きかけを願う旨の発言があった。加えて、今後の予算要望については、財政審の議論の動

向を踏まえながら適宜適切に会長声明の発出等によって行いたい旨の発言があった。

(3) 会長から、今年の1月に最終まとめを作成した国立大学の将来像のフォローアップとして、将来像WGの元座長である永田副会長を中心とし、元WG委員とも意見交換を行いながら、国大協として特に重点的に取り組む事項について、具体的な行動計画を策定する予定である旨報告があり、詳細について、永田副会長から説明があった。

(4) 会長から、文部科学省の中教審の将来構想部会において「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申案)」が示され、この答申案を踏まえてのヒアリングに出席した旨発言があり、詳細について報告があった。

(5) 会長から、文部科学省の「国立大学法人運営費交付金の在り方に関するワーキンググループ」の開催状況について報告があり、詳細については、WG委員の山本専務理事から説明があった。

(6) 会長から、文部科学省高等教育局と国大協執行部との意見交換について、文科省では中教審の将来構想答申が出た後に、年内に「国立大学改革方針」を策定予定であり、その方向性等について国大協幹部との意見交換を行いたいとのことで、当日も政策会議の前に実施し、これまで計3回に渡って実施した旨報告があった。

内容として、この「国立大学改革方針」は、中教審での議論や研究力向上の観点を踏まえ、国立大学に求められる役割を明確にした上で、2027年(第4期中期目標終了時点)に向けた改革方策と2021年(第3期中期目標終了時点)までの間における改革方策の策定という位置づけということで、国立大学に求められる役割や規模、機能強化の方向性や資源配分の在り方、評価の在り方とそれによる資源配分の在り方、教育の質の向上と教育成果の可視化、財源の多様化等の観点で意見交換を行った旨の発言があった。

II 協議事項

1. 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方(案)について

松尾 座長から、資料5に基づき説明があり、審議の結果、本日の議論を踏まえた修正案を作成し、第2回通常総会に諮ることとした。

2. 就職・採用活動等に関する基本的考え方について

議長から、採用選考に関する指針、いわゆる就活ルールについて、経団連が撤廃する旨の発表をした旨の説明があり、引き続き就職問題懇談会で座長を務める、山口埼玉大学長から経緯を含めて説明があった。

3. その他

(1) 第2回通常総会の日程等について

議長から、資料7に基づき、第2回通常総会の日程等について説明があり、これを確認した。

(2) その他

意見無し。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成30年度 第5回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成30年12月5日(水) 15:10~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 山極壽一、松尾清一、永田恭介、岡 正朗、室伏きみ子、木谷雅人、五神 真、名和豊春、蛇穴治夫、大野英男、益 一哉、三村信男、山口宏樹、徳久剛史、高橋 姿、大西 隆、西尾章治郎、武田 廣、大橋裕一、久保千春
以上20名
- 4 出席監事 中井勝己
- 5 その他の出席者 出口利定(会長補佐)、浅野哲夫(会長補佐)、後藤ひとみ(会長補佐)、小森彰夫(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、山極会長が議長として開会を宣言した。
- 理事19名の出席(開会時点)により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成30年10月17日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

【1】教育・研究委員会男女共同参画小委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ (1) 例年、男女共同参画小委員会で実施している調査について、今年度は6月28日から7月31日にかけて各大学へ調査を実施した。
- ・ (2) 2015年度策定のアクションプランでは、2020年までに、現在の女性

教員比率が30%以上の大学は40%以上、20%以上の大学は30%以上というように、各大学の現状に応じてより高い比率の達成を目指すことを目標としており、また、学長・理事・副学長の女性比率、その他の大学の意思決定機関等の女性比率、教授・准教授・課長相当職以上の女性比率の目標値についても定めている。

- (3) 女性教員比率については、国立大学全体で16.7%となり、前回調査よりも0.5ポイント増加、また、女性教員比率が20%以上の大学数は29大学となり、前回調査よりも5大学増加した。
- (4) 次に、学長・理事・副学長の合計の女性比率は7.8%となり、前回調査より0.1ポイントの減少となった。また、意思決定機関等に占める女性比率は、10.7%となり、前回に引き続き目標値を達成したものの、その内訳である経営協議会・教育研究評議会委員、部局長等、監事の女性比率は目標に達していないため、引き続きそれらの役職の女性比率を上げていくことが課題である。
- (5) 教授・准教授・課長相当職以上の職員に占める女性比率は、それぞれ10.3%、16.7%、17.5%となり、前回より増加し、課長相当職以上の職員の女性比率について、今回初めて目標を達成した。
- (6) 本調査報告書と概要版は、12月下旬に公表される学校基本調査の確定数値反映後に、国立大学協会のHPで公表するとともに、各大学及び関係機関に送付予定である。効果を上げている大学の取組例等もまとめており、各大学の男女共同参画の推進にあたり活用頂きたい。
-

【2】国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) オーストラリア、イギリス、IAU、メキシコ及びスペインとの各事業について、資料2-2のとおりそれぞれ実施・協力したので報告する。各事業におけるホスト校や大学訪問先大学、登壇及び出席に対して感謝申し上げる。
- (2) 資料2-2のとおり、12月7日に「2018 Japan-France Symposium in Higher Education」が開催予定である。当事業に登壇及び出席予定の方々については、よろしく願います。
- (3) 高等教育における国立大学の将来像に対するフォローアップとして、国立大学協会として重点的に取り組むべき事項のうち国際展開に関連する事項について、現在本委員会で議論しているところであり、具体的な行動計画を策定すべく、さらに議論を進めていく予定である。

【3】広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 10月17日に学生会館において、報道機関各社の記者・論説委員等との懇談会を開催した。記者及び国立大学協会からの参加者は、資料2-3-1のとおりである。
- (2) 懇談会では、国大協の動向や中教審がまとめた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申（案）」に対する国大協の意見を山極会長から紹

介したほか、国大協各委員会の活動について紹介した後、国立大学や国大協の取組に関する活発な意見交換を行った。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料3のとおり、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 会長から、予算に関するこれまでの経緯について以下の通り説明があった。

- 10月24日開催の財政審財政制度分科会において「毎年度の教育・研究の質を評価する共通指標に基づいて配分する割合をまずは10%程度にまで高める」という方向性が示され、それを受け、先月2日開催の国大協総会において、「6年間の中期目標期間を基本とした評価と資源配分の安定した仕組みの確立」を要望する声明を发出し、それをもとに、各党の文部科学部会や、有力議員、財政審の財政制度分科会メンバー等のもとに出向き、繰り返し丁寧に説明等を重ねてきた。
- 結果、11月8日開催の自民党の文部科学部会では「国が定めた中期目標に基づき教育研究を計画的・戦略的に実施できるよう、教育研究の継続性や経営の安定性に配慮する」との内容、16日開催の国公立大学振興議員連盟では、資料4-4のとおり「基盤的経費の増額と安定的な支援、評価に基づく支援の在り方については、拙速な議論を行うのではなく、将来を見通した自律的な経営戦略のもと、多様性や教育研究の継続性、経営の安定性に配慮の上で、幅広い議論を行いながら速やかに検討すべき」との内容にて、我々のこれまでの訴えが盛り込まれた形で、それぞれ決議がなされた。
- しかしながら、11月13日～15日に実施された秋の行政事業レビューでは、「客観的指標に基づいた相対評価可能な指標を開発するとともに、重点三分野に基づく評価の在り方を抜本的に見直し、アウトカム成果について、定量的な評価を厳格な第三者にて実施した上で、これらに基づき配分する予算のシェアを抜本的に増やすべき」とされ、財政審と同じ方向性で結論がまとめられた。
- そして、11月20日開催の財政制度等審議会においては、「国立大学運営費交付金の10%、1000億円」という具体の数字を示した上で、「各大学共通の、就職率や進学率、教員1人当たりトップ10%論文数・若手教員比率・外部資金獲得額などのアウトカム指標を設定し、それに基づき相対評価かつ厳密な第三者評価によって配分すべき」との内容の建議が取りまとめられ、これまでの財務省の主張や、行政レビューの結果がそのまま反映された形となった。
- この間、11月12日及び20日開催の経済財政諮問会議での議論においても、運営費交付金配分について、「メリハリの明確化」と「10%、1000億円程度は、厳選された共通のアウトカム指標による相対評価に基づき配分すべき」との説明が財務省からなされている。
- 安定的な基盤経費の確保という我々の主張がなかなか理解されないことについて、

大変歯痒く、遺憾に思うが、引き続き、予算が確定するまで、各方面に対して働きかけを行っていく所存であり、この理事会の後にも、会長・副会長にて、柴山文部科学大臣を訪問することとしている。

- 各学長の皆様におかれては、地元国会議員等に対して、運営費交付金及び施設整備費補助金の拡充と安定的な配分について、折に触れ、申し入れ頂いているかと存じるが、是非とも早急に改めて訴えて頂きたい。
- 議連等に対して働きかけても、財務省に対して我々の主張が理解されず、非常に焦燥感を覚えている。直接、財務省の神田主計局次長とも会談したものの、激しい議論となり物別れに終わった。社会も巻き込んだ議論を行わなければ、この方向性のまま進んでいくことになりかねないため、メディアへの訴えかけについても、各学長におかれては積極的に行って頂きたい。

(2) 会長から、文部科学省の「国立大学法人運営費交付金の在り方に関するワーキンググループ」について、先日第3回が開催された旨報告があり、詳細について、木谷常務理事から説明があった。

(3) 会長から、先日開催の中央教育審議会において、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」が示された旨報告があり、永田副会長から補足説明があった。

(4) 会長から、「国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方」について以下の通り説明があり、その後、WG座長の松尾副会長から補足説明があった。

- 11月2日開催の総会にて案を提示し、その場でも出された意見を踏まえ、一部文言修正を検討することとして概ね了承されたが、その後、会長・副会長にて修正を検討し、最終的に資料1-3のとおりとし、文部科学省に対して申し入れるとともに、本協会ウェブサイトにて公表した。

(5) 会長から、『コストの「見える化」』と『教育・研究成果に係る客観的指標及びその分析・評価手法』について以下の通り説明があり、その後、経営委員会久保委員長からコストの見える化に関する検討会の設置について説明があった。

- 今後の国立大学法人の評価と運営費交付金制度の在り方を考えていく際に、コストの「見える化」と教育・研究成果に係る客観的指標及びその分析・評価手法について、国大協内で特に重点的に検討を行う必要がある。
- このうち、コストの見える化については、中教審答申でも必要性が指摘されており、また、今後、運営費交付金の在り方等について財務省に対抗するためにも重要であると考え、経営委員会のもとに「国立大学法人におけるコストの見える化検討会」を設置する。
- 教育・研究成果に係る客観的指標及びその分析・評価手法についても、外部から

示される前に、国立大学が自ら適切だと考える評価の指標や方法について検討し、先んじて示すべく、しかるべき委員会のもとに検討会を設置した上で、早急に検討に取り組みたいと考えている。

Ⅱ 協議事項

1. 諸規則の一部改正について

木谷 常務理事から、資料5に基づき、各委員会に置く専門委員について、その数も含めて委員会の判断とするため、一般社団法人国立大学協会委員会規程について一部改正を行うこととしたい旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認され、第3回通常総会に諮ることとした。

2. 国立大学法人を巡る状況について

議長から、「運営費交付金と評価の在り方」をテーマに意見交換を行いたい旨の発言があり、次いで、木谷 常務理事から資料6に基づき説明があり、その後意見交換を行った。

3. その他

議長から、東北大学のホームページに、大学入学共通テストに関する方針が掲載されたが、その内容については、国大協で定めた方針から大きくかけ離れたものであるため、大野 東北大学長に説明頂きたい旨の発言があり、大野 東北大学長から方針策定の経緯等について説明があった。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成30年度 第6回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成31年2月15日(金) 15:20~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 山極壽一、松尾清一、永田恭介、岡 正朗、室伏きみ子、山本健慈、木谷雅人、
五神 真、蛇穴治夫、岩渕 明、益 一哉、三村信男、山口宏樹、徳久剛史、
高橋 姿、眞弓光文、大西 隆、西尾章治郎、武田 廣、久保千春、原田信志
以上21名
- 4 出席監事 中井勝己、蓼沼宏一
- 5 その他の出席者 出口利定(会長補佐)、田中明彦(会長補佐)、浅野哲夫(会長補佐)、
後藤ひとみ(会長補佐)、小森彰夫(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、山極会長が議長として開会を宣言した。
- 理事21名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成30年12月5日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

【1】教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ (1) 資料2-2のとおり、「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」において定めた、教育の国際化推進に係る数値目標の達成状況等を確認するための第6回フォローアップ調査を昨年10月~12月に全国立大学に対して

実施し、調査結果を資料2-2-1のとおり国際交流委員会と合同でまとめた。

- (2) 調査項目としては、「1. 外国人留学生数」「2. 日本人学生の海外留学者数」「3. 外国人教員数」「4. 英語での授業実施科目数」等の状況について調査した。
- (3) 2020年までの達成目標値に向けて、「外国人留学生数」、「日本人学生の海外留学者数」、「外国人教員数」及び「英語での授業実施科目数」についてそれぞれ着実に増加している。なお、「日本人学生の海外留学者数」は、学部と大学院あわせて目標値である5%を上回った。
- (4) また、「英語での授業実施科目数」については、今回の調査で学部の科目数においても倍増という目標値を上回り、大学院と合わせて目標値を上回った。
- (5) 一方、「外国人留学生数」、「外国人教員数」及び「国際化に関連した数値目標を設定している大学数」については、目標値に対しては伸び悩んでいる状況が確認できた。
- (6) 本調査結果は、追って国大協ホームページに掲載・公表するので、今後の国際化を推進する上で、参照いただきたい。

【2】大学評価委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 1月23日の総会において山極会長から報告があったとおり、大学評価委員会の下に、国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会が設置され、1月24日に第1回の評価検討会を開催した。
- (2) 検討会においては、文部科学省から、「2019年度以降の評価制度の動向について」、また、「国立大学法人評価の第3期中期目標期間の評価における第2期からの主な変更点」及び「英国における大学評価」について、長谷川委員及び林委員からそれぞれ説明があった後、「第4期中期目標期間における国立大学法人の評価と運営費交付金への反映の在り方に関する論点(案)」を基に今後の検討の方向性等について意見交換が行われ、最後に、今後の検討スケジュール(案)について確認した。
- (3) 総会の場合でも述べたが、本件については検討会内だけの議論ではなく、全会員大学の意見を確認しながら検討を進めたいと考えており、1月25日付で「国立大学法人の評価及び運営費交付金の配分への反映の在り方」について、全会員大学へ意見照会した。大変お忙しい中ご協力いただき御礼申し上げます。
- (4) 今後、4月頃を目途に、国立大学法人の評価と運営費交付金への反映の在り方に関する考え方をとりまとめるよう検討を進めていきたいと考えているので、協力をお願いする。

【3】国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 今後実施予定の国際交流事業については、資料2-4のとおり、英国大学協会(UUK)、東南アジア教育大臣機構高等教育開発地域センター

(SEAMEO-RIHED) 等との交流事業を予定しており、いずれも副学長クラスの参加を見込んでいる。

- (2) 資料2-4-1のとおり、高等教育における国立大学の将来像に対するフォローアップとして、国大協として重点的に取り組むべき事項のうち国際展開に関連する4事項について、国際交流委員会専門委員連絡会での検討結果も踏まえ、現在本委員会で議論しているところであり、具体的な行動計画を策定すべくさらに議論を進めていく予定である。

【4】経営委員会委員長及び人事労務小委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 資料2-5のとおり、2月15日に、第2回の経営委員会、第1回の人事労務小委員会及び第1回の財務・施設小委員会を合同で開催した。
- (2) 今回の経営委員会は、「国立大学法人コストの見える化検討会」及び「国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会」の進捗状況や、国立大学の将来像を受けて、国大協として重点的に取り組むべき事項として経営委員会に付託された「資産運用の共同化」について、事務局から説明を受け、意見交換を行った。
- (3) 続いて、文科省文教施設企画・防災部計画課からも、平成31年度の施設整備費予算や、「国立大学法人等施設の長寿命化に向けた基本的な考え方の整理」について説明を受け、意見交換を行った。
- (4) また、1月31日には第1回の病院経営小委員会を開催した。文科省高等局医学教育課及び大学改革支援・学位授与機構、国立大学附属病院長会議常置委員会から、国立大学附属病院関係予算や、附属病院の現状と課題等についてそれぞれ説明を受け、意見交換を行った。
- (5) さらに、毎年継続的に実施している「附属病院の経営問題に関するアンケート」及び「附属病院の勤務状況に関するアンケート」の調査結果について事務局から報告があった。なお、経営問題に関するアンケート調査の結果は、会員大学へ情報提供を行うとともに、国大協会員専用ページへの公開を行い、勤務状況に関する調査については、調査協力大学の学長・病院長・医学部長に親展にて郵送することとなった。各種アンケート調査へのご協力に対し、深くお礼申し上げる。
- (6) 人事労務小委員会では、「障害者雇用及び高齢者雇用に関するアンケート」及び「人件費等に関する調査」を行い、「人件費等に関する調査」は、各法人における人件費管理及び人事院勧告の対応状況調査に、人事給与マネジメントシステム改革への対応状況、勤務時間管理、独自採用試験の実施状況に関する調査を加え、昨年12月21日から、1月18日にかけて実施した。
- (7) 「障害者雇用及び高齢者雇用に関するアンケート」及び「人件費等に関する調査」の結果については、本日午前中の経営委員会との合同委員会で承認されたので、近日中に調査結果を各会員大学にフィードバックする予定である。

- (8) また、本日の人事労務小委員会では、国立大学法人等職員統一採用試験や、勤務時間管理等といった、国立大学における人事労務に関する諸問題について意見交換を行ったので、今後の本委員会での検討の参考としたい。

【5】広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 平成31年1月8日に学術総合センターにおいて、平成30年度国立大学法人等広報担当者連絡会を、資料2-6-1のとおり開催した。
- (2) 当日は、51名の参加があり、ジャーナリスト・朝日新聞出版「大学ランキング」編集者である小林 哲夫氏から「大学広報を戦略的に考える」と題し講演いただいた。
- (3) 加えて今年度は、「学生が大学での学びを通して得たもの」をテーマに事前の記事作成を課題とし、8名の参加者から、題材の選定理由やターゲット、伝える方法について、どのように想定したかを中心に、記事のプレゼンテーションがあった。現在、共有の方法を含め、検討している。

【6】政策研究所所長から、以下のとおり報告があった。

- (1) これまで「国立大学の経済効果に関する調査研究」の実施について検討を重ねてきたが、来年度以降、具体的に検討を進める上での方向性について意見交換を行い、資料2-8-1のとおり「教育の経済効果」「大学立地の経済効果」の2つの視点から調査研究を進めることとなった。
- (2) また、国立大学に関わるデータを網羅的に集めたデータ集を、国大協事務局において毎年作成しているが、このたび「2018年度 国立大学法人基礎資料集」を資料2-8-2のとおり取りまとめ、国大協のホームページに掲載している。
- (3) 掲載データは、文部科学省が実施している「学校基本調査」等の各種統計や、大学改革支援・学位授与機構が公表している「大学基本情報」のデータを、国大協事務局において再集計・グラフ化する等しまとめたものであり、資料2-8-3からの参考資料部分については、主に大学別のデータについて掲載しており、会員専用ページのみに掲載する予定である。併せて、会員専用ページでは、各大学における資料作成やIR業務等に活用いただけるよう、すべての掲載データをエクセル形式でダウンロードできるようになっている。本基礎資料集は、3月14日の総会で報告した後、各大学に共有するので、広く活用していただきたい。
- (4) 国大協のシンクタンク機能の強化については、現在の国大協の規模的に難しい面もあるが、現状、若手・中堅研究者を集め研究を重ねている。前回の運営委員会において、高等教育だけでなく、財政学・行政学等のより幅の広い分野の研究者に参加いただきたい旨意見があったこともあり、各大学より研究者参加の協力をいただき、シンクタンク機能のより一層の強化を図りたいと考えているので、よろしく願います。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料3のとおり、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 会長から、採用と大学教育の未来に関する産学協議会について以下のとおり説明があった後、山口 座長及び蓼沼 分科会長より補足説明があった。

- 本協議会は、経団連が昨年公表した「今後の採用と大学教育に関する提案」において、大学と経済界との継続的対話の枠組みの設置として挙げられていたものであり、先月31日に第1回会合が開催された。概要については、資料4のとおりである。
- 協議会のメンバーは、経団連側は中西会長、岡本教育問題委員長、渡邊教育問題委員長他となっており、国立大学からは私と、中教審大学分科会長として永田副会長、未来投資会議議員として五神顧問、就職問題懇談会座長として山口埼玉大学長となっており、その他、資料4にあるとおり、公私立大学の代表が入っている。
- 座長は、経団連側は中西会長、大学側は国公私立大学の参画する就問懇の山口座長が共同座長を務めることとなった。
- 当日は、国立大学側からは、経団連の示した検討テーマに含まれてない課題として、国際化に伴う外国人留学生や日本人の海外留学生の就職等の問題、大学院教育の充実と学位取得者の積極的活用、研究だけでなく教育についての資源確保と産業界から大学への投資の必要性について、一般論ではなく具体的なアクションに結び付く集中的な議論が必要である旨、発言した。
- 今後、資料4にあるとおり、①Society 5.0人材育成、②採用・インターンシップ、③地域活性化人材育成の3つの分科会を設けて月1回程度のペースで検討し、4月開催予定の次回協議会で中間まとめを行い、5月の未来投資会議に報告することを想定している。
- 各分科会は、経団連側・大学側それぞれ10～15名程度で構成し、こちらについても、それぞれから分科会長を置くこととなるが、大学側は、①については蓼沼・一橋大学長、②については土屋・明治大学長、③については鬼頭・静岡県立大学長が務めることとなっている。
- その他、国大協からは、各分科会テーマにふさわしい理事・副学長等や専門性を有する教職員5、6名に参加いただくことを考えているため、依頼のあった大学におかれては、協力をお願いする。

(2) 会長から、日本学術会議関連について、以下のとおり説明があった。

- 3月7日に経団連と日本学術会議との共同シンポジウム「Society 5.0 に向けた産学共創のあり方」が開催される予定であり、国大協関係者としては、私と岡副会長が出席することとなっている。

- 当該シンポジウムについては、11月28日に提言として発出された、「産学共創の視点から見た大学のあり方ー2025年までに達成する知識集約型社会ー」に基づき意見交換することを目的として開催されるものである。
- この提言を発出した分科会には、五神東京大学総長、小林大阪大学理事・副学長も委員として参加いただいております。経団連、経済同友会からの代表委員も含め、産学共創の在り方について幾度にも渡って討議をしてきた結果である。
- 提言の内容については、「ビジョン牽引型ビジネスへの投資と連動した産学連携の推進」「各地域の大学を拠点とした情報・データの蓄積と活用」「若手の多様な経験の促進を中心とした国際展開と国際プラットフォームの構築」「我が国の人文・社会科学を強みにした未来社会戦略と科学の新展開」となっており、ご一読いただくと共に、シンポジウムへ参加いただくようお願いしたい。

(3) 会長から、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）関連について、以下のとおり説明があった。

- 大学改革支援産学官フォーラムの準備委員会が始まり、CSTIの議員の他、産業界から中西 経団連会長、野路 小松製作所取締役会長、橋本 日本 IBM 株式会社相談役の参加があり、私と松尾副会長が非常勤議員として参加している。
- 「産学連携の在り方」「人材育成」「組織」等が主な論点となっており、産業界から投資先と見た大学はどのように映るのか、グローバルという視点から見た大学の課題はなにか、産業界から大学の教育・研究力に何を期待しているか、大学から産業界へなにを期待しているか等について議論している。進展があれば、随時報告する。
- また、第6次科学技術基本計画に盛り込むため、基礎研究についての議意見交換が始まっており、日本学術会議の1部2部3部それぞれから、代表して6名ほど委員として意見交換に加わっていただき、これまでで3回意見交換の場を設けている。前回は、基礎研究を中心に研究力を高めるための論点について、日本学術会議より審議依頼があった次第である。
- 内閣府も文科省も、現場に対しての理解が不足している印象を受けるが、現場の意見を届けるため、大学からというよりも研究者の側から、きちんとした意見を様々な分野から発言してほしいと考えている。日本学術会議にてまとめるつもりであるが、これからも議論が続くと思われ、適宜報告していく。

II 協議事項

1. 支部推薦理事について

(1) 理事の交代について

議長から、資料5-1のとおり、学長任期の満了に伴い、眞弓福井大学長が平成31年3月31日をもって本協会理事を退任される旨説明があった。

本協会役員選任手続き等に関する規定第2条第3項に基づき、次期福井大学長就任予定者である上田孝典氏を、平成31年4月1日の学長就任を条件として、同日付けで本協会理事に選定することとしたい旨、また、理事としての任期は、国立大学協会定款第25条第2項の定めにより、今年6月に開催される通常総会の終結の時までとなる旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、3月14日開催の総会に諮ることとした。

(2) 理事の役割分担について

議長から、資料5-2のとおり、本協会の理事会決定「理事の役割分担について（申合せ）」の定めにより、次期福井大学長の上田先生には事業実施委員会をお願いすることとしたい旨付言があった。

2. 平成31年度（2019年度）事業計画及び収支予算について

議長から、国立大学協会の平成31年度（2019年度）事業計画（案）を取りまとめた旨発言があり、次いで、木谷 常務理事から資料6のとおり、その事業計画（案）に沿って取りまとめた平成31年度（2019年度）の収支予算（案）について説明があった。

審議の結果、原案の修正等を執行部にて検討したうえで、3月14日開催の総会に諮ることとした。

3. 諸規則の一部改正について

木谷 常務理事から、資料7のとおり、一般社団法人国立大学協会非常勤職員就業規則について、非常勤職員の有期労働契約が通算5年を超えた場合に、非常勤職員の申し込みにより期間の定めのない無期労働契約に転換できるよう、諸規則を一部改正するものである旨説明があり、原案のとおり承認した。

4. その他

(1) 第4回通常総会の日程等について

議長から、資料8のとおり、3月14日に予定されている第4回通常総会の日程について確認した。

(2) 平成31年度（2019年度）総会及び理事会の日程について

議長から、資料9のとおり、平成31年度（2019年度）の総会及び理事会の日程について説明があり、これを確認し、3月14日開催の総会に諮ることとした。

(3) 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があった。

○ 議長が閉会を宣した。

平成30年度第1回入試委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年4月12日(木) 10:00~12:00
- 2 場 所 学術総合センター1階 特別会議室 101~103
- 3 出席者 岡委員長、三村副委員長
鈴木、中井、蓼沼、大越、山崎、石井、櫻井(克)、櫻井(孝) 各委員
山口、根岸、島田、東島、川嶋、星野 各専門委員
(文部科学省)
三浦 高等教育局大学振興課長
山田 高等教育局大学振興課大学入試室長
(大学入試センター)
山本 理事長、浅田 理事、大杉 審議役、米澤 新テスト実施企画部長

議事に先立ち、委員14名に対して、10名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

4 議事の経過及び結果

(1) 高大接続システム改革の検討状況について

文部科学省及び大学入試センターから資料1に基づき説明があった。

(2) 「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題(国語)の活用にあたっての参考例等について(たたき台)」について

事務局から資料3-1、3-2に基づき説明があった後、意見交換を行い、第1回理事会に諮ることとした。

(3) 平成31年度入学者選抜要項(案)について

(4) 大学入学共通テスト実施方針(追加分)(たたき台)について

(5) 推薦入試における判定結果発表時期(10日前ルール)について

(6) 調査書の電子化について

事務局から資料4-1、5-1、5-2、5-3に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(7) 国立大学の入学者選抜についての2020年度実施要領(案)等について

委員長から資料7に基づき説明があり、案のとおり了承された。

(8) その他

なし。

以上

平成30年度第2回入試委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年5月10日(木) 10:00~11:45
- 2 場 所 学士会館2階 202
- 3 出席者 岡委員長、三村副委員長
鈴木、中井、蓼沼、大越、山崎、石井、細川、瀧、櫻井(克)、櫻井(孝)、
河野 各委員
山口、根岸、島田、東島、川嶋、玉上、星野 各専門委員
(文部科学省)
三浦 高等教育局大学振興課長
山田 高等教育局大学振興課大学入試室長
(大学入試センター)
山本 理事長、浅田 理事、大杉 審議役、米澤 新テスト実施企画部長

議事に先立ち、委員14名に対して、13名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

4 議事の経過及び結果

(1) 高大接続システム改革の検討状況について

大学入試センターから資料1に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(2) 「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題(国語)の活用にあたっての参考例等について(案)」について

事務局から資料2-2、2-3に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(3) 平成31年度入学者選抜要項(案)について

後日、書面にて審議することとした。

(4) 大学入学共通テスト実施方針(追加分)(たたき台)について

後日、書面にて審議することとした。

(5) その他

資料5に基づき、大学入試センターが大学の求めに応じ記述式問題等を提供する方式について、4月23日(月)に実施希望があった10大学を対象に説明会があったこと及びその概要について事務局から報告があった。

以上

平成30年度第3回入試委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年8月30日(木) 13:30~15:30
- 2 場 所 学士会館2階 203
- 3 出席者 岡委員長、大野副委員長
鈴木、中井、蓼沼、大越、石井、細川、瀧、櫻井(克)、櫻井(孝) 各委員
山口、根岸、島田、川嶋、星野 各専門委員
(文部科学省)
三浦 高等教育局大学振興課長
山田 高等教育局大学振興課大学入試室長
(大学入試センター)
浅田 理事、大杉 審議役、米澤 新テスト実施企画部長

議事に先立ち、委員14名に対して、11名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

4 議事の経過及び結果

(1) 高大接続システム改革の検討状況について

文部科学省及び大学入試センターから資料1に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(2) 既卒者の認定試験前年度成績の活用について

事務局から資料2に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(3) 学校推薦型選抜及び総合型選抜における資格・検定試験の活用について

事務局から資料3に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(4) AO入試の併願について

事務局から資料2に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(5) 調査書の取り扱いに関する検討について

文部科学省「大学入学者選抜方法の改善にかかる協議」におけるワーキンググループ委員の星野専門委員から、ワーキンググループの概要について説明いただいた。

(6) その他

- ・関係団体からの要望書について(報告)
 - ・外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について(報告)
- 上記について、資料6-1、6-2、6-3に基づき事務局から報告があった。

以上

平成30年度第4回入試委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年12月14日(金) 15:00~17:00
- 2 場 所 学士会館2階 203
- 3 出席者 岡委員長、三村副委員長、大野副委員長
中井、大越、山崎、石井、細川、櫻井(克)、櫻井(孝)、河野 各委員
山口、田中、根岸、島田、東島、川嶋、星野 各専門委員
(文部科学省)
三浦 高等教育局大学振興課長
(大学入試センター)
山本 理事長、大杉 審議役、米澤 新テスト実施企画部長

議事に先立ち、委員14名に対して、11名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

10月1日付で新たに専門委員に就任した田中専門委員から挨拶があった。

4 議事の経過及び結果

(1) 高大接続システム改革の検討状況について

文部科学省及び大学入試センターから資料1に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(2) 入試に関する情報開示の在り方について

事務局から資料2に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(3) 既卒者の認定試験前年度成績利用及びAO入試の併願の在り方に関する意見照会結果について

事務局から資料3に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(4) 国立大学の入学者選抜についての2021年度実施要領について

事務局から資料4に基づき説明があった後、意見交換を行った。

(5) その他

- ・文部科学省からの意見照会について(調査書の電子化)

文部科学省「大学入学者選抜方法の改善にかかる協議」におけるワーキンググループ委員の星野専門委員から、ワーキンググループの概要について説明いただいた。

- ・関係団体からの要望書について(報告)
 - ・外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について(報告)
- 上記について、資料5に基づき事務局から報告があった。

以上

平成30年度第1回教育・研究委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年12月3日（月） 15:00～17:10
- 2 場 所 学士会館2階202号室
- 3 出席者 五神委員長、山口副委員長
和田、室伏、長谷部、島田、駒田、横矢、笥 各委員
(文部科学省)
滝波 高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援準備室主任大学改革官
(国立情報学研究所)
船守 情報社会相関研究系准教授
(大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE))
平田 事務局長

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員15名に対して9名の出席により定足数を満たしていることが確認された。

(1) 平成30年度の委員会体制及び事業計画・活動計画について

事務局から、資料1-1から資料1-3に基づき、平成30年度の委員会体制及び事業計画・活動計画等について説明があり、その内容が確認された。

(2) 就職・採用活動（インターンシップ等含む）の状況について

山口副委員長から、資料2-1及び2-2に基づき、就職・採用活動、インターンシップ等の状況及び課題等について説明があり、意見交換を行った。

(3) 「高等教育における国立大学の将来像」等を受けて国立大学協会として特に重点的に取り組むべき事項について

木谷常務理事から、資料3-1に基づき、これまでの経緯についての説明があり、続いて、山口副委員長から教育・学生小委員会における議論についての説明があった後、意見交換を行った。

(4) 高等教育の負担軽減の具体的方策について

文部科学省 滝波主任大学改革官から、資料4に基づき、高等教育の負担軽減の具体的方策について説明があり、意見交換を行った。

(5) 電子ジャーナル問題の最新動向と求められる対応について

国立情報学研究所 船守准教授から、資料 5 に基づき、電子ジャーナルを巡る問題の最新動向等について説明があり、意見交換を行った。

(6) 男女共同参画推進に関する第 15 回追跡調査結果及び報告書作成について

室伏委員から、資料 6-1～6-3 に基づき、平成 30 年 11 月 5 日に開催された男女共同参画小委員会（平成 30 年度第 2 回）において審議された、第 15 回追跡調査の結果及び調査報告書について報告があった。

調査結果及び報告書については、理事会に報告の後、冊子を作成して関係機関等へ配布することとなった。

(7) その他

木谷常務理事から、資料 7 及び資料 8 に基づき、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム及び大学スポーツ協会（UNIVAS）について説明があった。

以 上

平成30年度第1回大学評価委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年10月11日(木) 10:00~12:00
- 2 場 所 学術総合センター2階 会議室201~203
- 3 出席者 西尾委員長、徳久副委員長、原田副委員長
奥田、村松、竹内、福田(喬)、長谷川、遠藤、福田(光)、山下 各委員
小川、辻、前田、細井 各専門委員
(文部科学省)
北野 高等教育局国立大学法人支援課国立大学戦略室長
佐野 高等教育局国立大学法人支援課企画官
(大学改革支援・学位授与機構)
長谷川 理事、佐藤 評価事業部長

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員14名に対して11名の出席により定足数を満たしていることが確認された。

(1) 国立大学法人評価について

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課国立大学戦略室 北野室長から、資料1-1に基づき、「国立大学法人等の第4期中期目標期間に向けた組織及び業務全般の見直し等に関する想定スケジュール」について説明があった後、意見交換が行われた。

続いて、大学改革支援・学位授与機構 長谷川理事より、資料1-2に基づき、「第3期中期目標期間の教育研究評価における、2020年度に実施予定の4年目終了時評価、及び2022年度に実施予定の中期目標期間終了時評価」について、更に、資料2-3に基づき、認証評価を巡る最近の動向として、「大学機関別認証評価における JABEE 等の第三者の評価結果等の活用」について説明があった後、意見交換が行われた。

(2) 国立大学法人運営費交付金における重点支援評価の見直しについて

文部科学省が実施する「国立大学法人運営費交付金の在り方に関するワーキンググループ」(以下、WG)における議論の状況について、WG 委員を務める山本専務理事から、資料2-1~2-6に基づき説明があり、その後、WG を担当する高等教育局国立大学法人支援課の佐野企画官も交えて、意見交換を行った。

(3) その他

西尾委員長から、資料3に基づき関連委員会への委員の推薦等について報告があった。

以上

平成 30 年度第 1 回国際交流委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 29 日（金） 10：00～12：00
- 2 場 所 学術総合センター1 階 特別会議室 101・102
- 3 出席者 永田委員長、岩淵副委員長
空閑、山本、立石、浅野、大西、森迫、服部、北野、前田 各委員
（文部科学省）
奈良 大臣官房国際課長
進藤 高等教育局高等教育企画課国際企画室長
齋藤 高等教育局学生・留学生課企画官（命）留学生交流室長
（外務省）
村樫 大臣官房人物交流室課長補佐

4 議事の経過及び結果

（1）文部科学省及び外務省との意見交換

奈良課長から、資料 1-1 により、「文部科学省の国際関係施策」について、進藤室長から、資料 1-2 により「大学の国際化」について、齋藤室長から、資料 1-3 により「留学生政策をめぐる現状と取組」について、村樫課長補佐から、資料 1-4 により「外務省の外国人留学生受入れ関連施策」について説明があり、その後、意見交換を行った。

（2）海外大学団体等との交流状況について

事務局から、資料 2-1～2-12 及び机上配布資料により「国立大学協会国際交流事業の方向性及び活動状況について」について説明があった後、意見交換を行った。

（3）平成 30 年度国際交流委員会の事業計画（案）について

資料 3 により、「平成 30 年度国際交流委員会の事業計画（案）」について、確認を行った。

（4）関係委員会への委員の推薦について

事務局から、資料 4 により、「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ委員候補者の推薦」について説明があり、同ワーキング・グループへ Caroline F. Benton 専門委員（筑波大学副学長・理事（国際担当））を推薦したい旨提案があり、審議の結果、承認された。

（5）その他

永田委員長から、次回委員会で、今後の国立大学が国際交流を展開するに当たっての方針について議論したい旨説明があった。また、次回委員会は今秋に開催する方向で調整する旨確認された。

以上

平成 30 年度第 2 回国際交流委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 30 年 10 月 19 日（金） 10：00～12：00
- 2 場 所 学士会館 3 階 302 号室
- 3 出席者 永田委員長、高橋副委員長、岩淵副委員長
空閑、浅野、大西、森迫、服部、前田 各委員
Benton、中村 各専門委員
（文部科学省）
進藤 高等教育局高等教育企画課国際企画室長
齋藤 高等教育局学生・留学生課企画官（命）留学生交流室長

4 議事の経過及び結果

（1）文部科学省との意見交換

進藤室長から、資料 1-1 に基づき「大学の国際化」について、齋藤室長から、資料 1-2 に基づき「大学等の留学生交流に係る平成 31 年度概算要求」について説明があり、その後、意見交換を行った。

（2）高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）を受けた国立大学の国際交流展開方策について

木谷常務理事から、資料 2 及び机上配付資料に基づき、高等教育における国立大学の将来像（以下、最終まとめ）における指摘・提言について説明があった。続いて、事務局から、資料 2 に基づき、平成 30 年 9 月 5 日開催の国際交流委員会専門委員連絡会における、最終まとめを受けた国立大学の国際交流展開方策に係る以下の論点に基づく議論の状況について説明があった後、意見交換が行われた。

【論点】

- ①国立大学共同による選抜試験の開発・実施について
- ②海外における国立大学共同の拠点の設置について
- ③国立大学総体で連携したリクルート・選抜方策や連携・協業による教育体制の構築について

（3）「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第 6 回フォローアップ調査について

事務局から、資料 6-1～6-2 に基づき「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第 6 回フォローアップ調査に係る概要及び調査票に係る昨年度からの変更点について説明があった。

永田委員長より、本議題は教育・研究委員会においても協議する予定であるため、最終的な調査票の確定については、国際交流委員会委員長と教育・研究委員会委員長に一任いただきたい旨説明があり、承認された。

(4) 海外大学団体等との今後の予定事業について

事務局から、資料 7-1～7-9 に基づき、海外大学団体等との今後の予定事業について説明があり、東南アジア教育大臣機構 高等教育開発地域センター (SEAMEO R I HED)、アメリカ教育協議会 (ACE) 及びメキシコ高等教育機関協会 (ANUIES) との交流事業については、実施に向けて検討を進めていくことが了承された。

(5) その他

永田委員長から、韓国の釜山大学から九州大学を通じて、韓国の 10 国立大学と日本の旧 7 帝大との連携について提案があった旨説明があり、対応については日本の旧 7 帝大所掌の会議に委ねることが了承された。

以 上

平成 30 年度第 3 回国際交流委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 8 日（金） 10:00~11:50
- 2 場 所 学術総合センター 1 階 特別会議室 101・102
- 3 出席者 永田委員長、高橋副委員長、岩淵副委員長
浅野、服部、北野、前田 各委員
Benton、中村 各専門委員
（文部科学省）
進藤 高等教育局高等教育企画課国際企画室長
齋藤 高等教育局学生・留学生課企画官（命）留学生交流室長

4 議事の経過及び結果

（1）文部科学省との意見交換

進藤室長から、資料 1-1 に基づき「大学の国際化」について、齋藤室長から、資料 1-2 に基づき「留学生政策をめぐる現状と取組」について説明があった後、意見交換を行った。

（2）平成 31 年度国際交流委員会の事業計画（案）について

平成 31 年度国際交流委員会の事業計画（案）について、資料 2 に基づき確認され、原案のとおり承認された。

（3）海外大学団体等との今後の予定事業について

事務局から、資料 3 に基づき、海外大学団体等との今後の予定事業について説明があり、各交流事業については、実施に向けた検討及び協力していくことが了承された。

また、永田委員長から、イギリスとの事業を検討する際は、卒業後の学生に対するアンケート等、イギリスの高等教育におけるデータ分析手法の考察について依頼があった。

（4）台湾高等教育国際合作基金会（FICHET）との協定更新について

事務局から、資料 4 に基づき、台湾高等教育国際合作基金会（FICHET）との協定について、自動更新とすることを追記して更新する案について説明があり、承認された。

今後、国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）の会議に附議したのち、更新手続きを進めていくことが確認された。

（5）「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第 6 回フォローアップ調査結果について

事務局から、資料 5 に基づき、「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第 6 回フォローアップ調査結果について報告があった。

また、2020 年以降の国立大学における教育の国際化に係る目標については、今後検討していくことが確認された。

(6) 「高等教育における国立大学の将来像」等を受けて国立大学協会として特に重点的に取り組むべき事項について

事務局から、資料6に基づき、「高等教育における国立大学の将来像」等（以下、将来像等）を受けて国立大学協会として特に重点的に取り組むべき事項（5. 国際展開）について、平成31年1月9日開催の国際交流委員会専門委員連絡会（平成30年度第2回）における議論を踏まえて、以下の論点に基づく議論の状況について説明があった後、意見交換が行われた。

【論点】

- ① 海外拠点の共同化および共同設置による国立大学のPRと留学生のリクルート推進
- ② 国立大学共同による留学生選抜システムの開発
- ③ 複数大学の共同による留学生受入れプログラムの開発
- ④ 日本語教育・日本事情教育の充実

以 上

平成 30 年度第 1 回経営委員会（拡大） 議事概要

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 10 日（火） 10:00～12:00
- 2 場 所 学術総合センター 2 階 中会議場 3・4
- 3 出席者 久保委員長、出口、大野、平塚、今野、鶴飼、塩田、宮崎 各委員
廣田、成田、平野、塩崎、芝田、石野、山本、大竹、井深、竹田、
玉上、和田 各専門委員

4 議事の経過及び結果

（1）平成 31 年度予算・税制改正要望事項及び要望活動について

木谷常務理事から、資料 1 及び机上配付資料 1 に基づき、平成 31 年度予算・税制改正要望事項及び要望活動について説明があり、その後、意見交換を行った。

（2）文部科学省 運営費交付金の在り方に関するワーキンググループへの対応について

木谷常務理事から、資料 2-1～2-3 に基づき、平成 30 年 6 月に文部科学省に設置された、「国立大学運営費交付金の在り方に関するワーキンググループ」や、7 月 10 日の第 1 回ワーキンググループに提出した国大協資料について説明があり、その後、意見交換を行った。

（3）人事労務に関する課題等について

木谷常務理事から、資料 3-1 及び 3-2 に基づき、人事給与マネジメント改革に関する議論を中心とした人事労務に関する課題について説明があり、その後、意見交換が行われた。

（4）病院経営に関する課題等について

山本専門委員から、資料 4 に基づき、平成 31 年度国立大学附属病院関連要望を中心とした、病院経営に関する課題等について説明があり、その後、意見交換が行われた。

（5）その他の動向について

木谷常務理事から、資料 5-1 及び 5-2 に基づき、「世界と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ」での検討状況や、昨今の注視すべき動向として、内閣府による ERP プロジェクトに関する説明があった。

（6）高年齢者雇用及び障害者雇用に関するアンケートの実施について

（7）国立大学附属病院の経営問題に関する第 15 次アンケート調査及び国立大学附属病院の勤務状況に関するアンケート調査の実施について

事務局から、資料 6-1～7-3 に基づき、人事労務小委員会所掌の「障害者雇用に関するアンケート」及び「高年齢者雇用に関するアンケート」、病院経営委員会所掌の「国立大学附属

病院の経営問題に関する第 15 次アンケート調査」及び「国立大学附属病院の勤務状況に関するアンケート調査」の実施について説明があり、審議の結果了承された。

(8) その他
特になし。

以上

平成 30 年度 第 2 回経営委員会・第 1 回人事労務小委員会・
第 1 回財務・施設小委員会（合同開催）議事概要

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 15 日（金） 10:00~12:00
2 場 所 学術総合センター 1 階 特別会議室 101~103
3 出 席 者 久保委員長、武田副委員長、
出口、大野、平塚、今野、鶴飼、塩田、今岡、槇野、越智 各委員
成田、平野、石野、森田、井深 各専門委員
（文部科学省）
藤井 大臣官房文教施設企画・防災部計画課長
（大学改革支援・学位授与機構）
小谷 調査役
（東京大学）
堀内 人事部長

4 議事の経過及び結果

- （1）「国立大学法人におけるコストの見える化検討会」及び「国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会」について

木谷常務理事から、資料 1-1~1-5 に基づき、「国立大学法人におけるコストの見える化検討会」及び「国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会」について説明があり、その後、意見交換を行った。

- （2）「高等教育における国立大学の将来像」等を受けて国立大学協会として特に重点的に取り組むべき事項について

木谷常務理事から資料 2-1 から資料 2-5 に基づき、「高等教育における国立大学の将来像」等を受けて国立大学協会として特に重点的に取り組むべき事項について説明があり、その後、意見交換を行った。

- （3）国立大学法人の施設整備について

藤井計画課長から資料 3 に基づき、国立大学法人の施設整備について説明があり、その後、意見交換を行った。

- （4）「平成 30 年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「平成 30 年度人件費等に関する調査」について

事務局から、資料 4-1 及び 4-2 に基づき、「平成 30 年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「平成 30 年度人件費等に関する調査」の調査結果について報告があった。

調査結果について審議の結果、原案のとおり了承することとし、近日中に会員・特別会員へ提供することとした。

(5) 人事に関する諸問題について

本日の議論や資料全体を踏まえて、人事に関する諸問題について意見交換を行った。

(6) 平成 30 年度における各小委員会の活動、平成 31 年度経営委員会事業計画、並びに人事労務小委員会及び財務・施設小委員会活動計画について

事務局から、資料 6-1 及び 6-2 に基づき、平成 30 年度における各小委員会の活動、平成 31 年度経営委員会事業計画、並びに人事労務小委員会及び財務・施設小委員会活動計画について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(7) その他

特になし。

以上

平成 30 年度第 1 回広報委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年5月24日(木) 10:00~11:35
- 2 場 所 学術総合センター2階 会議室 202・203
- 3 出席者 室伏委員長、大橋副委員長
石田、後藤、加藤(久)、山本、木谷 各委員
渡辺(政)、本多、加納、宮野、深尾、渡辺 各専門委員

4 議事の経過及び結果

(1) 広報誌「国立大学」第49号の編集について

6月発行の第49号について、資料2-1、2-2に基づく審議の結果、一部修正の上、了承された。

(2) 広報誌「国立大学」第50号の企画について

9月発行の第50号について、資料3に基づく審議の結果、特集のテーマとして以前了承された「基礎研究、共同利用・共同研究体制」を、「共同利用機関」に変更することとした。なお、巻頭挨拶文の執筆者については、次号が50号の節目であることから、山極会長もしくは室伏広報委員長に依頼することが了承された。また、特集については、大学共同利用機関法人4機構の取組を掲載することが了承された。なお、4機構のうち、応募の無かった人間文化研究機構には事務局より取組の提出を依頼することとした。また、今回「基礎研究」として応募のあった取組は次号の候補にまわすこととし、テーマ変更の件と併せて全大学にその旨を通知することとした。

加えて、Opinion については、海部宣男元国立天文台台長に打診することが了承された。

(3) 広報誌「国立大学」第51号の企画について

協議事項2の審議結果を受けて、12月発行の第51号について、資料4に基づく審議の結果、「基礎研究」をテーマとすることが了承され、Opinionの候補者は、金沢大学ナノ生命科学研究福間剛士所長に決定した。

(4) 広報誌「国立大学」別冊第16号の校正について

7月発行の別冊第16号について、資料5-1、5-2に基づく審議の結果、基本的には変更案1を採用し、大学独自で実施している奨学金制度及び大学院における社会人学生数のデータ、社会人の学び直し実施率に関するデータを加えることとした。なお、今後は事務局でデータの再度確認を進めるとともに、7月発行に向けて作業を進めることとした。

(5) 平成30年度文部科学記者会、科学記者会加盟記者との懇談会について

委員長から資料6に基づき、平成30年度文部科学記者会、科学記者会加盟記者との懇談会が平成30年10月17日（水）に開催される旨報告があった。

(6) その他

特になし

以上

平成 30 年度第 2 回広報委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年9月3日(月) 15:00~16:30
- 2 場 所 学術総合センター1階 特別会議室 101~103
- 3 出席者 室伏委員長、蛇穴副委員長
澤、石田、後藤、加藤(久)、山本、木谷 各委員
加藤(美)、渡辺(政)、本多、加納、宮野、深尾、
渡辺(美) 各専門委員

4 議事の経過及び結果

(1) 広報誌「国立大学」第50号の編集について

9月発行の第50号について、資料2に基づく審議の結果、一部修正の上、了承された。

(2) 広報誌「国立大学」第51号の企画について

12月発行の第51号について、資料3に基づく審議の結果、巻頭挨拶文の執筆者については、日本学術会議会長である山極壽一京都大学総長に依頼すること、また、特集大学については、岡山大学及び高知大学の取組を掲載することが了承された。なお、Opinion については、金沢大学の山崎学長及び福間剛士教授に決定した旨報告があった。

(3) 広報誌「国立大学」第52号の企画について

3月発行の第52号について、資料4に基づく審議の結果、「データサイエンス」をテーマとすること、Opinion の候補者については、IBM フェローの浅川智恵子氏と渡辺(美) 専門委員の対談となることが了承された。

(4) 日本学術会議とのコラボレーションについて

日本学術会議とのコラボレーションについて、資料5に基づく審議の結果、引き続き検討することとした。

(5) 広報委員会のあり方について

本多専門委員から発言があり、種々意見交換がなされた。

(6) その他

特になし。

以上

平成 30 年度第 3 回広報委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 30 年 12 月 12 日（水） 14：00～16：00
- 2 場 所 学士会館 3 階 301 号室
- 3 出席者 室伏委員長、蛇穴副委員長
澤、山本、木谷 各委員
本多、宮野、深尾 各専門委員

4 議事の経過及び結果

(1) 広報誌「国立大学」第 51 号の編集について

12 月発行の第 51 号について、資料 2 に基づく審議の結果、一部修正の上、了承された。

(2) 広報誌「国立大学」第 52 号の企画について

3 月発行の第 52 号について、資料 3 に基づく審議の結果、データエンスの概要をまとめた記事執筆を、西尾章治郎大阪大学総長に依頼すること、巻頭挨拶文の執筆者については、名和豊春北海道大学総長に依頼すること、また、特集大学については、滋賀大学、神戸大学及び富山大学の取組を掲載することが了承された。なお、Opinion については、浅川智恵子 IBM フェローに決定した旨、事務局より報告があった。

(3) 広報誌「国立大学」第 53 号の企画について

6 月発行の第 53 号について、資料 4 に基づく審議の結果、「SDGs」をテーマとすること、Opinion の候補者については、ニュースキャスター・東京藝術大学理事の国谷裕子氏となることが了承された。

(4) 平成 31 年度広報事業計画について

平成 31 年度広報事業計画について、資料 4 に基づき説明があり、種々意見交換がなされ、一部修正の上、次回の広報委員会で最終決定することが確認された。

(5) 平成 30 年度広報担当者連絡会（広報勉強会）について

事務局より、平成 30 年度広報担当者連絡会（広報勉強会）について、資料 5 に基づき報告があった。

(6) その他 特になし。

以上

平成 30 年度第 4 回広報委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 8 日（金） 13：30～15：30
- 2 場 所 学士会館 2 階 201 号室
- 3 出席者 室伏委員長、蛇穴副委員長
澤、加藤（久）、山本、木谷 各委員
加藤（美）、渡辺（政）、本多、宮野、
加納、深尾、渡辺（美） 各専門委員

4 議事の経過及び結果

（1）広報誌「国立大学」第 52 号の編集について

3 月発行の第 52 号について、資料 2 に基づく審議の結果、一部修正の上、了承された。

（2）平成 31 年度広報事業計画について

平成 31 年度広報事業計画について、資料 3 に基づき説明があり、種々意見交換がなされ、一部修正の上、了承された。

（3）広報誌「国立大学」第 53 号の企画について

6 月発行の第 52 号について、資料 4 に基づく審議の結果、SDGs に関する解説記事執筆を、五神真東京大学総長に依頼すること、巻頭挨拶文の執筆者については、6 月の通常総会で新会長に就任される先生に依頼することが了承された。また、事例紹介では政策研究大学院大学、九州大学、埼玉大学、京都大学の事例を 1 ページで、茨城大学、長岡技術科学大学、奈良教育大学、岡山大学を半ページで掲載することとなった。

（4）広報誌「国立大学」第 54 号の企画について

12 月発行の第 54 号について、資料 5 に基づく審議の結果、「国際協力」をテーマとすること、Opinion の候補者については、今後検討することが了承された。

（5）平成 31 年度広報誌制作委託業者の選定及び紙面デザインの変更について

平成 31 年度広報誌制作委託業者の選定について審議され、承認された。また紙面デザインの変更について、資料 6 に基づき説明があり、了承された。なお、最終的なデザインは後日書面審議の上、決定されることが確認された。

（6）基礎資料集の更新について

事務局より、基礎資料集の更新について、資料 7 に基づき報告があった。

(7) その他
特になし。

以上

平成30年度第1回事業実施委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年4月13日（金）14:00～16:00
- 2 場 所 学術総合センター1階 特別会議室101・102
- 3 出席者 松尾委員長、眞弓副委員長
和田、川崎、濱田、野地 各委員

議事に先立ち、委員長から三島委員の後任として、益委員の紹介があった。

4 議事の経過及び結果

〔報告〕

(1) 平成29年度事業実施委員会の活動状況報告について

委員長から、資料1-1及び1-2、参考資料4に基づき、平成29年度事業実施委員会の活動状況について報告があった。

(2) 平成30年度国立大学法人総合損害保険の加入状況報告について

事務局から、資料2に基づき、平成30年度国立大学法人総合損害保険の加入状況について報告があった。

〔議事〕

(1) 事業実施委員会の体制等について

委員長から、資料3-1に基づき、事業実施委員会の構成について確認があった。続いて、事業実施委員会研修企画小委員会の構成について資料3-2に基づき確認のうえ、以下のことが了承された。

- ・吉井専門委員及び増田専門委員は、平成30年3月31日付での理事・事務局長退任に伴い専門委員を辞任したことから、後任として東京海洋大学の苫米地理事及び新潟大学の高比良理事に就任いただく
- ・羽田専門委員は、平成30年3月31日付で東北大学を退職したが、専門委員を継続いただく
- ・研修企画小委員会の小委員長については、慣例により、退任された三島委員に引き続いて益委員に担当いただく

国立大学法人総合損害保険運営委員会の構成について

委員長から、資料3-3に基づき、戸渡委員の平成30年3月31日付東京大学理事退任に伴う委員の辞任を受けて、同氏の後任の里見理事に委員に就任いただくこと及び戸渡氏に担当いただいていた座長の後任は、本委員会が開催される7月～8月に向けて今後検討していくことについて説明があり、了承された。

(2) 平成30年度研修等事業計画について

委員長から、資料4-1に基づき、平成30年度研修等事業計画について説明があっ

た後、個々の研修計画について意見交換を行った。併せて、今後、各研修等事業を進めていく過程において、変更等が生じた場合には、委員長一任とすることについて了承された。

①新任学長セミナーについて

事務局から、資料4-2に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、今年度の本セミナーについては、平成29年6月以降に就任した学長を対象として6月に実施することに加え、平成31年4月就任予定の学長を対象として1月もしくは2月に開催すること、後者については名称を「新任学長（就任予定者）セミナー」と修正すること、及び来年度以降は年1回、1月もしくは2月の開催とすることについて了承された。

②トップセミナーについて

事務局から、資料4-3に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり実施することで了承された。

なお、分科会のグループ分け等については、今後の人事給与マネジメントWG及びガバナンス制度改革WGの進捗を見ながら検討することとなった。

③ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（UDWS）について

事務局から、資料4-4に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案を了承のうえ、未定となっている詳細箇所については引き続き検討を進めていくこととなった。

④第17回大学改革シンポジウム（国大協主催）について

事務局から、資料4-5に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案を了承のうえ、未定となっている詳細箇所については引き続き検討を進めていくこととなった。

⑤大学マネジメントセミナーについて

事務局から、資料4-6に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案を了承のうえ、未定となっている詳細箇所については引き続き検討を進めていくこととなった。

なお、講師、パネリストの依頼、タイムスケジュール等、詳細については、今後は小委員会等及び事務局において協議し、決定していくことで了承された。

⑥担当理事連絡会議について

事務局から、資料4-7に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案を了承のうえ、未定となっている詳細箇所については引き続き検討を進めていくこととなった。

⑦新規理事・事務局長就任予定者研修会について

事務局から、資料４－８に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案を了承のうえ、未定となっている詳細箇所については引き続き検討を進めていくこととなった。

⑧部課長級研修について

事務局から、資料４－９に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案を了承のうえ、未定となっている詳細箇所については引き続き検討を進めていくこととなった。

⑨若手職員勉強会について

事務局から、資料４－１０に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案を了承のうえ、未定となっている詳細箇所については引き続き検討を進めていくこととなった。

⑩総合損害保険研修会について

事務局から、資料４－１１に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案を了承のうえ、未定となっている詳細箇所については引き続き検討を進めていくこととなった。

⑪大学改革等シンポジウム（地方開催版）について

事務局から、資料４－１２に基づき、事業計画の募集要項、今後の選考スケジュールについて説明があった後、意見交換を行い、昨年度開催の内容に加えて、新たに複数大学での共同開催による応募を促す旨の周知を行うこと及び当該事業が採択された場合には支援経費の上限額を増額することについて了承された。

(3) その他

委員長から、次回の事業実施委員会については、事務局を通じて日程調整する旨発言があった。

以上

平成30年度第2回事業実施委員会・平成30年度第1回研修企画小委員会 議事概要

- 1 日 時 平成31年2月21日（木）14:00～16:00
- 2 場 所 学士会館320室
- 3 出席者 松尾委員長、益副委員長（15:30退席）、眞弓副委員長、
和田、川崎、濱田、栗林 各委員
羽田、吉武、苫米地、高比良 各専門委員

4 議事の経過及び結果

〔報告〕

（1）平成30年度研修等事業報告について

事務局から、資料2～5に基づき、平成30年度研修等事業について報告があった。併せて、資料3及び4に基づき、平成30年度新任学長（就任予定者）セミナー及び新規理事・事務局長就任予定者研修会の実施に向けた進捗状況の報告があった。

（2）平成31年度事業実施委員会事業計画について

事務局から、資料6に基づき、平成31年度事業実施委員会事業計画について報告があった。

（3）国立大学協会70周年記念事業について

事務局から、資料7に基づき、国立大学協会70周年記念事業について報告があった。

（4）平成31年度国立大学法人総合損害保険の基本方針及び商品改定、引受保険会社の決定等について

事務局から、資料8～11に基づき、平成31年度国立大学法人総合損害保険の基本方針及び商品改定、引受保険会社の決定等について報告があった。

〔議事〕

（1）平成31年度研修等事業計画（案）について

事務局から、資料12～資料25に基づき、平成31年度研修等事業計画（案）について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり了承された。

なお、研修事業の講演者等について、本委員会後も推薦者がいる場合は事務局まで連絡いただきたい旨、委員長から発言があった。併せて、各研修等事業を進めていく過程において、変更等が生じた場合には、委員長一任とすることについて了承された。

（2）その他

委員長から、次回の事業実施委員会については、事務局を通じて日程調整する旨発言があった。

以上

平成30年度第1回国立大学法人総合損害保険運営委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年9月5日(水) 14:30~16:30
- 2 場 所 学術総合センター2階 会議室 202・203
- 3 出席者 森田座長、近見副座長
里見、米田、渡邊、徳田、岩澤 各委員
(国大協サービス) 早田社長、島田副社長、藤井副社長兼事業部長

議事に先立ち、新任委員挨拶及び座長の選任が行われた。

- 新任委員の挨拶について
平成30年3月31日をもって、これまで座長を務められた東京大学の戸渡理事が退任され、4月から東京大学里見理事が新任委員に就任されたことに伴い、里見委員から新任の挨拶があった。
- 座長の選任について
戸渡理事の退任に伴い座長の選任が行われ、京都大学理事の森田委員が選出された。

4 議事の経過及び結果

(1) 平成30年度国立大学法人総合損害保険について(報告)

- ①平成30年度国立大学法人総合損害保険の概要について
国大協サービスから、資料2-1、2-2に基づき、説明があった。
- ②平成30年度国立大学法人総合損害保険の商品改定の状況等について
事務局から、資料2-3~2-5に基づき、報告があった。
- ③国立大学法人総合損害保険の加入状況及び保険料、保険金の支払い状況について
事務局並びに国大協サービスから、資料2-6~2-9に基づき、説明があった。
- ④メニュー1における損害率調整係数の誤りについて
引受保険会社である三井住友海上火災保険株式会社から、資料2-10に基づき、お詫びと、各大学に対して過払い金額の連絡を早急に行う旨の説明があった。

(2) 国立大学法人総合損害保険に関する平成31年度の改善要望事項について

事務局から資料3-1、3-2、4-1、4-2に基づき説明があった後、審議を行った結果、資料4-1のとおり承認された。これに基づき、10月までに本委員会としての意見書案を、書面審議にて本委員会に付議し承認後、事業実施委員会に提出することとなった。

以上

平成 30 年度第 1 回政策研究所運営委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 7 日（木） 13:30 ~ 15:00
- 2 場 所 学術総合センター 2 階 会議室 201~203
- 3 出席者 岡委員長
石井、合田、羽田、秦、濱中、山本（清）、吉武、山本（健）、
木谷 各委員

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、資料 1-1~1-4 に基づき、高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループの活動状況について、同グループ座長である山本健慈委員より報告があった。

(1) 国立大学の経済効果に関する調査研究（案）について

山本健慈委員（政策研究所所長）より、資料 2-1~2-2 に基づき、来年度以降実施予定の「国立大学の経済効果に関する調査研究（案）」について説明があった後、意見交換を行った。具体的な研究内容等については引き続き検討を進めていくこととし、資料 2-1 については案のとおり承認された。

(2) 2018 年度国立大学法人基礎資料集（案）について

事務局より資料 3-1~3-3 に基づき説明があった後、意見交換を行い、一部修正のうえ案のとおり了承された。完成した基礎資料集については、2 月 15 日開催の理事会、3 月 14 日開催の総会に報告した後、国立大学協会ホームページに掲載することとした。なお、参考資料（資料 3-2）及び各掲載データの元データ（Excel 形式）については、会員専用ページにのみ掲載することとなった。

(3) 2019 年度以降の政策研究所の活動計画について

事務局より資料 4-1~4-2 に基づき説明があった後、意見交換を行い、一部修正のうえ案のとおり了承された。

また、山本健慈委員（政策研究所所長）より、政策研究所としての IR 機能の強化、シンクタンク機能の必要性については、国立大学協会の総会等でも意見が出ていることが紹介され、今後の政策研究所の在り方についても意見交換を行った。

(4) その他

次回の委員会は、おって事務局から日程調整を行う旨連絡があった。

以上

Ⅲ 意見、提言、要望書等

資料番号

- 1 大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用にあたっての参考例等について〔別添1〕
- 2 これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）〔別添2〕
- 3 国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正等の在り方（論点整理）〔別添3〕
- 4 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性について〔別添4〕
- 5 平成31年度予算・税制改正要望書〔別添5〕
- 6 国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）〔別添6〕
- 7 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方について〔別添7〕
- 8 国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の公表の取扱いに関する方針〔別添8〕

大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の 活用に当たっての参考例等について

平成 30 年 6 月 12 日

1. 趣 旨

「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に基づき、各大学における活用に当たってその活用に資する参考例及び留意すべき事項について示す。

なお、以下に示すのはあくまでも「参考例」であって、大学によって、又は同じ大学の中でも学部等によって、それぞれの方針に基づき水準や比重を独自に設定したり、ガイドラインに基づきつつ独自の活用方法を工夫したりすることについては、各大学・学部等が主体的に判断すべきものである。

2. 英語認定試験

（1）出願資格とする場合

出願資格とする水準の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定める。

設定に当たっては、ガイドラインに示す通り「他の教科・科目との関連性も踏まえ、受験生の受験機会の確保について十分に配慮」し、英語認定試験の結果のみによって受験機会が著しく狭められることにならないよう留意することが望ましい。

具体的には、各大学・学部等の方針により、CEFR 対照表に基づき、その一定水準（例えば A2）以上を受験資格とすることが考えられる。

（2）加点方式とする場合

英語認定試験の結果に基づき共通テストの英語の成績に加点する点数の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定める。

設定に当たっては、ガイドラインに示す通り「英語 4 技能の総合的な評価を重視するというこのたびの改革の趣旨を踏まえつつ、制度の大幅な変更による受験生や高等学校教育への影響を鑑み、英語全体に占める認定試験の比重については適切なものとなるよう十分に考慮」することが望ましい。

具体的には、各大学・学部等の方針により、英語認定試験の結果に基づく加点の点数を CEFR 対照表に基づく水準ごとに定め、その最高点が共通テストの英語の成績と合わせた英語全体の満点に占める割合を、英語 4 技能学習のインセンティブを与える観点から適切な比重（例えば 2 割以上）となるようにすることが考えられる。

なお、加点する点数の設定方法については、従来から一般入試の個別試験や推薦入試等において民間検定試験を活用しており、素点による水準の対照についての実績と知見がある場合などには、各大学・学部等の判断により、各英語認定試験の素点に応じて、CEFR 対照表に基づく水準を細分化した段階を設けて、段階ごとの加点の点数を定めることも考えられる。

(3) 出願資格と加点方式を併用する場合

各大学・学部等の方針に基づき、英語認定試験の結果について、出願資格としての一定の水準（例えば CEFR 対照表の A2）以上を設定するとともに、それを超える水準（例えば B1 から C1 以上又は C2 まで）ごとに加点する点数を定めて共通テストの英語の成績に加点するものである。

これらの具体的な設定については、(1) 及び (2) の場合に示した留意点を踏まえて、各大学・学部等が主体的に定める。

(4) 英語認定試験の実施・定着状況等の検証と見直し

(1) から (3) の具体的な設定の在り方については、国立大学協会において、今後の英語認定試験の実施・定着状況等を十分に検証しつつ、2024 年度以降の入学者選抜における英語 4 技能評価が円滑かつ適切に実施されるよう、必要に応じ見直しを行うこととする。

(5) 障害等のある受験生への配慮

障害等のある受験生については、各英語認定試験において合理的配慮が行われることになっているが、今後の状況を踏まえ、追記することとする。

3. 国語の記述式問題

国語の記述式問題の段階別成績表示については、ガイドラインに示す通り、その結果を点数化してマークシート式の得点に加点して活用することを基本とし、加点する点数の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定める。

国語の記述式問題の出題及び成績提供の方法については、大学入試センターにおいて実施した試行調査（プレテスト）の結果、試行調査における記述式問題の問題数、構成、国語全体の試験時間等が共通テストにおいても維持されるとともに、同センターは、小問ごとの段階別表示のみならず、小問に応じた重み付けを行った上で 5 段階の「総合評価」としての段階別表示を示すとの方針が示されている。

このことを踏まえ、加点の具体的な方法については、例えば「総合評価」

の段階別表示の段階ごとに加点する点数を定め、加点する最高点がマークシート式の得点と合わせた国語全体の満点に占める割合を、全体の問題数、構成、試験時間等を勘案した適切な比重（例えば2割程度）とすることが考えられる。

これからの時代における本格的な産学官連携 共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）

平成30年6月12日
一般社団法人 国立大学協会

I. 視点

「日本再興戦略 2016」においては、我が国が将来にわたって持続的な成長を遂げていくためには、イノベーションと人材育成の強化による第4次産業革命の実現が必要であるという基本的な考え方に立って、1つの重要な方針として、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携を推進し、2025年度までに大学などに対する企業の投資額を現在の3倍とすることを掲げ、2016年11月には、これを受けて設置された「イノベーション促進産学官対話会議」が「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を取りまとめた。この方針は、その後の「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」にも引き継がれている。

本格的な産学官連携による共同研究の推進は、このように我が国の持続的な成長・発展に不可欠な喫緊の課題であり、ビッグデータとAIの活用から生まれたイノベーションにより、新たなビジネスモデルが誕生し、様々な分野で新たな価値が創出され、経済社会のパラダイムシフトの創起につなげ、次代を切り拓く人材を育成するとともに、地方創生にも大きく寄与することが期待されているものである。

このような期待に応え、企業から大学等への研究開発投資の3倍増という目標の実現をはじめ、国立大学が本格的な産学官連携共同研究を大きく発展させていくためには、以下に掲げる視点の下に、各大学が全学的な戦略を策定して個別に努力するのみならず、大学が連携して、複数の大学群・企業群によるオープンイノベーションを創出する取組を進めていく必要がある。

また、国立大学協会は、国立大学・大学共同利用機関の連合組織としての機能を発揮し、こうした各大学等の取組及び複数の大学の連携した取組を促進するために、様々な支援や情報提供を充実していく所存である。

1 大学・企業の組織間の連携による継続的で大規模な共同研究を推進する

- ・全学的な産学官連携組織を整備し、産学官連携の窓口としての機能を強化する。
- ・企業のニーズを総合的に把握し、多様な学問分野・部局を横断した体制の下に大学のシーズを幅広く動員して、種々の課題に対しチームを構成し解決に当たる。
- ・共同研究の進捗状況について全学的な産学官連携組織のマネジメント機能を強化する。
- ・産学官連携プロジェクトや知的財産の管理・マネジメントを強化するため、企業等の豊富な知識・経験を有する人材や、基礎研究の成果を社会へ活かす意欲をもった若手研究者を URA 等の専門人材として積極的に受け入れ活用する。
- ・産学協同講座・研究部門の受入れや企業の研究所のキャンパス内への誘致など、大学・企業の研究者間の恒常的な協働と対話が「組織」対「組織」としてできる場を学内に整備する。
- ・各国立大学が産学官連携組織の充実を図ることに加え、複数の大学がネットワークを構成し、各大学の特色を活かして補完・協力し合う体制を整備することや、大規模な大学が核となって組織的な産学官連携推進の機能・役割を果たす仕組みを構築する。
- ・それぞれの国立大学が有する、特筆する技術や知識等のシーズについて明確に示した上で、産業界の潜在的なニーズとのマッチングを促進し、社会実装に繋げるための仕組みを構築する。

2 長期的な未来社会ビジョンのもと、Society5.0 の実現を目指し、データ活用による新たな価値・ビジネスの創造、地方創生などの我が国の当面する課題に積極的に貢献する

- ・ Society5.0 の実現に向けて、数理・情報科学の社会・産業変革への応用やデータサイエンティストの育成を推進する。
- ・ サービス産業の生産性向上や観光・スポーツなどの新たな分野にも積極的に取り組む。
- ・ 個々の企業を越えた産業横断的な課題や新領域の分野に対して、大学群と企業群の間のオープンイノベーションに向けた文理の枠を越えた学際的な共同研究を推進す

る。

- ・ 大学と企業(群)との恒常的な意見交換の機会を構築し、長期的な未来社会ビジョンを双方で共有する場を設けるほか、大学から企業に対する提案型の共同研究にも取り組む。
- ・ 特に、地域との関係においては、自主的で持続的な地域社会創生に向け、地方自治体や地域の金融機関を含む企業・経済団体との対話の場を充実し、実験フィールドとしての地域の活用や、地域のイノベーションエコシステム構築を通じて、地方創生の核となる地方中小企業を含む産業の振興やイノベーションの創出に貢献する。
- ・ 基礎研究、応用研究から企業における実用化に至るまでの橋渡しを視野に入れて、大学の研究成果のイノベーションへの寄与度を向上させる。
- ・ イノベーション創出を担う有力な大学発ベンチャーが今後ますます増加し、持続的に発展できるような支援体制を構築する。

3 産学官連携や共同研究を通じて、女性や外国人を含む多様な若手・中堅研究開発人材の育成を図る

- ・ 企業との共同により、企業の研究者と大学教員が協働し、優秀な人材に基礎的な研究のスキルを身に付けさせるとともに、実践的な指導を行う大学院博士課程教育プログラムを創設・充実させる。
- ・ 企業の技術者・研究者に対して、AIやIoTをはじめ、社会や技術の進展に対応した高度かつ先端的な知識・技術を習得させる大学院レベルのリカレント教育プログラムを企業と連携して創設・充実させる。
- ・ 共同研究への博士課程学生やポスドクの参画を推進し、企業の研究開発の実態を理解させるとともに、企業で活躍できる人材を養成する。その際、女性や外国人留学生等の参画も積極的に進め、企業と連携して、その後の活躍の場の開拓にも努める。
- ・ 共同研究に参加する博士課程学生やポスドクに対し報酬を支給することにより、インセンティブを付与するとともに、参加意識を高めるようにする。
- ・ 秘密情報の管理について、学位論文等における発表との関係を含め、あらかじめ企業との契約で明確に定めるとともに、参加する教員や学生に対して守秘義務を含む倫理教育を徹底する。

4 教員の産学官連携取組を一層推進するとともに、人事給与マネジメント改革を通じて、研究開発人材の大学・企業間の流動性を向上させる

- ・産学官連携の取組について、教員の業績評価の重要な項目の1つとして評価し、その処遇においてインセンティブ等を付与する。
- ・エフォート管理に基づき、大学・企業間のクロスアポイントメントを積極的に推進するとともに、企業との兼業の在り方について制度上の整理を行う。
- ・特に、大学教員に対して、企業における研究開発の意義・役割の理解を深めさせるとともに企業マインドの理解も含めて、大学から企業へのクロスアポイントメントや企業における卓越研究員等による、産業界との新たな交流を促進・拡大する。

5 産学官連携を大学の財務経営戦略の重要な柱と位置付け財政基盤を強化する

- ・学長のリーダーシップの下、中長期的な財務経営戦略の観点から、本格的・持続的な産学官連携による外部資金の獲得に向け、戦略的・積極的に大学全体で取り組んでいく。
- ・研究開発及びその基盤となる基礎研究の底上げや、ポスドクを始めとした若手研究員の採用と処遇改善及び URA 等専門人材の安定的雇用に資する観点から、間接経費及び戦略的産学官連携経費のそれぞれの必要性・目的や効果を地域の企業を含めた産業界に対して明示し理解を得ることにより、これらの経費の確保に努める。
- ・知的財産の維持や譲渡等の棚卸しの判断を含む適切な知的財産マネジメントの体制を構築して、ライセンス収入の増大に努める。
- ・共同研究成果の実用化の方法として、大学発ベンチャーへの投資を呼び込むためのファンドを個別大学のみならず複数大学の共同により創設する。

6 本格的な産学官共同研究に向けた産業界への期待について

- ・企業の中長期的な展望及び課題、そして未来社会のビジョン策定について、大学は、幅広い基礎も含めた研究と人材育成の観点からも、そのパートナーとしての力を有している。産業界においては、それらを大学と共有し、連携しながら、解決策・改善策を共同研究によって創出し、連続的・持続的なイノベーションによる、我が国の社会的発展に向けたパートナーとして支援と期待をいただき共に歩んでいきたい。

II. 環境整備

上記 I で述べた、本格的な産学官連携共同研究の推進、大型共同研究のプラットフォームの拡大・深化を図るため、政府においては、以下のような取組みの推進・検討を図りたい。

【産学官連携組織機能の強化】

- ・ オープンイノベーション推進に直結する産学官連携マネジメント機能の抜本的強化（産学官連携組織の改革）に向けた支援（連携・協働施設等の整備を含む）
- ・ 大学間連携による産学官連携機能の高度化・共有化や、海外の大学・企業との連携強化や大学発ベンチャーの海外展開への支援

【産学官の資金の好循環】

- ・ 全国的な産学官によるプラットフォームを構築し、選定された分野あるいはテーマの研究を長期的に個人、組織またはそれらのグループの連携に対して支援する、産学官の協力による基金の創設支援
- ・ オープンイノベーション機構の整備の拠点倍増や、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）の予算拡充等、オープンイノベーション促進システムの飛躍的拡充
- ・ 共同研究等により獲得した外部資金を基にして大学が基金を創設する等し、大学の幅広い学問分野の基礎研究の維持等に柔軟に使用できるようにする制度改正
- ・ 産業界からの資金獲得額に応じて公費の一部を配分する制度の検討等、産学官連携におけるマッチングファンドの推進
- ・ 間接経費及び戦略的産学連携経費の確保・充実が、研究開発及び産学官連携の基盤となる各種の環境整備や基礎研究の充実のために不可欠であることについての各方面の理解促進

【我が国の知の好循環】

- ・ 各大学に分散する優れた知財の効果的管理・運用を進めるための体制整備や専門的助言、専門人材の派遣等の支援

【産学官の専門職人材の好循環】

- ・ クロスアポイントメント制度の積極的な活用を通じた人材の流動化促進のための制度改善やモデル事例の提示等の支援
- ・ 研究力の向上に資する URA の認証の仕組みの構築による URA の資質向上と流動性の向上の支援

Ⅲ. 国立大学協会の取組

国立大学協会としては、上記Ⅰの視点による取組を促進し、かつ、上記Ⅱに示した環境整備が実現されるように、以下の取組を充実するとともに、政府における本格的な産学官連携共同研究の推進や大型共同研究プラットフォームの拡大・深化に向けた制度の検討へ積極的に参画していく所存である。

- 1 各大学の産学連携担当役職員（URA を含む）を対象とする研修会や意見交換・情報共有の機会の提供
- 2 各大学における優れた取組事例の収集と情報提供
- 3 産業界・行政関係者と大学関係者の間における様々なレベルでの緊密な意見交換の実施
- 4 各大学の取組推進における各種課題の把握とそれらの解決のための方策や制度改善の在り方に関する継続的検討

国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスと それに資する法・制度改正等の在り方（論点整理）

平成30年6月15日

一般社団法人 国立大学協会

はじめに

少子化が進行し、アジアの大学の台頭をはじめとする国際的な競争環境が更に激化する中で、我が国が高度知識基盤社会をリードする存在であり続けるためには、国立大学が高度で多様な教育研究を推進し、国立大学全体として、優れた人材を育成する場にふさわしい規模と体制を保持することが不可欠である。

とりわけ Society5.0、地域創生、グローバル化、人生100年時代などの社会変化の中で、イノベーションを創出し、我が国及び地域の発展に貢献するとともに、グローバル社会において活躍できる人材を、日本人のみならず海外の優れた人材を含めて育成していくことが急務である。

また、そのための財政基盤については、国による基盤的経費の安定的確保を得つつ、個々の国立大学が各方面の理解を得て多様な財源確保に努める必要がある。

国立大学がこのような使命を自覚し、強み・特色を一層生かして地域・国・世界に貢献するための、国立大学法人の組織・ガバナンス及びそれに資する法・制度改正等の在り方に係る論点を以下に示す。

Ⅰ 連携・統合

限られた資源を有効活用して、全都道府県に少なくとも1つの国立大学（キャンパス）を維持しつつ、多様なニーズに応える教育研究機能を強化し、イノベーションの創出を促進するためには、国立大学間のみならず公私立大学との協働が必要であり、そのためには、以下のような観点を踏まえた連携の強化と統合の推進を図り得る制度の構築が極めて重要である。このとき、各大学が最大限の機能強化を実現するためには、その特性や地域性等に応じて、多様な連携・統合を可能とすることが不可欠である。

Ⅰ-1 大学間の連携の強化

- 大学間連携、特に国公立大学間の連携については、現在、各地域において大学コンソーシアム等の取組が進んでいるものの、それぞれの財務制度等が大きく異なり、また、連携体制そのものに予算を付けられないこと、各法人の独自性が強いことなど、連携を強化するに当たって多くの課題がある。
- このことから、連携体としての事業モデルを有するような“強い連携”の構築を後押しする施策が必要である。特に、地域の大学間の連携においては、地域創生やイノベーションの強化の観点から、地方自治体や地域の産業界をはじめとする大学外の声を積極的に取り込むとともに、国や地域からの多様な財政支援を有効に組み合わせて活用できる仕組みが不可欠である。
- その施策として、例えば、独立した法人格を持ち、参加する大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を推進することを目的とする「大学等連携推進法人」を創設することも効果的と考えられる。

Ⅰ-2 国立大学等間の多様な枠組みによる連携・統合

- 各国立大学の特性や地域性等を踏まえた連携を進めるためには、後述する1法人複数大学制度以外にも、複数の大学が業務の一部を共同して行う一部事務組合の導入や一定の事務等を共同で処理するための株式会社への出資を可能にするなど、多様な枠組みが活用できるような制度を整備すべきである。
- また、国立大学間にとどまらず、高等専門学校、共同利用機関法人等との連携・統合も一つの形態として考えられる。

1-3 国立大学の1法人複数大学制度

- 国立大学法人における1法人複数大学制度の導入の一義的な目的は教育研究機能の強化にある。すなわち、各大学がその特性や地域性等を踏まえ、経営統合によって教育研究機能の強化を実現することができる場合には、それを可能とする制度とすべきである。
 - ・ 具体的には、統合した法人内での専門分野の再編による教育研究機能の強化や特色の明確化、あるいは分野を越えた連携方策等をより戦略的に実行することが可能となり、法人全体の教育研究の高度化やシナジー効果を生み出し、イノベーション創出の促進と国際競争力の強化につながることを期待できる。また、様々な面においてスケールメリットを生かすことが可能になると考えられる。
 - ・ さらに、各大学（キャンパス）が地理的にある程度離れている場合であっても、ICTの活用や各種事務手続き・システムの共通化・共同化を図ることにより、資源の有効活用、コスト削減、業務の効率化・合理化等を通じた経営基盤強化が可能になると考えられる。
- その制度設計においては、各大学の個性を生かすこと、組織の肥大化や意思決定手続きの複雑化を招かないようにすること、法人と大学の関係を適切に整理し、法人全体としての戦略に基づく経営を可能にするとともに各大学のガバナンス機能を維持することなどに留意すべきである。
- また、具体的な形態は各大学の特性・規模や地域性等に応じて多様であることから、法制上はその在り方について一定の方向性を示しつつも、多様性を最大限許容できる柔軟な設計とすることが重要である。
- 例えば、役員をはじめとする役職者や役員会等の会議体については、法制上必置とするものは最小限に留め、組織の肥大化や意思決定手続きの複雑化を招いたり、各法人の特性・規模等にに応じた体制の構築や将来における経営体制の改革を阻害したりすることのないようにすべきである。
 - ・ 「法人の長」と複数の「学長」の基本的な関係・役割を明確にするとともに、「法人の長」については、各法人の設置する選考会議の議を経て選考された者を文部科学大臣が任命することとすべきである。また、「学長」については、法人及び各大学のビジョン・戦略を踏まえ、法人が選考会議を設置して選考・任命することとなると考えるが、学校法人や公立大学法人と同様に、「法人の長」と「学長」の兼務を認めるかどうかについては各法人の判断に委ねるべきである。
 - ・ 「理事」及び「役員会」は法人に置き、その構成については、設置する複数の大学の学長を含め、法人全体としての戦略を検討することができるように留意すべきである。
 - ・ 「経営協議会」は法人に置き、関係する地方自治体や産業界等との調整・協議を含む幅広い議論を行い得るものとすべきである。また、「教育研究評議会」は各大学に必置とした上で、各法人の判断により、法人全体としての教学の基本方針を議論する機関を法人に置くことや、学外の意見を取り入れる機関を各大学に置くことなども可能とすべきである。
 - ・ 法人の「中期目標・中期計画」の策定やそれに基づく「評価」においては、法人としてのビジョン・戦略や一体性ととともに、各大学の個性・主体性が重視されるような仕組みとすべきである。
- 具体的な法人の統合については、各法人の長期的な戦略に基づき、それぞれがメリットを生かすことができるよう、法人間で十分な調整・協議を行うことはもちろん、関係する地方自治体や地域の産業界をはじめとする学外のステークホルダーの意見を聞いてその理解を得ることが不可欠である。

1-4 連携・統合の展開

- 連携・統合の枠組みは、グローバル化への対応や産業界と連携した大学院レベルの高度なリカレント教育の推進等にも活用することが期待できる。例えば、大学が共同して外国人留学生のリクルート（広報、学生募集、選抜等）や日本語教育等を実施することなどが考えられる。また、各大学

の海外オフィス、JASSO、JSPS、JST、国際交流基金の海外オフィスの連携による機能強化の検討も望まれる。さらに、ICT やデータサイエンスなどの特定分野において、複数の大学が関連する産業団体と連携して、高度なリカレント教育を行う大学院の共同教育課程を提供することも考えられる。

II ガバナンス

上述した連携・統合の推進をはじめ、多様な人的資源を活用した多様な教育研究を実現していくためには、大学のガバナンス体制の強化による教学ガバナンス及び経営力の強化が極めて重要である。

II-1 役員等の在り方

(1) 学長

- 教学ガバナンス及び経営力を強化する観点から、各国立大学法人が規模や特性に応じたガバナンス体制を敷けるよう、以下のように国立大学法人法の改正を検討すべきである。
 - ・ 各法人の判断により、必要に応じて、学長の他に、一定事項については専ら権限と責任を有する新たな役員を置くことを可能とする。その権限等の具体的な範囲については各法人で定めることとする。
 - ・ 各法人の判断により、必要に応じて、「法人の長」と「学長」をそれぞれ置くことを可能とする。このとき、法制上はそれぞれの基本的な役割及び「法人の長」の選任の在り方（各法人の設置する選考会議の議を経て選考された者を文部科学大臣が任命する）を示し、「学長」の選任の在り方は各法人の判断に委ねることとする。

(2) 理事

- 教学ガバナンス及び経営力の強化を図るためには、高等教育を取り巻く国内外の現状や動向を理解した上で、諸課題の解決に向けた戦略・マネジメントの在り方を構想し実行していくことのできる優れた人材を広く求め、理事等の経営層に登用していくことが不可欠である。
- そのためには、まず学内の人材について、大学の経営に参画する経験を積ませたり、研修の機会を提供したりするなどして、組織的に人材育成を行うよう努めるべきである。
- また、大学において社会のニーズに応える多様な教育研究活動を推進し、かつ、新たな視点や知見を大学経営に生かしていくためには、学外からも各方面の多様な人材に登用し、学内外の優れた人材による経営層の厚みとダイバーシティを確保することが必要である。
- このため、国立大学協会においては、大学経営で求められる能力の養成や国内外の人的ネットワークの構築を目的とした研修プログラムを充実させ、各大学のニーズに応じて、現職理事やそれを目指す教職員等の資質・能力の向上とそのネットワークの拡大に努める。将来的には、この研修プログラムに大学経営に参画する意欲がある企業人等も参加できるようにすることも検討する。
- 一方、現行の国立大学法人法では、大学の規模等に応じて理事数が2～8名の範囲で大学ごとに定められている。各国立大学法人の理事に課せられる責任と業務内容は規模の大小を問わずますます多様かつ重大になっており、この規定は、すべての国立大学、とりわけ小規模大学にとって経営層の厚みとダイバーシティの確保による経営力の強化を図る上での障害となっている。したがって、国立大学法人法について、理事数の規定の撤廃あるいは大幅に緩和するような改正を検討すべきである。
- なお、国立大学法人においては、産業界等の学外において長年にわたる豊富な経験を有する人材を、教授やURA等の教職員として採用することも広く行われており、このように学内外の状況を知悉するとともに経営面の識見も備えた優れた人材を理事として登用している事例もある。外部人材の理事への登用については、こうしたことも含めて考えるべきである。

- さらに、各国立大学法人においては、理事のみならず、監事及び経営協議会の委員として外部人材が大きな役割を果たしており、後述するようにその機能の一層の強化に努める必要がある。
- また、国立大学法人の理事等が、民間企業等に対して様々な立場で専門的見地から助言を行うことは、大学の社会貢献や連携の観点からも有意義であり、その責任や利益相反等の想定される課題を整理し、積極的に後押しするよう検討すべきである。

(3) 監事

- 監事については、より効果的・明示的に牽制機能を果たす方策を検討すべきである。例えば、文部科学省が主導して監事としての資質・能力を持つ人材の確保と情報提供を行うことなどが考えられる。
- また、監事間の連携を強化する仕組みとして、例えば、監事協議会を活用することなどの検討が望まれる。

II-2 経営協議会の機能強化の方向性

- 経営協議会は、経営に関する重要事項を審議する機関として各国立大学法人に設置され、現在も学外委員等からの意見を取り入れて経営力強化につなげる重要な役割を果たしている。各法人においては、これを一層活性化させ、社会のニーズに応える経営改革の在り方について議論するなど、大学経営に学外の意見を生かす取組を更に進めるべきである。
- 国立大学協会においては、経営協議会の役割や機能を一層発揮させる観点から、各法人におけるその構成や運営上の工夫について情報を収集し、参考となる取組の共有を進める。

II-3 教育研究評議会等の在り方

- 教育研究評議会は、各部局の長などの大学の教員組織の代表をはじめ、学内の教育研究に携わる専門家集団の意見を教学面の方針に反映するための重要な機関であるが、その規模の適正化や部局長会議等の他の会議体との役割分担等により、その機能を一層活性化させるよう努めるべきである。
- また、社会のニーズに応える多様な教育研究の在り方を検討する観点から、教育研究評議会において学外の有識者等との意見交換の機会を設けたり、教育研究評議会とは別にステークホルダーから教学面の方針についての意見を聞く場を設置したりすることも考えられる。

III 財務制度改革の方向性

III-1 多様な財源確保

- 国立大学は、法人化以降10年以上にわたる運営費交付金の削減や施設整備費補助金の減少、さらには消費税率引き上げや光熱水料・電子ジャーナル等の諸経費の高騰による厳しい財政状況の下で、若手教員の減少や施設設備の老朽化が進み、教育研究の基盤維持にも困難な状況に直面している。国立大学が教育研究機能の強化を推し進めるには、上述のようなガバナンスの強化や長期的な見通しに基づく戦略的・安定的な大学経営が基盤として極めて重要であり、大学の裁量で用途を決定できる運営費交付金及び安全・安心な環境を確保する施設整備費補助金の増額がその土台として、そして我が国の持続的発展のための投資として不可欠である。
- その上で、新たな社会的ニーズに応え、国立大学における教育研究を更に多様化し発展させていくためには、運営費交付金の安定的確保はもとより、次に述べるような外部資金、自己収入等の拡充や資産の活用・運用等により、財源の多様化を実現することも必要である。

(1) 長期借入金・債券発行

- 長期借入金の借入れ及び国立大学法人債券の発行については、病院や寄宿舍の整備等に加え、スポーツアリーナ等にも対象を拡大するとともに、当該事業による収入のみを償還原資に充てる場合以外の借り入れも可能とするなどの要件緩和を検討すべきである。

- 国立大学法人債券については、その発行・管理には多大なコストが掛かるなどの問題があることから、例えば、大学改革支援・学位授与機構債券を拡充し、それを活用するような方向性も考えられる。

(2) 民間からの資金受入れ

- 全国的な産学官プラットフォームの構築による産学共同研究の推進
 - ・ 大学が民間企業の研究開発投資を積極的に受け入れ、本格的な産学共同研究によるオープンイノベーションを推進するために、全国的な産学官によるプラットフォームを構築し、選定されたテーマの研究を長期的に個人、組織又はそれらのグループに対して支援する基金（いわば産学連携・応用研究版の科研費）を産学官の協力により創設することを検討すべきである。
 - ・ 地域レベルのイノベーション創出についても、同様に、大学、公設試験研究機関、地元企業及び地方自治体を有機的に結び付けた産学公プラットフォームを構築し、民間資金の受入れを促進しつつ教育研究両面の連携を推進すべきである。
- 共同研究における費用負担の適正化
 - ・ 「組織」対「組織」の本格的な共同研究を推進するために、現在は平均10%台となっている間接経費について、産業界にその必要性についての理解を求め、少なくとも30%以上を確保するよう努めるべきである。
 - ・ さらに、共同研究に大学院学生やポスドクを大学が雇用する形態で積極的に参画させ、その雇用経費を企業が産学連携推進経費として負担する制度の導入を促進すべきである。
- PFIの活用促進
- 戦略的・安定的な経営基盤構築に向けた知財収入や間接経費収入等の産学連携活動による収入の積立や基金の制度化

(3) 寄附の促進

- 個人寄附に係る税額控除の対象の拡大（修学支援のみならず教育・研究活動全般に）

(4) 収益事業・資産活用

- 施設（土地・建物）の第三者貸付の推進（ガイドラインの策定や実際の活用事例の情報共有）
- キャンパスへの企業の研究所誘致による産学連携の推進
 - ・ キャンパス内において企業の設置する研究用施設・設備に対する税制上の特例措置（固定資産税の優遇等）の創設
- 収益事業の範囲及び出資対象の拡大
 - ・ 大学の教育研究成果に基づく専門知識・ノウハウを活用したコンサルティングや派遣事業や当該業務を実施する子会社の設立等

III-2 資産運用

- 余裕金の運用については、個々の大学が行うにはリスクとコストが高く収益も上がりにくいことから、例えば、資産を管理・運用する専門性を持った法人と複数大学がまとまって委託契約を締結するような仕組み、あるいは大学の資産管理運用機関（日本版コモンファンド）を設置するような方向性も考えられる。

III-3 耐用年数の長い資産のメンテナンス、更新（廃棄・再取得）等を可能とする財源確保と財務システム

- メンテナンス・更新等のための積立や基金の制度化

III-4 授業料の在り方

- 学士課程においては、標準額から20%までは各国立大学法人の判断により増加させることができる制度の活用の在り方を検討すべきである。
- 大学院の教育プログラムは、研究者養成から高度専門職業人養成まで、極めて多様であり、大学院の授業料については、各国立大学法人の判断により、各教育プログラムの目的・対象・内容・コストに合った授業料設定が柔軟にできるようにすることを検討すべきである。
- 留学生の授業料については、各国立大学法人の判断により、標準額の20%を超えて設定することも可能とすることを検討すべきである。
- いずれの場合においても、授業料の増収に伴って運営費交付金が削減されることがあってはならないことはもちろんであり、運営費交付金の安定的・確実な措置が議論の前提として不可欠である。また、各国立大学法人は、増収分により教育内容・環境の充実を図るとともに、経済的に困難な学生や成績優秀者に対する授業料減免等を充実することにも留意すべきである。

IV まとめ（要望事項）

上述の事項を実行に移すために、以下のことを要望する。

IV-1 1 法人複数大学制度等の導入に関する要望

- 1 法人複数大学や一部事務組合等の設置を可能とする自由度の高い法改正と、それを活用した多様な取組を実現するための推進経費の措置

IV-2 ガバナンス改革に関する要望

- 法人の長、学長等の在り方を検討の上、役員の配置、職務・権限、選任に関する法改正
- 理事の員数の制限を撤廃する法改正
- 大学経営人材育成のための研修プログラムの策定及び実施のための経費の措置

IV-3 財務制度改革に関する要望

- 長期借入金の借入れ及び国立大学法人債券の発行が可能な事業の要件緩和の検討
- 大学改革支援・学位授与機構債券の発行要件等の拡充の検討
- 全国・地域における産学官（公）プラットフォームの構築と基金の創設による共同研究等の推進
- 国立大学法人が行うことができる収益事業の範囲及び出資対象の拡大の検討
- 資産運用を複数の大学が共同して行うことができるような仕組みの検討
- メンテナンス・更新等のための積立や基金の制度化等、国立大学の財務制度改革に資する国立大学法人会計基準の見直しの検討
- 運営費交付金の安定的・確実な措置を前提とした授業料設定の柔軟化の可能性の検討

国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革
の基本的な方向性について

平成30年 6月28日
一般社団法人 国立大学協会
会長 山 極 壽 一

去る6月15日に、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」及び「統合イノベーション戦略」が閣議決定された。

いずれにも国立大学に対する期待と改革が記載されており、特に人事給与マネジメント改革の重要性が強調されている。

国立大学は、現在、少子高齢化、地域創生、グローバル化、人生100年時代などの社会変化の中で、各大学の強み・特色を一層活かして地域・国・世界に貢献するための様々な改革に懸命に取り組んでいるが、法人化以来の運営費交付金の削減により、人件費の削減、教員数の削減を行わざるを得ず、それが教育研究基盤の弱体化をもたらす深刻な弊害をもたらしている。

一方、この間、高等教育の国際競争の激化による国立大学の国際的な存在感の低下や企業における研究活動の低下もある中で、あらためて国立大学への期待が急速に高まってきた。

国立大学協会は、そのような状況を踏まえ、これまで取り組んできた改革の一層の推進と必要な資金の確保に真摯に取り組み、国立大学の教育研究機能の強化に全力を傾注する所存である。

その重要な柱が人事給与マネジメント改革であり、若手教員をはじめとする多様な教員を確保するとともに、各教員のモチベーションを高め、教育研究活動等の活性化を図ることが急務であると認識している。

以上を踏まえ、ここに国立大学における今後の人事給与マネジメント改革の基本的な方向性を明らかにするものであり、このような取組について、ぜひ政府や産業界をはじめ、各方面のご理解とご支援をいただきたいと考えている。

- 1 全学戦略に基づく教員配置を可能とする全学的な人事システムを構築し、各世代の人員構成バランスを配慮しつつ、若手、女性、外国人などの雇用を促進して多様で優秀な人材を確保する。
- 2 教員・研究者の流動性を向上させ、年齢・性別、国籍等を問わず、優秀な教員・研究者が十二分に活躍できるチャンスを創出し、多様でダイナミックな教育研究活動が可能なキャンパスをつくる。特にワーク・ライフ・バランスを推進するため、育児・介護支援や保育園の整備など、職場の状況に対応した働きやすい職場環境を整備する。

- 3 適切なエフォート管理、支援体制の充実、諸業務の効率化等により教員の研究・教育に充てる時間を確保し、研究面での生産性向上や学生の様々な学修活動への指導充実など教育研究活動の一層の活性化を図る。
- 4 学問分野等の特性に応じた教員業績評価の運用を一層実質化し、各大学で運用している月給制、年俸制等の様々な給与制度について、業績評価の結果が処遇にメリハリを持って適切に反映される仕組みの整備を進めることを基本的な考え方とし、教育研究意欲の向上と活性化につながるような人事給与システムを実現する。
- 5 国立大学間や国立研究開発法人との間のみならず、公私立大学や民間企業、海外の大学・研究機関との間でのクロスアポイントメントの導入を積極的に進め、教育研究上の連携を促進するとともに教員の研究力・流動性を高める。
- 6 運営費交付金に加え多様な外部資金（海外資金を含む）の獲得を一層推進し、これら資源の一体的かつ柔軟な活用により雇用財源を確保して、若手教員等の雇用促進をはじめ、大学のミッション達成に必要なポストの戦略的な確保・運用を実現する。

国立大学協会においては、以上の基本的な方向性に沿って、その実現のための具体的な改革方策について、さらなる検討を早急に進める所存である。

これらの人事及び給与に関する改革の実現のためには、将来にかけての安定的な財源の確保が必須である。したがって、この改革を支える基盤的経費である運営費交付金の安定的・確実な措置と将来にわたる財政計画を明示するとともに、改革を促進・加速化するための財政面の支援や税制改正・規制緩和等の制度面での環境整備を行うことを国に強く要請するものである。

また、これらの改革は、組織・ガバナンスや教育研究体制の改革とともに、国の将来を見据えて総合的かつ着実に進めていく必要があり、短期的・一面的な評価に基づく不安定な財源措置に陥ることのないよう留意すべきである。

さらに、将来の我が国を担う若手教員の育成・雇用の促進及びテニュアトラックからテニュアに至るキャリアパスの整備と安定的なポストの確保については、国においても、財政支援等を含む特段の配慮を願いたい。

最後に、我が国の研究力の向上のためには、国立大学のみならず、公私立大学、研究開発法人、民間企業等においても同様の改革を進め、セクターを越えた教員・研究者の流動性の向上と連携協働の促進を図ることが不可欠であり、国においては、省庁の枠を越えてそのための諸施策を総合的に推進することを要請する。

【趣旨説明】

このたび、政府の基本方針を示す「経済財政運営と改革の基本方針2018」等の文書において、国立大学教員に係る年俸制の拡大を含む人事給与マネジメント改革の推進が示されている。

各国立大学法人においては、現在、各方面の期待に応え、また将来の社会変化を見据えて、高度な教育研究を通じて地域・国・社会に貢献すべく懸命の取組を行っているが、教育研究の活性化を一層促進するために、人事給与マネジメント改革を行う必要性は強く認識している。

一方、実効性のある改革を進めるためには、次のような視点が不可欠である。

- 改革は、個々の教員のモチベーションを高め、教育研究活動の活性化を促進することを第一義とするものでなければならない。
- 研究者コミュニティ全体の流動性を高め活性化を図るためには、国立大学のみならず、セクターを越えた一体的な改革を進めなければならない。
- 若手研究者等の雇用の促進や研究時間の確保などの教育研究環境の改善につながるものでなければならない。
- 各国立大学法人が、長期的な見通しを持って、中期目標・計画に沿って主体的かつ戦略的に改革を進められるよう、安定した財政的及び制度的な基盤が確保されなければならない。

今後、政府において、人事給与マネジメント改革に係る具体的な制度設計等を進められることにかんがみ、国立大学協会として、上記の視点に基づいて考え方を明確に示すことが急務と考えたため、このたびの「基本的な方向性」を明らかにしたものである。

国立大学協会においては、「基本的な方向性」の実現のための具体的な改革方策について、さらなる検討を早急に進め、積極的に提言を行っていく所存である。

平成30年8月7日

各 位

一般社団法人 国立大学協会
会 長 山 極 壽 一

平成31年度予算における国立大学関係予算の充実及び
税制改正について(要望)
——国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために——

国立大学（大学共同利用機関を含む）は全国及び各地域の高度な教育研究の拠点として有為な人材と優れた研究成果を生み出し、学術研究を基盤とした我が国の発展にこれまで大きく貢献してきました。

そして、現在、少子高齢化、地域創生、グローバル化などの重要な社会的課題が山積する中で、国立大学は、各大学の強み・特色を一層活かして地域・国・世界に貢献するための様々な改革に懸命に取り組んでいますが、法人化以来の運営費交付金の削減により、人件費の削減、常勤教員数の削減を行わざるを得ず、それが教育研究基盤の弱体化をもたらす危機的な状況に直面しています。

一方、Society 5.0の実現に向けたイノベーション・エコシステムの創出のために国立大学が果たすべき役割への期待は急速に高まっており、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」や「統合イノベーション戦略」などにおいては、いずれも国立大学のさらなる改革の必要性が記載され、特に経営力の強化、人材流動性の向上、若手教員等の活躍促進の重要性が強調されています。

こうした状況を踏まえ、国立大学は教育研究機能の一層の強化・活性化を図るとともに、それを支える経営力の強化や人事給与マネジメント改革に真摯に取り組み、各学長のリーダーシップにより「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」の実現に向けて全力を傾注する所存です。

国立大学が、以上の改革を着実に実現することができるようにするため、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置及び安心・安全で国際的に魅力ある教育・研究環境の整備のための施設設備費補助金等の拡充を強く要望するものです。

なお、国立大学の運営費交付金制度については、本来、国立大学の持つ教育研究の特性に配慮し、6年間の中期目標期間において、各大学がそれぞれの経営戦略に基づき、

学長のリーダーシップのもと、中期的な見通しを持って自律的に教育研究や社会貢献活動を推進することができるよう創設されたものであり、中期目標期間においては「渡し切り」の運営費交付金を安定的に確保し、6年間の成果を厳格に評価した上で、それを次期の中期目標期間の運営費交付金に反映することが基本的な在り方であると考えています。短期的な評価による不安定な財源措置は、自律的・戦略的な経営や改革の推進を困難にするとともに、各種業務の計画変更が余儀なくされ、非効率を生ずることにもなります。したがって、運営費交付金については、予算額の確保とともに、中期目標期間における見通しを明確に持つことができる、長期的かつ安定的な制度の確立をぜひとも願うするものです。

他方、新たな社会的ニーズに応え、国立大学における教育研究をさらに多様化し発展させていくためには、運営費交付金のみには依存するのではなく、自ら外部資金、自己収入等の拡充や資産の効果的活用・運用により、財源の多様化を実現することが必要であると認識しています。近年の個人寄附に係る税額控除の導入や評価性資産の寄附に係る非課税要件の緩和、さらには資産運用に係る規制緩和は、国立大学のこうした努力を強く後押しするものであり、引き続き多様な財源確保のための各種の制度的・法的基盤を整備していただくよう願います。特に個人寄附については、平成28年度の税制改正を追い風にして大幅な増という実績を挙げることができましたが、さらなる拡大を図るために、税額控除の対象を修学支援のみではなく教育研究活動への支援全般に拡充していただきますよう要望いたします。また、その他教育研究活動の一層の推進に資する各種税制上の措置についても願うするものです。

最後に、平成30年6月の大阪府北部地震及び平成30年7月豪雨により、地域の多数の住民が被災されるとともに、国立大学の多くの施設・設備も甚大な被害を受けました。このことについても、ぜひ格別のご配慮を願います。

要望事項一覧

I 基盤的経費の拡充

- 1 国立大学法人運営費交付金等の増額を行うこと 1
- 2 国立大学施設整備費補助金及び施設設備管理維持費の確保・充実を行うこと 2
- 3 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実を行うこと 3
- 4 科学研究費助成事業（科研費）予算の拡充を行うこと 4

II 重点課題への対応

- 1 重点政策に係る各種補助金の安定的措置を行うこと 5
- 2 若手研究者の確保と育成のための支援（大学院を含む）を拡充すること 6
- 3 地方創生の中核的機能を果たす大学への支援を拡充すること 7
- 4 本格的産学連携によるオープンイノベーション促進への支援を拡充すること 12
- 5 海外における留学生の呼び込みから日本での就職までの一貫した支援体制と拠点を整備すること 14

III 税制改正

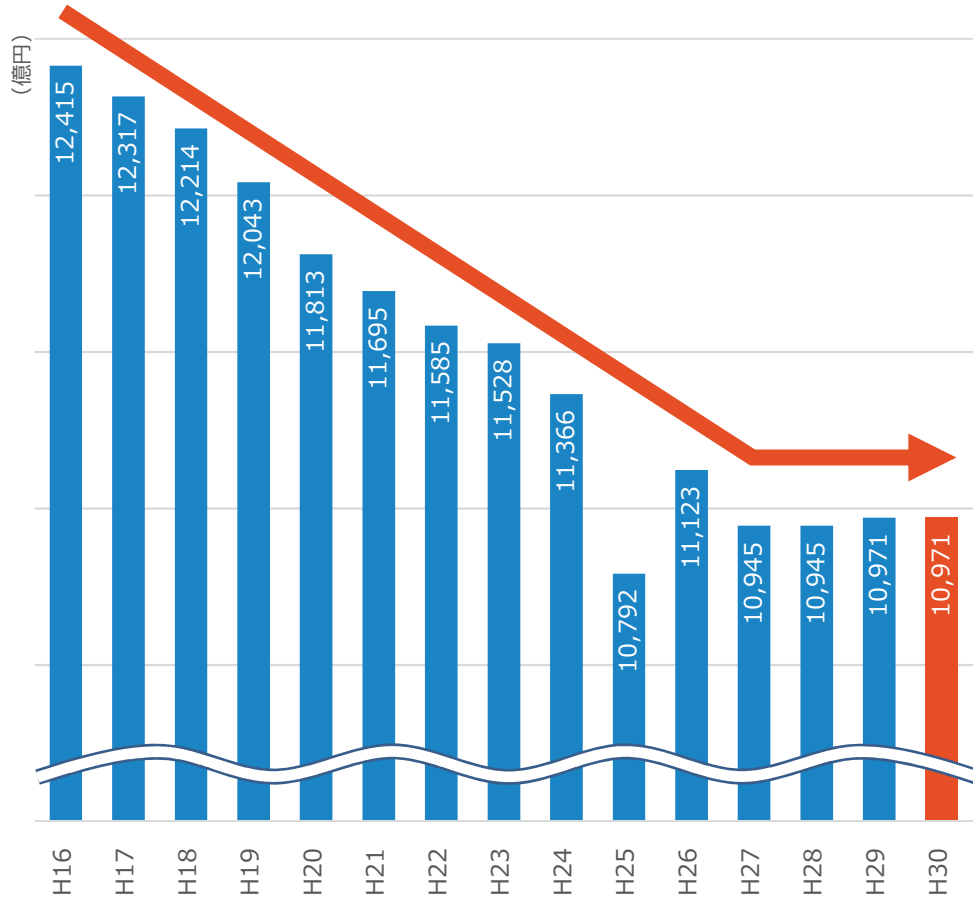
- 1 個人寄附金に係る税額控除の対象を修学支援のみならず教育研究活動全般への支援に拡大すること 15
- 2 その他の税制上の措置を延長・拡充すること 16



運営費交付金等の削減・予算配分バランスの変化

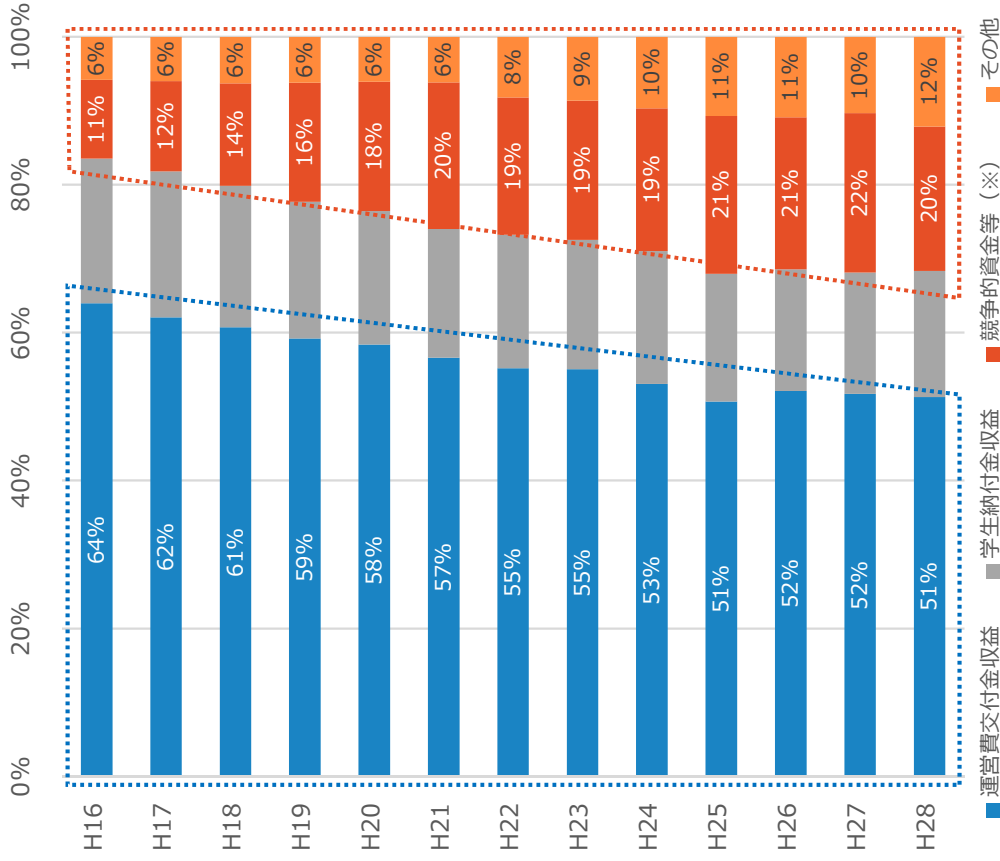
基盤的
経費 1

○国立大学法人運営費交付金等の推移



(注) 平成29年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費(45億円)を含む
 (注) 平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費(89億円)を含む

○予算配分バランスの変化(経常収入の内訳)



(注) 附属病院収益は除く

(注) 競争的資金等は、補助金等収益、受託研究等収益等、寄付金収益、研究関連収益及びその他の自己収入の合計額

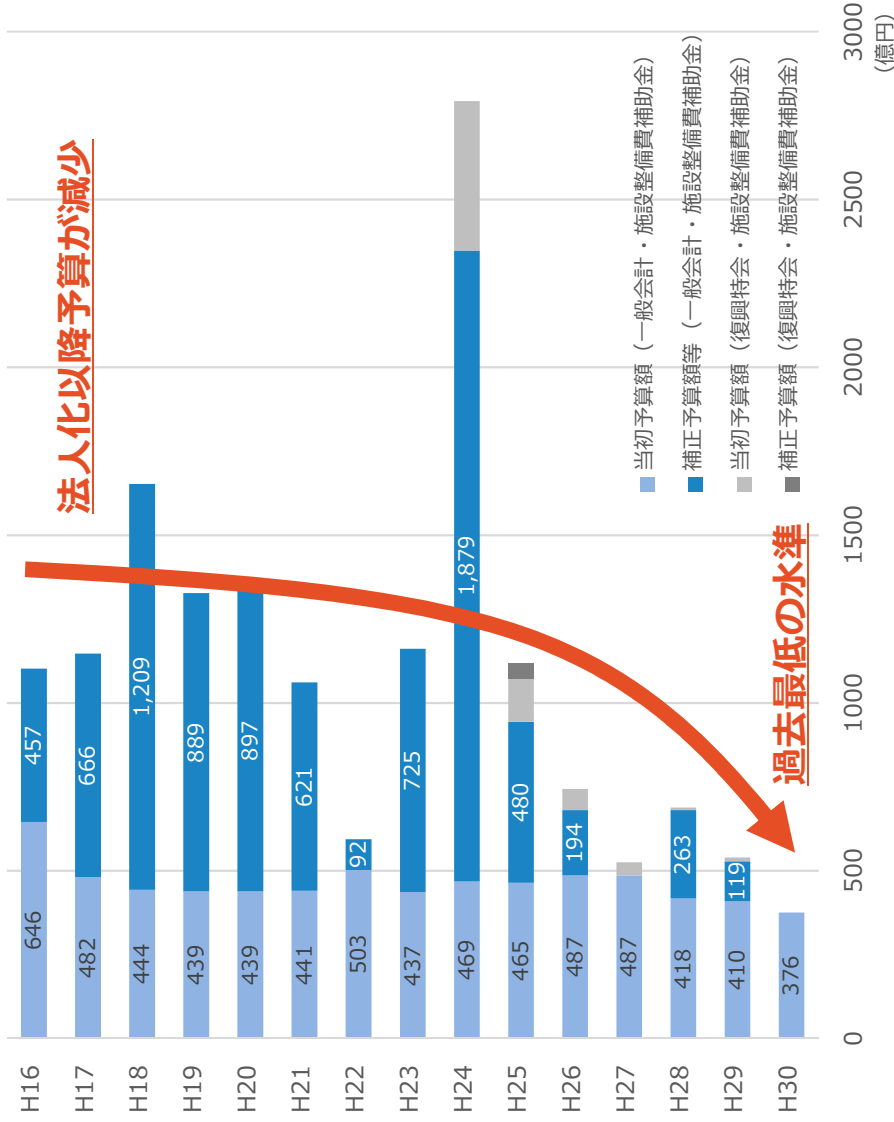
▶ **基盤となる運営費交付金の拡充と適切な競争的資金のデュアルサポートが必要**



施設設備等環境基盤の老朽化

基盤的
経費 2

○国立大学法人等施設整備費予算額の推移（国費相当分）



施設整備費予算額の減少により、
施設の老朽化が進行し**安全面・機能面等に課題**

(出典) 文部科学省資料をもとに国大協事務局作成

○施設の老朽化

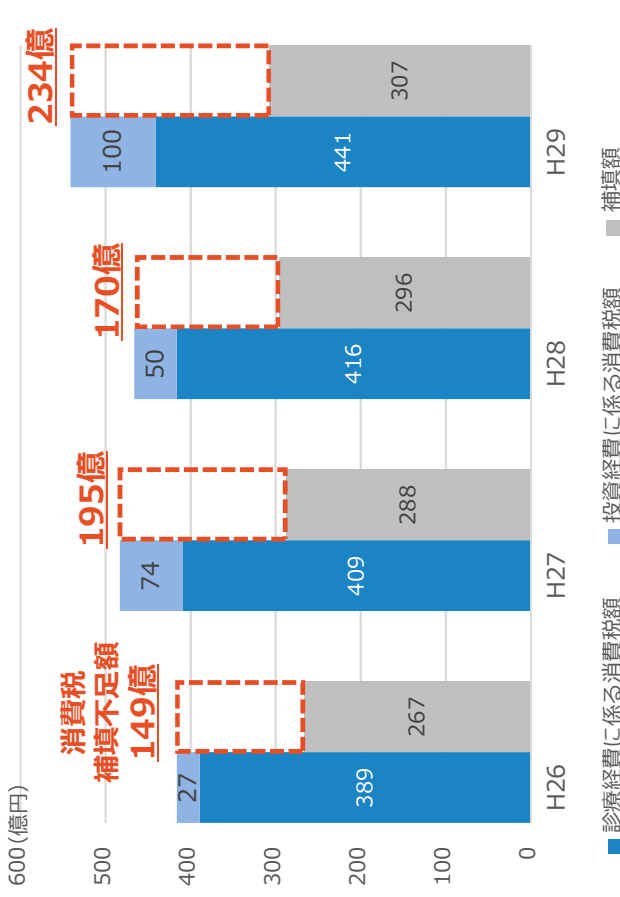


一歩間違えれば
大惨事につながる恐れがある！

施設・設備の深刻な老朽化により事故の発生率が増加し、**教育研究の発展や変化への対応が困難**
▶施設整備費及び施設設備管理維持費等を確保・充実し、教育研究力強化の環境を整備することが必要



○ 消費税補填不足額試算（概要）

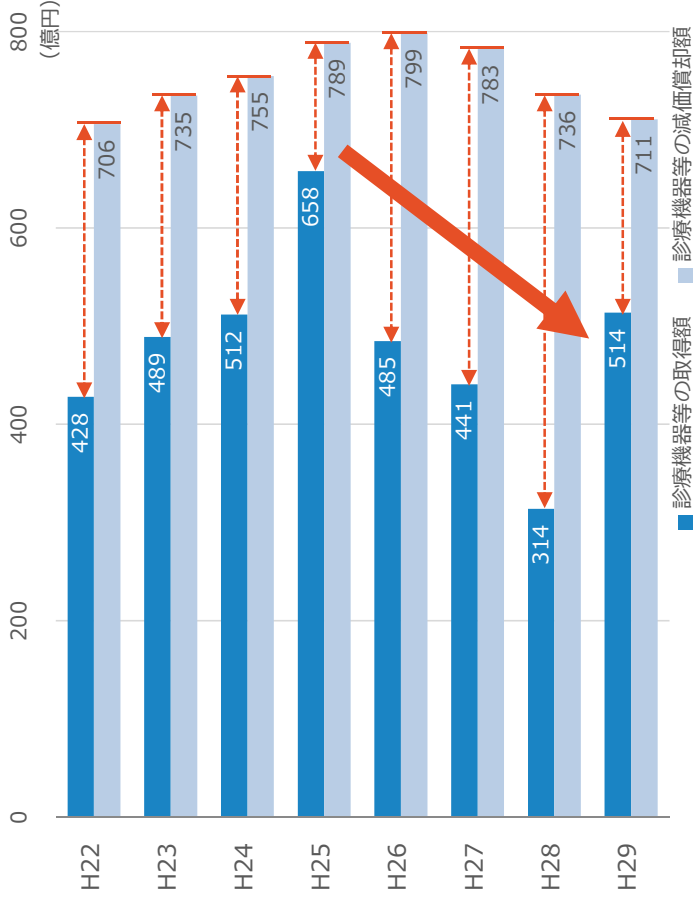


診療経費に係る消費税額：病院の業務のうち教育、研究、人件費等を除く診療業務に係る薬剤、材料、委託経費等の消費税額
 投資経費に係る消費税額：病院で取得した建物や機器のうち診療経費と同様に診療業務に使用する建物の全部又は一部、機器の消費税額
 補填額：病院全体の附属病院収入の2.89%（日本医師会が行った「医療税制検討委員会答申（H28.3）」で仕入税額相当額として診療報酬に上乘せられている額の割合）相当額

- **4年間で累積約748億円を負担しており、機器の更新が十分でないなど経営に多大な影響**
- **現状のまま10%へ増税されると、年間で更に100億円を超える負担増となる**

▶ **地域医療拠点体制の充実、医師等の教育研究基盤の充実、さらには大規模災害時に医療拠点として貢献する等のため、消費税補填不足に対する抜本的な対応及び高度な医療を提供するための診療機器等の導入・更新を可能とする財政的支援の確保・充実が必要**

○ 診療機器等取得額の推移



(注) 診療機器等取得額は、各年度の支出額で、附属病院の活動に使用する50万円以上の診療機器や管理用機器などの総額を計上している

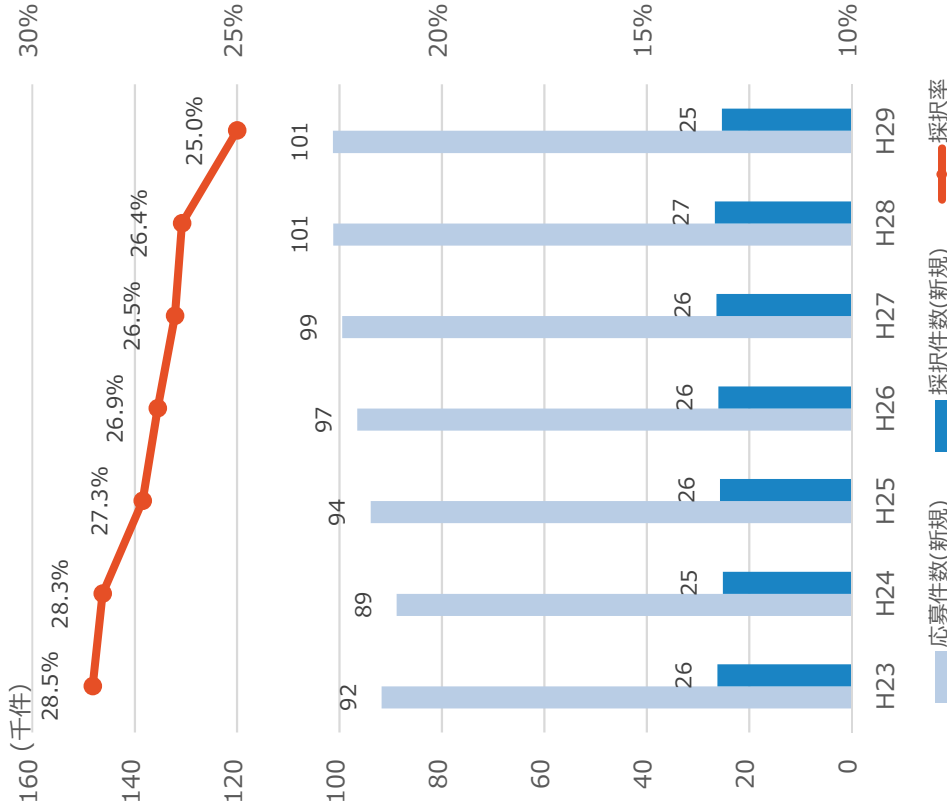
- **減価償却額が診療機器等取得額を上回り、近年ではその差額が拡大し、設備投資が十分に進んでおらず、平成26年度からは消費税補填不足の影響などもあり、特に必要な診療機器等の投資が厳しい状況**
- **平成29年度は借入金とされた整備が行われており、今後も借入金に依存する状況が続くと推測される**



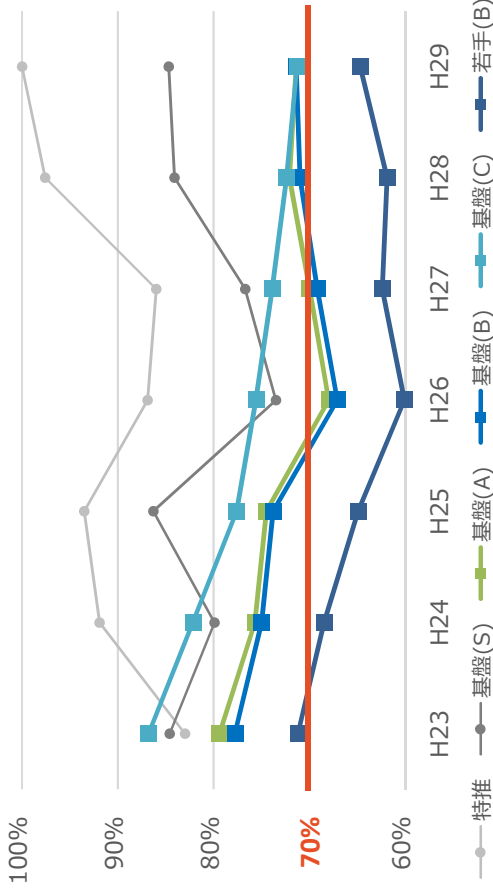
科学研究費助成事業（科研費）の状況

基盤的
経費 4

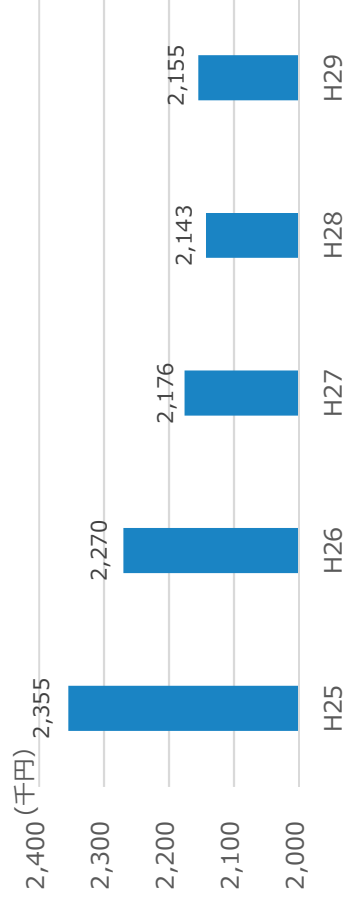
○科研費の応募・採択件数、採択率の推移



○科研費の充足率の推移



○科研費の1課題辺りの平均配分額(直接経費)の推移(新規+継続)



○科研費は、全ての学術研究分野を支える競争的な基礎的資金として定着し、新たな産業の創出や安全で豊かな国民生活に大きく貢献している

▶これを推進するためには、**予算の拡充**を行うとともに、研究費の効果的・効率的な使用に資する**基金化の推進**が必要

(出典)日本学術振興会「科研費等の審査に係る総括」(平成23～29年度)及び「平成29年度科学研究費助成事業の配分について(概要)」をもとに国大協事務局作成



事業継続が困難な補助金の状況

重点
課題 1

○補助金額の推移

(億円)

事業	H28	H29	H30	H28からの推移
博士課程教育リーディングプログラム	170	150	71	△99
卓越大学院プログラム	-	-	56	56
地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)	40	36	21	△19
スーパーグローバル大学創生支援事業	70	63	40	△30
国立大学若手人材支援事業	36	32	0	△36

各種補助金については、当初予定されていた期間にも関わらず、安定的な措置がされず、
高い評価を受けても予算が減額されるなど、**事業継続が困難**

(例) スーパーグローバル大学創生支援事業

S 評価獲得国立大学 ⇒ 前年度から約**20%**の減額

A 評価獲得国立大学 ⇒ 前年度から約**40%**の減額

高評価獲得
 なのに**予算減額**

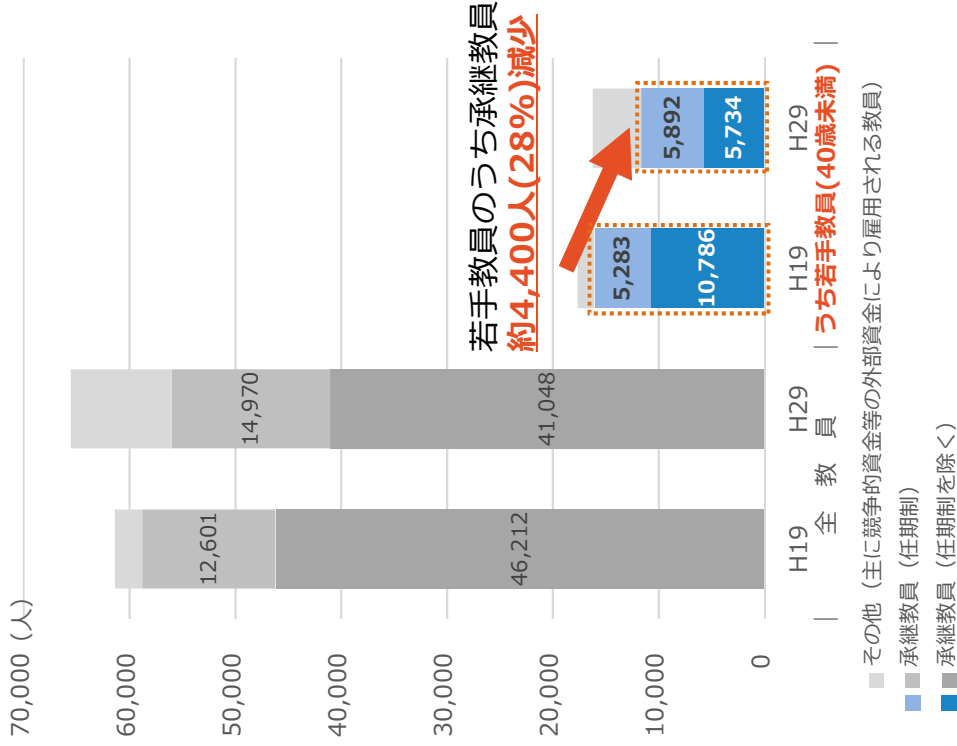
▶ **重点政策に係る各種補助金の安定的措置が必要**



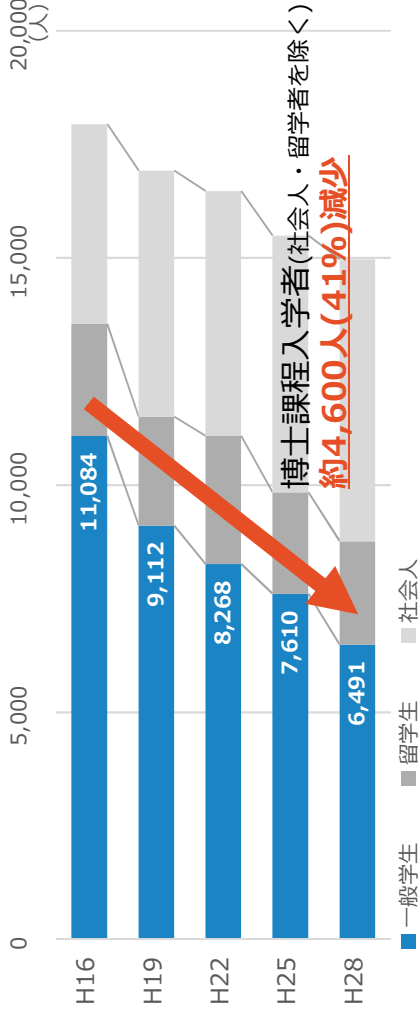
若手研究者の確保と育成のための支援(大学院を含む)

重点
課題 2

○国立大学の教員数

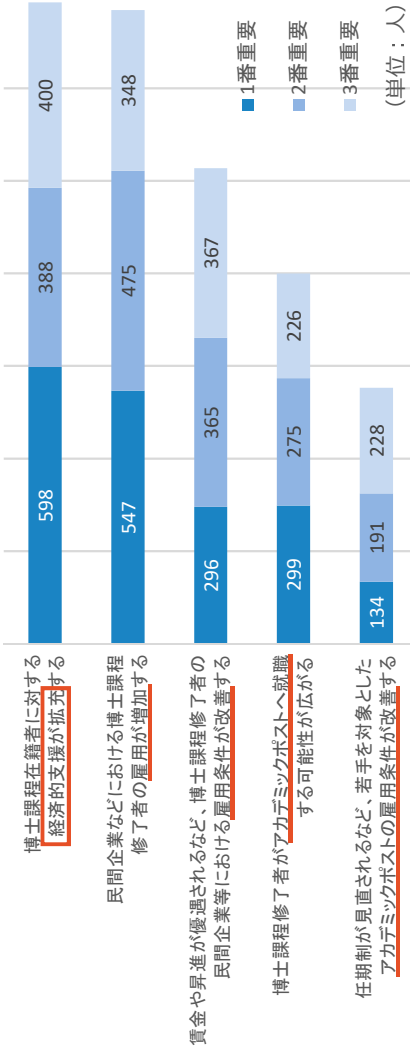


○博士課程入学者数の推移



○博士進学を検討する際に重要な条件

(調査回答者：2年生以上の修士学生2,531名、13項目中回答が多い順に5項目抜粋)



- ▶ 競争的資金により任期付で雇用されている研究者を、より安定的なポストで雇用することにより『長い年月 研究を続けていける』状況を作る必要がある
- ▶ 同時に、大学院博士課程の学生等に対して、手厚い経済的支援の実施やキャリアパスの提示を行うなど、安心して勉学・研究に集中できる環境作りが必要

(出典) NISTEP「日本の理工系修士学生の進路決定に関する意識調査(H21.3)」ほか文部科学省資料をもとに国大協事務局作成

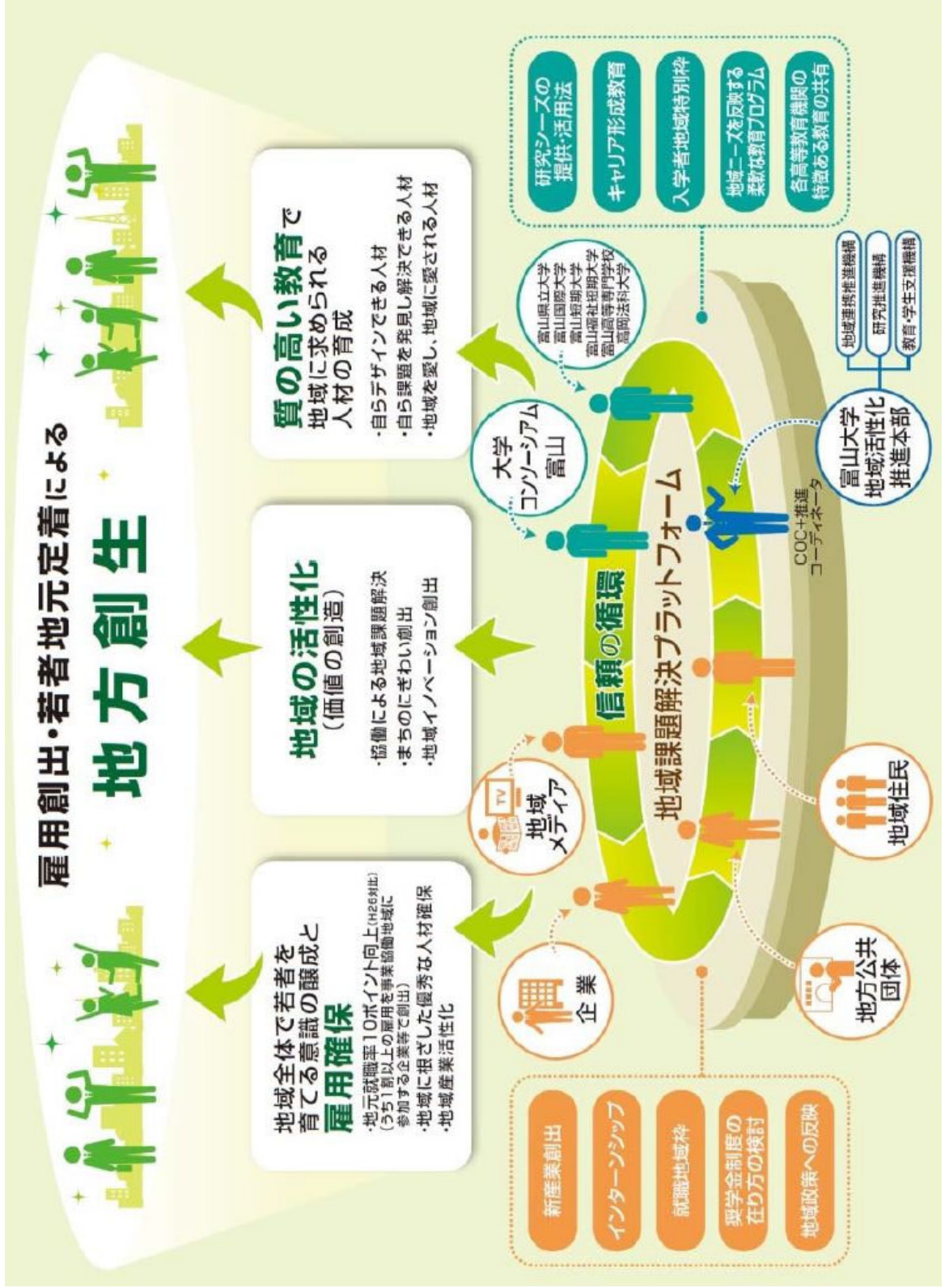


国立大学における地方創生の取組事例

重点
課題 3

○地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）

富山大学「富山全域の連携が生み出す地方創生 - 未来の地域リーダー育成 -」





地方創生の取組の推進

重点
課題3

地方大学・地域産業創生事業

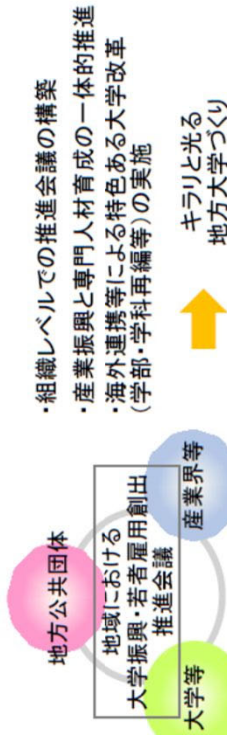
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室)

30年度予算額 内閣府及び文部科学省合計 **100億円**

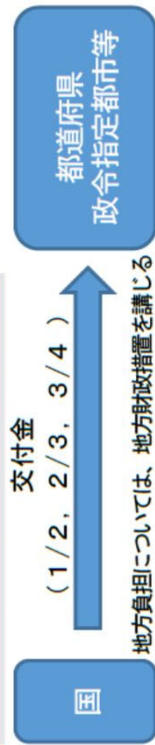
〔内閣府計上分：75億円（地方大学・地域産業創生交付金20億円、地方創生推進交付金活用分50億円、関連事業5億円）
文部科学省計上分：25億円〕

事業概要・目的

- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、新たな交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地方大学の振興、東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置を講じ、地域における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



資金の流れ（内閣府交付金分）



事業イメージ

【内閣府交付金分（70億円）及び文部科学省計上分】

- 国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定。
- 地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準（自立性、地域の優位性等）により優れたものを認定し、新たな交付金により支援（原則5年間）。
- 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を踏まえ毎年一度検証し、PDCAサイクルを実践。
- このほか、新たな交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうち25億円分）を内閣府交付金と連動して執行。

【関連事業分】

- 上記の関連として、以下の事業を計上。
 - ・地方と東京圏の大学生対流促進事業（3.3億円）
 - ・地方創生インタナーンシップ事業（0.6億円）
 - ・サテライトキャンパス調査事業（0.1億円）等

期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

(出典) 内閣府地方創生推進事務局「平成30年度地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定申請等及び平成30年度地方大学・地域産業創生交付金に係る実施計画の提出等について（H30.6.1事務連絡）」添付資料より抜粋

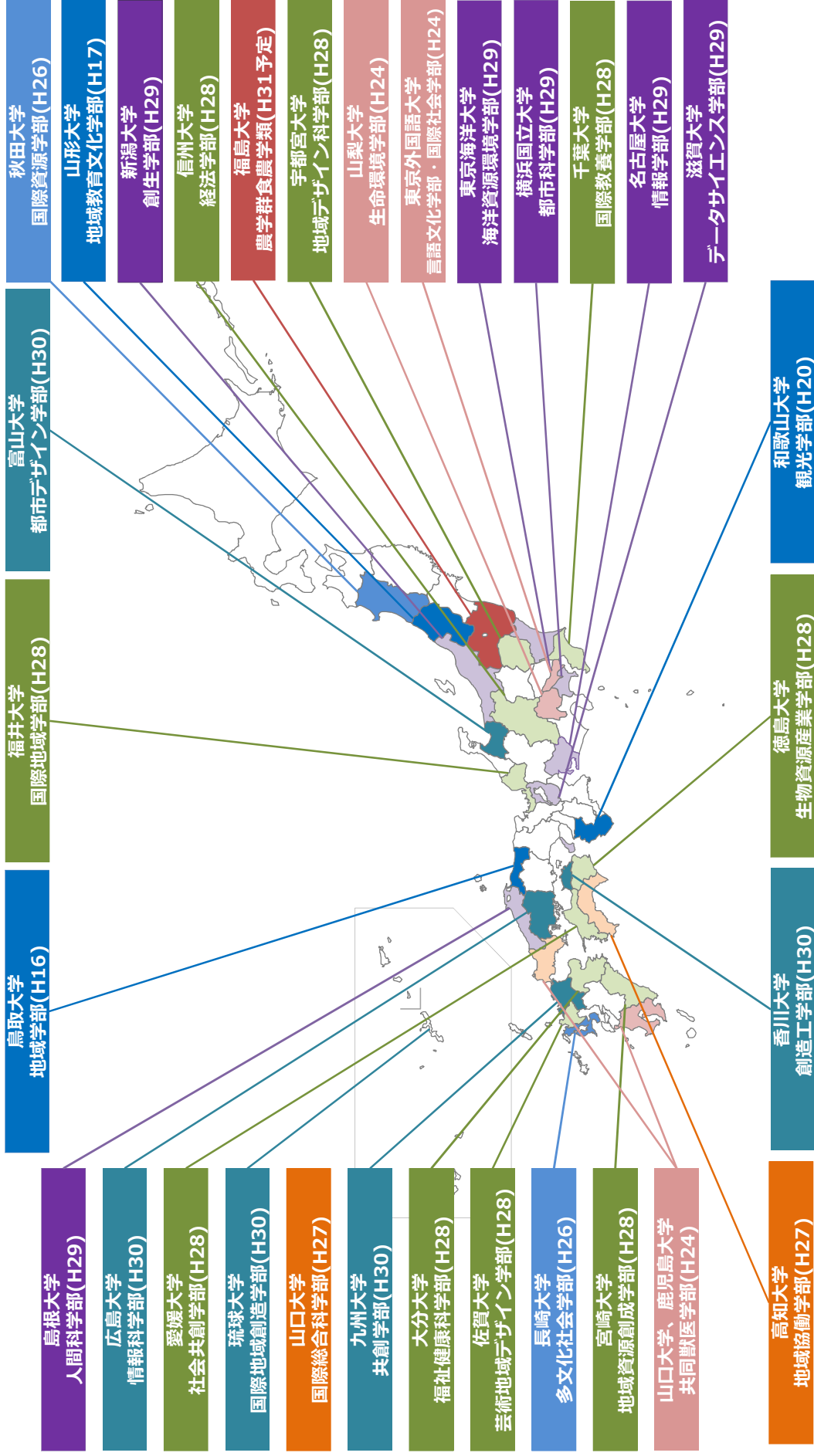
▶ **地方創生の中核的機能を果たす大学に対して一層の支援を!**



【参考】国立大学における組織再編状況

重点
課題3

○国立大学における特色ある学部等設置の状況（主なもの）



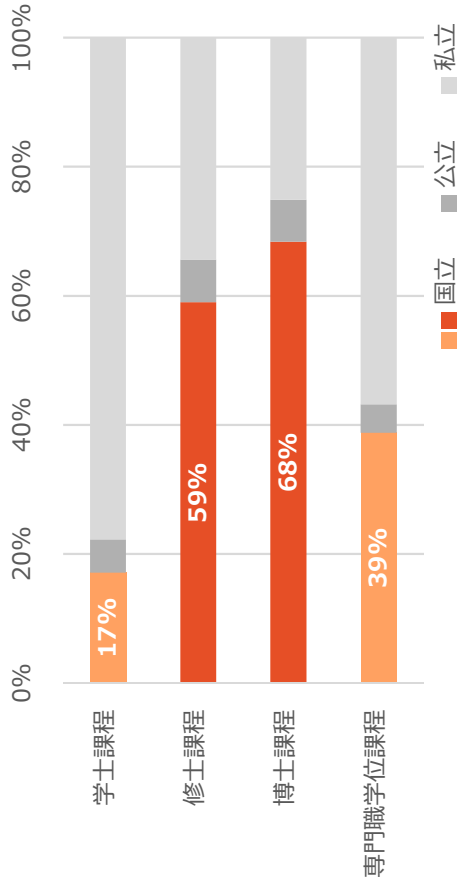
地方創生に資する多様で特色ある学部等を創設している



【参考】全大学学生数に占める国立大学の割合

重点
課題3

○学生数 [H29]

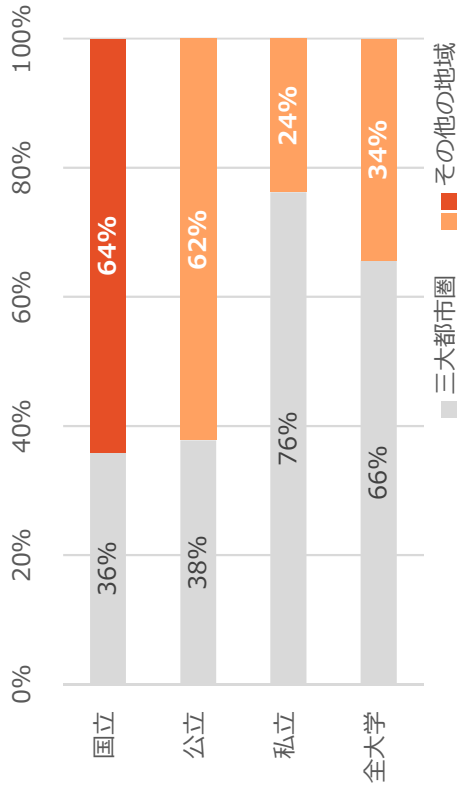


	学士課程	修士課程	博士課程	専門職学位課程
国立	441,921	94,725	50,548	6,438
公立	133,757	10,550	4,809	732
私立	2,006,992	55,112	18,552	9,425
全大学	2,582,670	160,387	73,909	16,595

国立大学の学生数は、大学院では
修士課程の約6割、博士課程の約7割を占める

(注) 「修士課程」の学生数には、修士課程及び博士前期課程(医歯学、薬学(修業年限4年)、獣医学関係以外の一貫制課程の1・2年次の課程を含む)の学生数を含む

○地域別の学生比率 [H29]



	三大都市圏	その他の地域
国立	218,422	391,051
公立	57,821	95,110
私立	1,622,103	506,373
全大学	1,898,346	992,534

国立大学は都市圏とそれ以外を含め、
全国的に大学教育の機会を提供している

(注) ここでは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を「三大都市圏」とする。

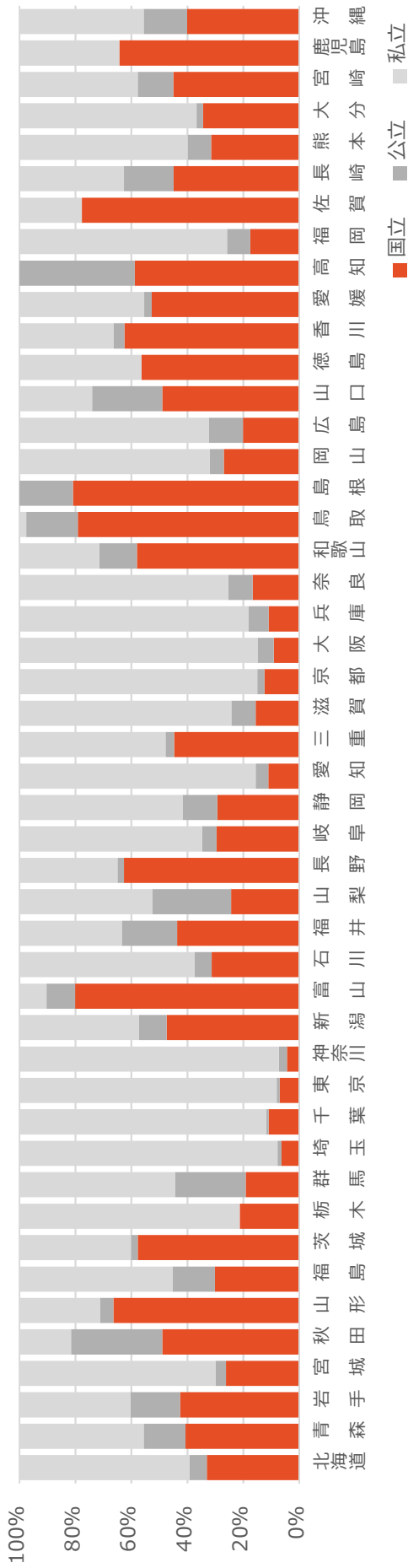
(注) 「学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。学生数には学部学生のほか大学院、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生等を含む



【参考】各地域における大学教育の提供

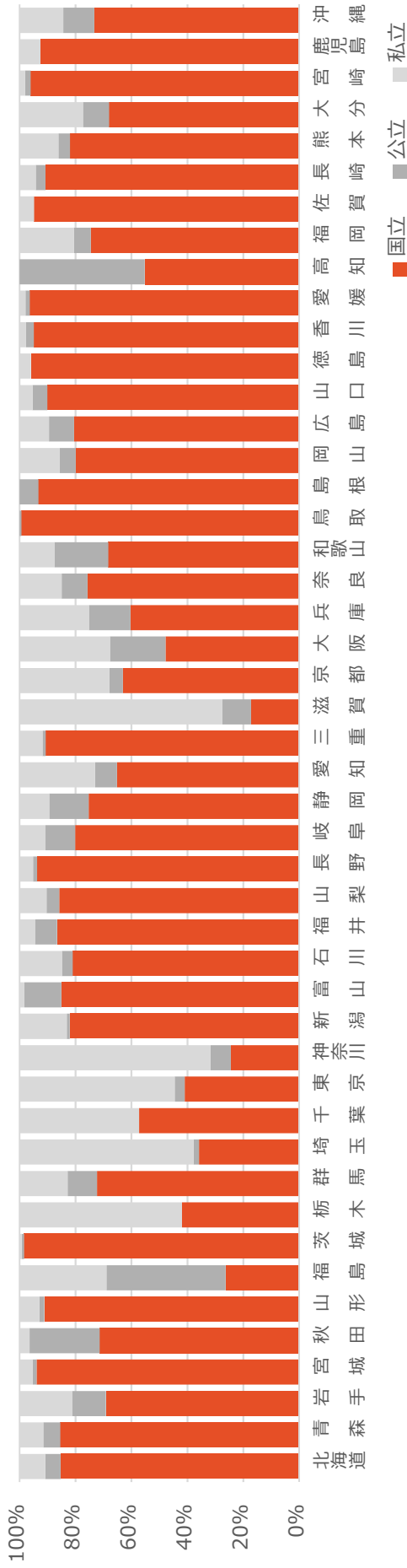
重点
課題3

○国立・公立別の学部学生数の比率（都道府県別） [H29]



国立大学は都市圏以外で多くの学部学生を受け入れている

○国立・公立別の大学院学生数の比率（都道府県別） [H29]



国立大学は多くの地域において大多数の大学院生を受け入れている

(出典) 文部科学省「学校基本調査(平成29年度)」をもちに国大協事務局作成

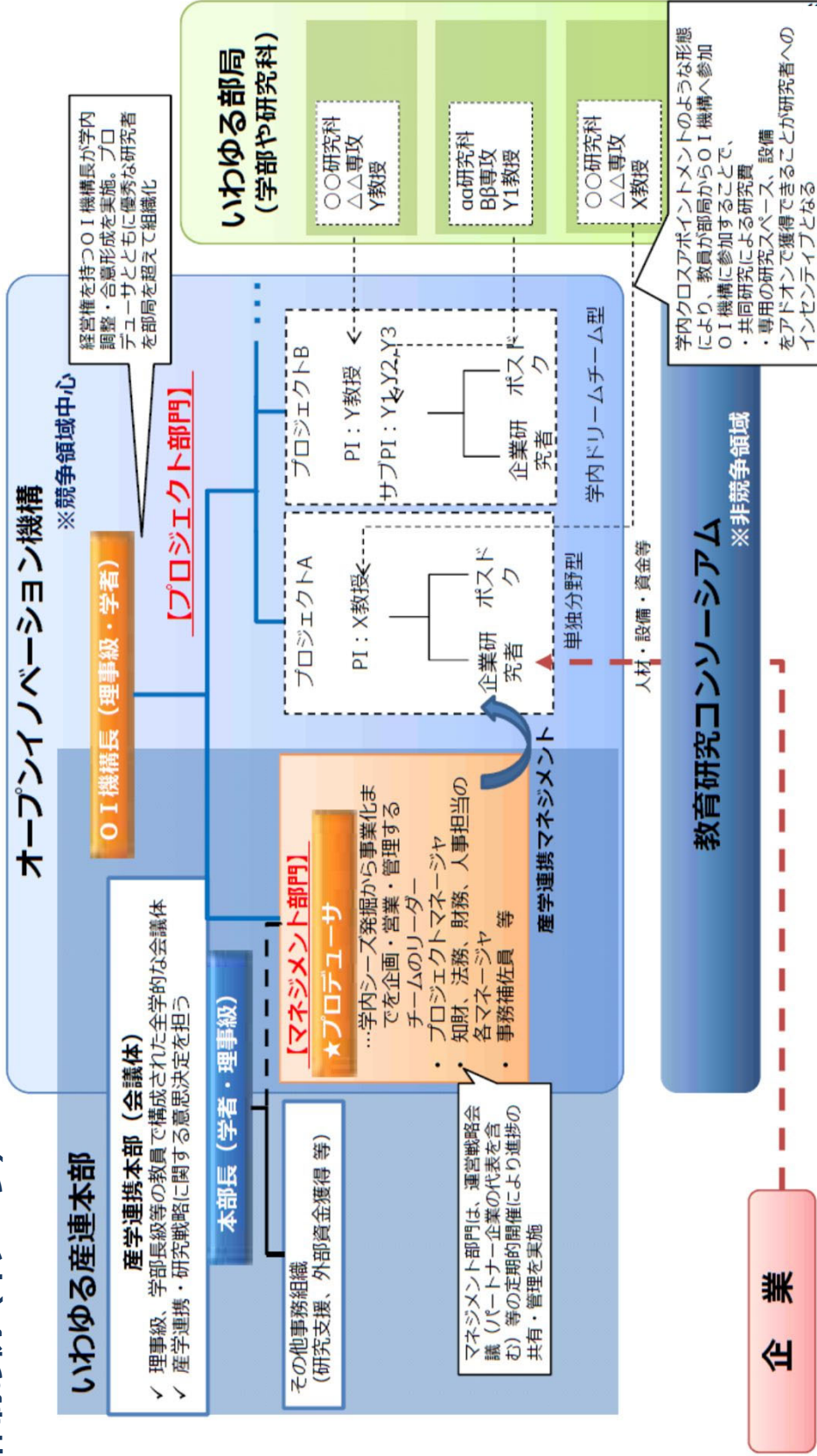


産学官連携の強化

重点
課題 4

○オープンイノベーション機構の整備（平成30年度予算額：14億円）

体制の例（イメージ）



(出典)「科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会第9期地域科学技術イノベーション推進委員会(H30.4.20)」資料より抜粋

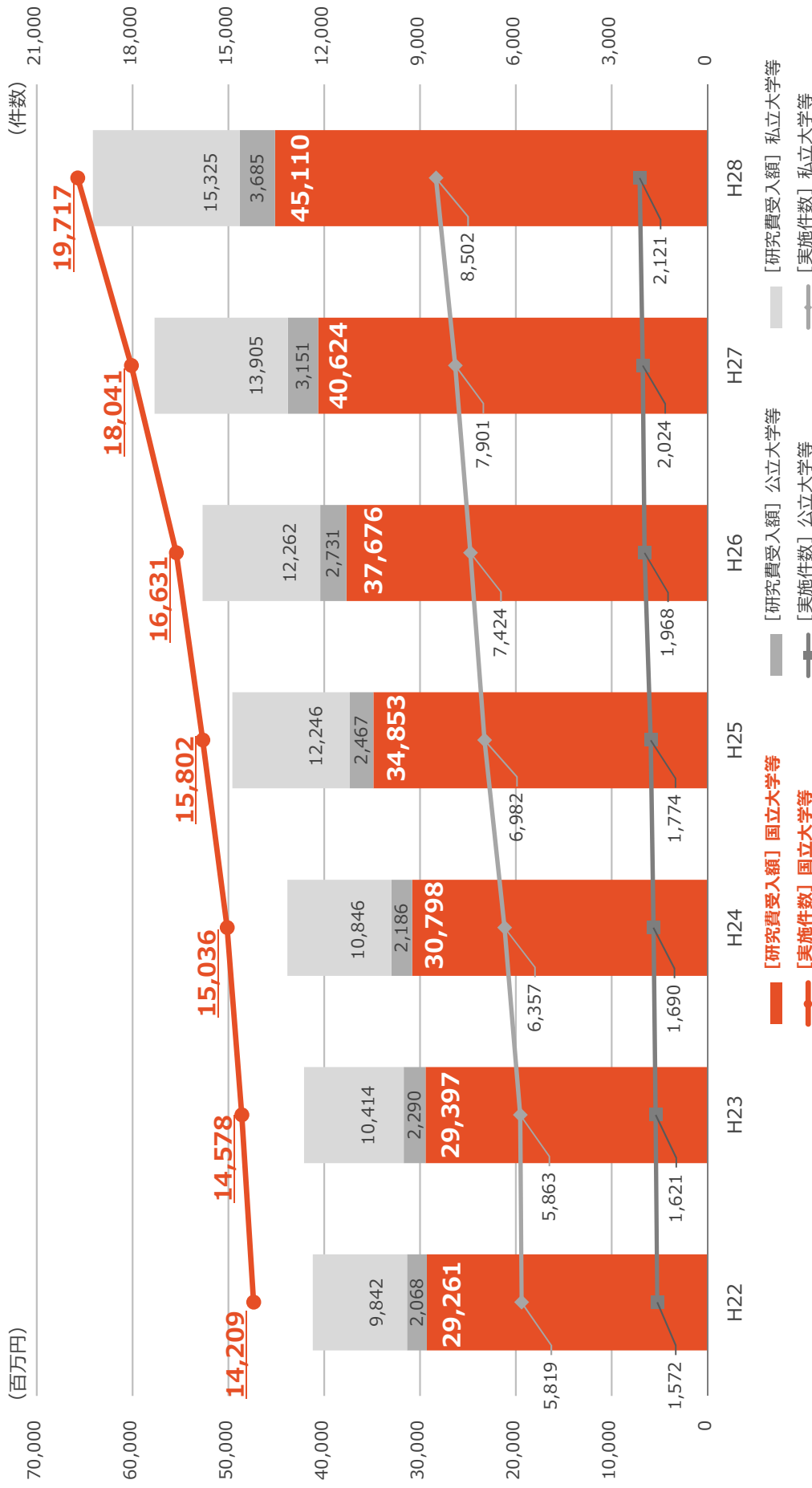
▶オープンイノベーション等、本格的産学連携共同研究を促進する大学に対して一層の支援を！



【参考】産学官連携の推進状況

重点
課題4

○民間企業との共同研究・受託研究実施件数及び研究費受入額の推移



受入額の約70%、実施件数の約65%が国立大学等によるもの(平成28年度)であり、産学連携強化による研究・開発の更なる発展を目指す

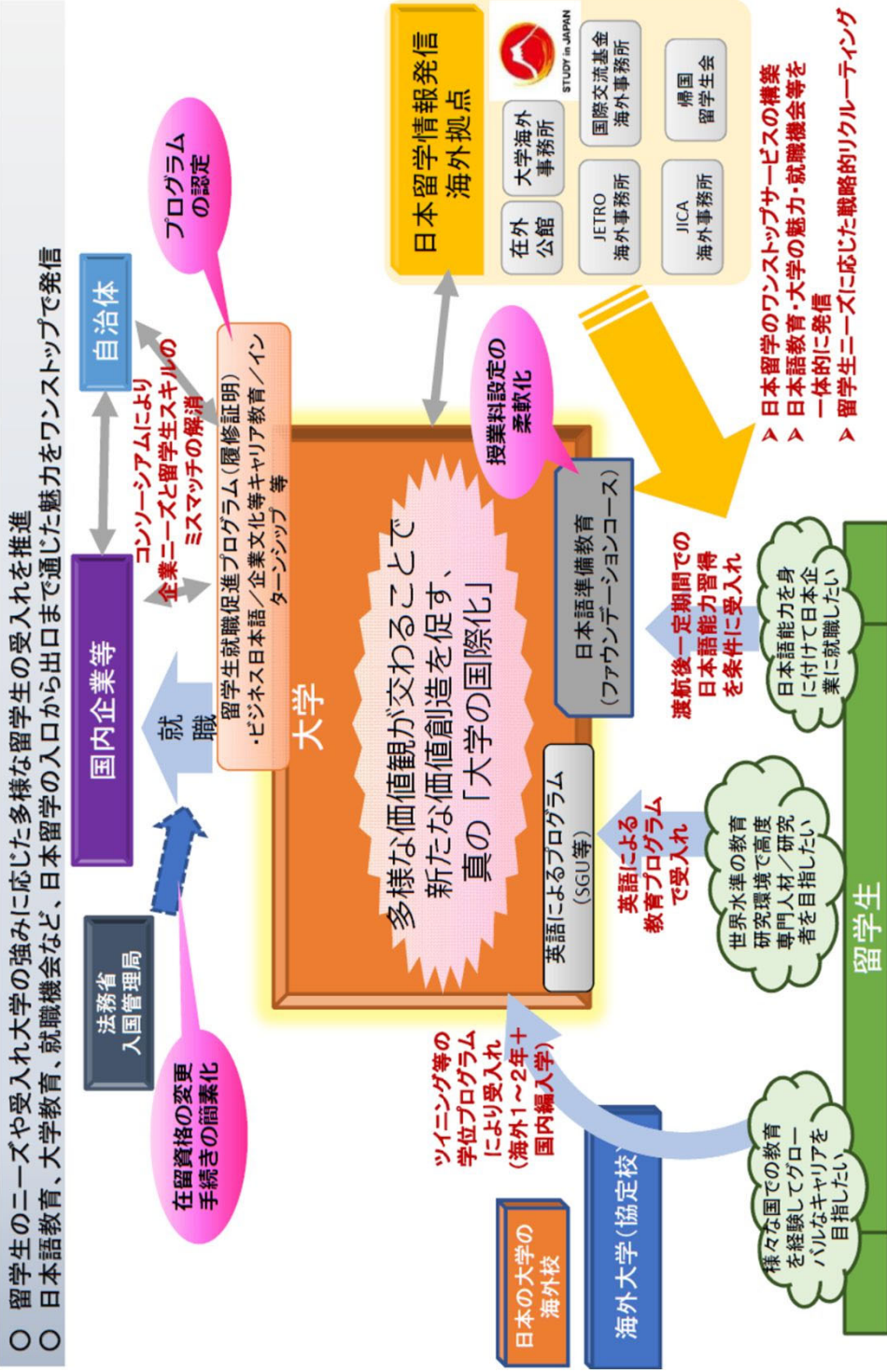
(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策局産学連携・地域支援課「大学等における産学連携等実施状況について」をもとに国大協事務局作成



留学生政策の推進

重点
課題5

○ポスト留学生30万人計画を見据えた留学生政策



(出典) 中央教育審議会 大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ (第13回) (H30.4.27開催) 資料より抜粋

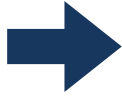
- ▶ 留学生施策を推進するには、海外における留学生の呼び込みから日本での就職までの一貫した支援体制と拠点を整備することが極めて重要
- ▶ 国立大学においては、全大学が協働して、留学生のリクルート (海外拠点の共同設置等)、選抜 (共通問題の開発等)、教育プログラムの提供 (複数大学での学修等) などを推進することを検討



平成28年度の国立大学への寄附額は**1,313億円**であり**過去10年間で最高額!**

とりわけ**個人寄附**については、平成28年度から学生への修学支援に対する寄附について**所得税の軽減措置が拡充**されたことを追い風に、前年度比**約3倍の伸び**を見せている!

○平成30年度の税制改正により、**評価性資産の寄附**について**非課税要件が緩和**

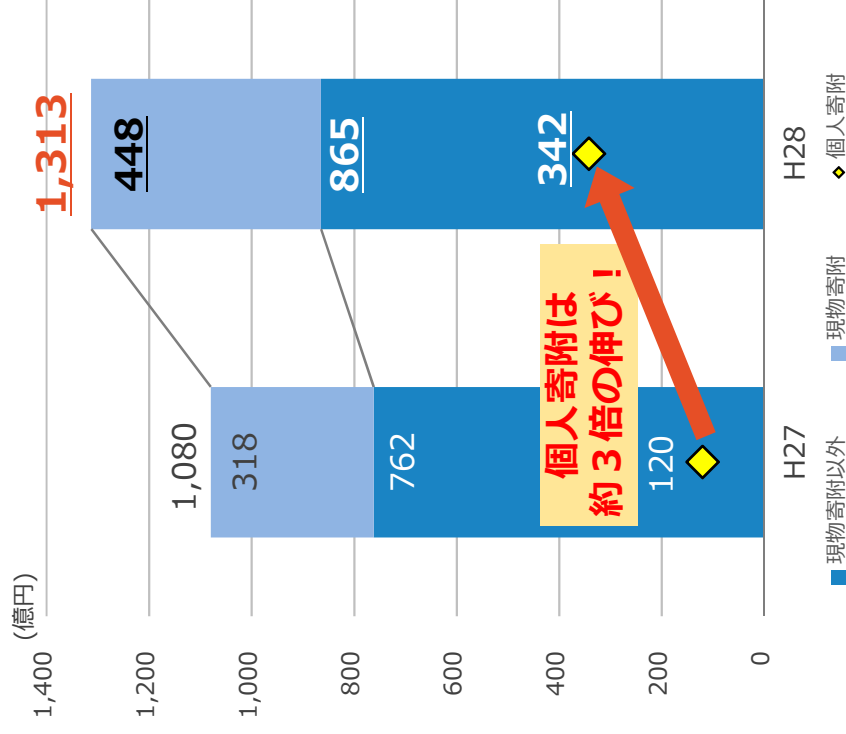


これまでも、各国立大学では、クラウドファンディング等の新たな取り組みを積極的に行いながら寄附の獲得に努めてきたが、**本改正を受け、遺贈を含めた個人寄附のさらなる獲得に向けて、更にファンドレイジングに注力していく**



▶この流れを一層促進するためには、個人寄附金に係る**税額控除の対象を修学支援のみならず教育研究活動全般への支援に拡大**することが必要

○国立大学の寄附金収入



(出典) 文部科学省提供資料 (国立大学の財務諸表等) より国大協事務局作成



その他の税制改正要望事項

○教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の恒久化・拡充

○平成30年度までの時限措置で、直系尊属である祖父母等からの場合に限り、教育資金として一括して贈与された際に1,500万円まで贈与税が非課税

○30歳という年齢制限が博士課程学生等の実態にそぐわない

○領収書等の提出・保管手続きが煩雑

要望内容

▶ 将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担う人材育成を強化する観点から、

○本制度の恒久化

○受贈者に係る年齢制限の緩和

○利便性向上の観点から領収書の提出・保管手続きの簡素化

○学資の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税について非課税措置の延長

○平成30年度までの時限措置で、公益法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、借用証書等に係る印紙税が非課税

要望内容

▶ 奨学金受給ニーズは依然として高いことを背景として、社会全体で意欲と能力のある学生を支援する体制の充実に資するため、実を旨とする観点から、平成31年度以降も本制度を延長

○国立大学附属幼稚園の無償化に伴う税制上の所要の措置

▶ 幼稚園等の無償化に際しては、国立大学附属幼稚園についても公私立幼稚園と同等の措置

(例) 保護者に対する支援について非課税の適用とする など

要望内容

国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）
——国立大学が将来を見通した経営戦略の下に改革を実行していくために——

平成30年11月2日
一般社団法人 国立大学協会
会長 山 極 壽 一

国立大学は、新制国立大学発足（1949年）以来、あらゆる地域で高等教育へのアクセスが可能となるように設置され、戦後の経済復興から続く我が国の発展を牽引する人材を多様な分野にわたって輩出し、我が国の社会・産業・文化の発展を支えてきた。現在も、国の高等教育政策及び科学技術・学術政策の下に、高度な人材を育成するとともに卓越した研究を推進することにより、全ての地域の均衡ある成長を牽引し、国そして世界の発展に貢献している。

そして、急激に変化する社会のニーズに対応しながら未来社会の創造に向けて、各大学の強みと特色を生かした教育・研究・社会貢献の諸機能の強化に努めている。具体的には、国立大学が将来に向けて持続可能な開発目標 SDGs の実現、Society5.0 と第4次産業革命、人生100年時代、グローバル化、地方創生などの諸課題の解決に貢献すべく、国立大学協会では、本年1月に「高等教育における国立大学の将来像」を提示し、それを具体的に実現するための迅速かつ大胆な改革に取り組んでいる。

このように、国立大学は多大の税金によって支えられている公共財としての責任と役割を自覚して、我が国の将来を先導する改革に取り組んでいるものであり、国立大学の在り方については、短期的な財源論ではなく将来の我が国のあるべき姿を見据えた長期的で高い見地からの高等教育及び科学技術・学術への投資という観点から議論されるべきことをまずは指摘しておきたい。

国立大学法人制度は、こうした観点から、国立大学が将来を見通した経営戦略の下に、自らの責任において自律的な運営を行うことができるようにすることにより、国立大学の個性化と活性化を図り、もって国立大学に期待される役割と責任を一層効果的に果たすことができるようにすることを目的として創設されたものである。したがって、各大学が中期的な展望を持って経営目標・計画を立てられるよう、6年間の中期目標期間が設定され、その期間中、国は各大学の裁量で使用できる「渡し切り」の運営費交付金を基盤的経費として安定的に措置し、各大学の6年間の成果を厳格に評価して、次期中期目標期間の運営費交付金に反映するのが本来の在り方であると理解している。

しかし、現実には、平成 16 年度の法人化以来、運営費交付金は毎年のように削減され、教員の人件費や教育研究環境などの基盤の維持・確保すら困難な状況に陥っている。さらに、最近では運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、この再配分の割合が拡大する方向にある。

こうした短期的な評価による不安定な財源措置は、法人化の本来の目的である自律的・戦略的な経営を困難にし、中長期的な視点に立った着実な改革を阻害するとともに、各種事業の中途での計画変更による非効率も生じさせている。

財務省はこのような施策をさらに進め、去る 10 月 24 日の財政制度等審議会財政制度分科会において、毎年度の「教育・研究の質を評価する共通指標に基づいて配分する割合をまずは 10%程度にまで高める」という方向性を示している。

この方向性は、国立大学の経営基盤を一層不安定で脆弱なものとするとともに、中長期的な戦略に基づく積極的な改革の取組を困難にするだけでなく、財政基盤の弱い大学の存在自体を危うくし、ひいては我が国の高等教育及び科学技術・学術研究の体制全体の衰弱化さらには崩壊をもたらしかねないものであって、国立大学協会としては強く反対せざるを得ない。

国立大学協会は、国立大学が多額の税金によって支えられており、厳格な評価とそれに基づく資源配分が重要であることは十分認識している。その上で、冒頭に述べた国立大学法人制度及び運営費交付金の本来の在り方に立ち戻って、毎年度ではなく 6 年間の中期目標期間を基本とした評価と資源配分の安定的な仕組みを確立することを求めるものである。

また、教育・研究の質に係る指標及び評価手法の開発は重要な課題であるが、それらは短期間で成果が表れるものではなく、また、学問分野等の特性にも留意する必要がある、諸外国でも様々な試みを行っているところである。したがって、これらを踏まえ、試行なども経つつ十分な検討・準備を行った上で実施すべきである。

次に、個別のいくつかの論点についても、国立大学協会としての考え方を述べておきたい。

第一に、外部資金をはじめとする財源の多様化が諸外国の主要大学と比較して十分でないとの指摘である。しかし、我々も運営費交付金のみ依存するのではなく、各種の外部資金の獲得に努め財源の多様化を図る必要性は十分に認識しており、現に法人化以来の各大学の努力の結果、競争的資金、産学共同研究等による受入額、寄附金等の外部資金はいずれも大幅に増加し、平成 28 年度の総

額は約 3,200 億円となり平成 16 年当時からはほぼ倍増している。今後さらなる拡充のためには、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置とともに、大学への投資や寄附を一層促進するために諸外国の制度を参考にした税制改正などの環境を整備することが不可欠である。国立大学としてはそれらを最大限に活用して一層の努力を行う所存である。

第二に、運営費交付金の各大学における学内配分や学長裁量経費において重点配分が十分に行われていないとの指摘である。しかし、運営費交付金は基本的に教員の人件費や教育研究環境などの基盤の維持・確保に充てる基盤的経費であり、かつ、これまでにその総額が大きく削減された中でその重点配分には限界がある。各学長は外部資金等の獲得に向けて、先頭に立って重点的・戦略的に国や産業界・自治体などに働きかけている。我々も教育研究コストを分析し IR 機能を強化して、より効果的な財務運営に努める必要があると考えているが、国においては、運営費交付金と外部資金を合わせた効果的な財務運営が可能となるように、基盤的経費の充実と制度の弾力化を図ることを強く求めるものである。

第三に、大学の研究開発費に対して研究論文の生産性が諸外国と比較して低いとの指摘である。しかし、財務省は、州立大学が大半を占め政府資金が手厚く投じられているドイツの大学と、教育に重点を置く私立大学が多い我が国の大学全体を比較しており、極端な数字になっていることは指摘しておきたい（別添付記を参照）。国立大学は、我が国の大学全体の Top10%論文数の約 76%を生産しており、科学研究費補助金及び民間企業との共同研究等の受入額のいずれにおいても 70%以上を占めている。もちろん我々も国立大学の生産する総論文数及びインパクトの高い論文数の世界的なシェアが低下していることについては、強い危機感を持っている。国立大学は、今後とも、我が国の研究を牽引する役割と責任を自覚し、ガバナンスや人事給与システムの改革を進め、産業界をはじめとする各方面との連携を一層進めるとともに、諸外国の大学団体とのネットワークを活用して国際共同研究などを促進し、将来にわたる国際的な研究力の強化に最大限の努力を行う所存である。国及び産業界をはじめとする各方面の一層の理解と支援をお願いするものである。

最後に、国立大学が、冒頭に述べたように、将来の我が国のあるべき姿を見据えた改革を着実に推進できるようにするため、国立大学法人制度及び運営費交付金の本来の在り方に立ち戻って、将来を見通した自律的・戦略的な経営を行うことができる基盤を確立することを重ねて強く要請するものである。

(付記) 財務省資料における国際比較のデータについて

財務省資料では、各種の国際比較のデータを用いて、国立大学の問題点を指摘しているが、データの出典や元データ等の具体的な詳細が示されていない。こうした国際比較は、OECD のような国際機関が公表しているのもであっても、各国の提出するデータの定義や範囲が必ずしも同じではなく、それを取り巻く制度等にも違いがあることから、その利用や解釈に際しては十分な検証が必要であり、そのための詳細を併せて明らかにされるよう求めるものである。

一例として、次のような我が国の大学の研究生産性に関する財務省の指摘には疑問を感じざるを得ない。

「高等教育部門における Top10論文 1 件当たりの研究開発費総額を比較すると、日本とドイツで 1.8 倍のコスト差があり、日本の論文生産性が低い (P. 56)」

たしかに OECD のデータによる高等教育部門の研究開発費総額は日本が 208 億ドル、ドイツが 213 億ドルでほぼ同程度である。しかし、この数字は国公立のすべての高等教育機関を対象とし、政府だけでなくすべての財源を含むものである。政府の負担額を見ると、我が国は全体の約 52%の 109 億ドル、ドイツは約 83%の 176 億ドルであり、ドイツがはるかに大きい。科学技術・学術政策研究所の科学技術指標 2018 によると、我が国の政府以外の研究開発費の財源の大半は私立大学の授業料等となっている。一方、我が国の大学全体のトップ 10%論文数 2,985 本のうち約 76%の 2,277 本は国立大学が生み出している。そこで、科学技術指標に基づいて国立大学の研究開発費総額を推計し(96 億ドル)、これを基に国立大学に限定してドイツの大学と比較すると、論文 1 件当たりの研究開発費はドイツの 370 万ドルに対し国立大学は 420 万ドルで、その差は約 1.1 倍となる。もちろん、これをもって国立大学の論文生産性に問題がないとする意図は毛頭なく、本文にも述べたように国立大学としては強い危機感を持って研究力の一層の向上に取り組むこととしているが、ことさらに極端な差を強調することには大きな疑義を感じざるを得ない。

このほかにも詳細には立ち入らないが、次のように疑問を感じる指摘が散見される。

「科学技術関係予算の対 GDP 比の伸びは先進国と遜色ない水準 (P. 53)」

各国の科学技術関係予算の対 GDP 比について 2000 年を 100 として推移を比較し、日本が高位にあるように見せているが、もともとの絶対値が日本は低く、現在でもドイツ・アメリカより低い。さらに中国や韓国のように近年で大きく伸ばしている国を除いている。

「諸外国では運営費交付金に依存しなくても成果を挙げている大学は多い (P. 65)」

運営費交付金への依存度を比較しているが、例えばイギリスにおいて授業料は、在学中は学生本人が支払うのではなく政府出資のローン会社から大学に直接振り込まれており、実質的には運営費交付金と同様に収入が保証されていることにも留意すべきである。さらに海外の大学のその他収入の中には、日本の国立大学では実施困難な事業に係るものも含まれており、このよう

に各種の制度や実態を十分に踏まえる必要があると考えられる。

「国公立大学への学生一人当たり公的支援は主要先進国の中でトップクラス (P. 66)」

この国際比較については、具体的にどのようなデータを用いたのかが全く分からない。また、注記に「日本の競争的資金については、科研費を計上」とあるが、科研費のような研究経費を学生の教育への公的支援に含めているとすれば、大いに疑問である。科研費は教育に流用できるものではない。いずれにしても、データの詳細が示されなければその妥当性についての検証は不可能である。

以上は、現時点で気が付いた疑問のある例であるが、今後、明らかにされる内容の詳細を見ながら、さらに精査・検証したいと考えている。ただ、このように検証可能な十分な根拠を示さないうままに、国立大学の活動について断定的な国際評価を行い、国立大学さらには我が国の高等教育及び科学技術・学術の将来の在り方に関わる極めて重要な政策について、短期間で方向付けを行おうとすることには、重大な危惧を感じざるを得ない。



声明の要点：国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置

○議論の前提

国立大学の在り方については、短期的な財源論ではなく将来の我が国のあるべき姿を見据えた長期的で高い見地からの高等教育及び科学技術・学術への投資という観点から議論されるべき

○要点

近年の動向：短期的な評価による不安定な財源措置の拡大

近年、運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、この再配分の割合が拡大する方向にある

不安定な財源措置の拡大

- ・法人化の本来の目的である自律的・戦略的な経営が困難
- ・中長期的な視点に立った着実な改革を阻害

経営基盤の不安定化・脆弱化

- ・各種事業の中途での計画変更による非効率の発生
- ・財政基盤の弱い大学の存在自体の危機

我が国の高等教育及び科学技術・学術研究の衰弱化さらには崩壊

目指すべき方向性：長期的かつ安定的な制度の確立

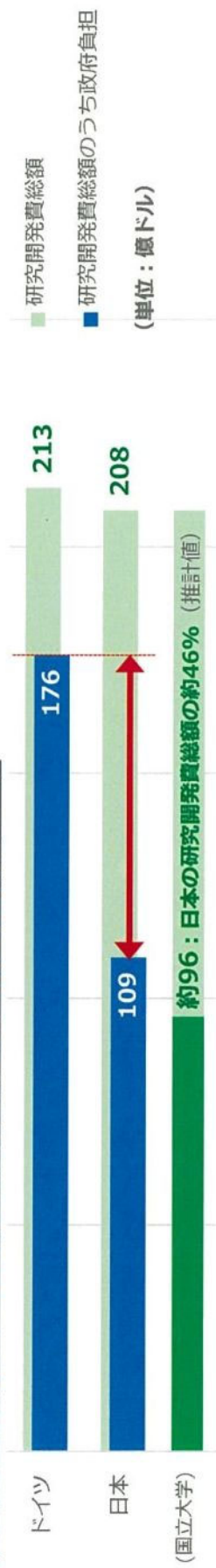
- ・厳格な評価とそれに基づく資源配分は重要 ⇒ 十分な検討の上で、教育・研究の質に係る指標及び評価手法を開発・実施
- ・毎年度ではなく6年間の中期目標期間を基本とした評価と資源配分の安定的な仕組みを確立

国立大学は将来を見通した経営戦略の下に改革を施行！



(参考) 高等教育部門における研究開発費・論文数の現状

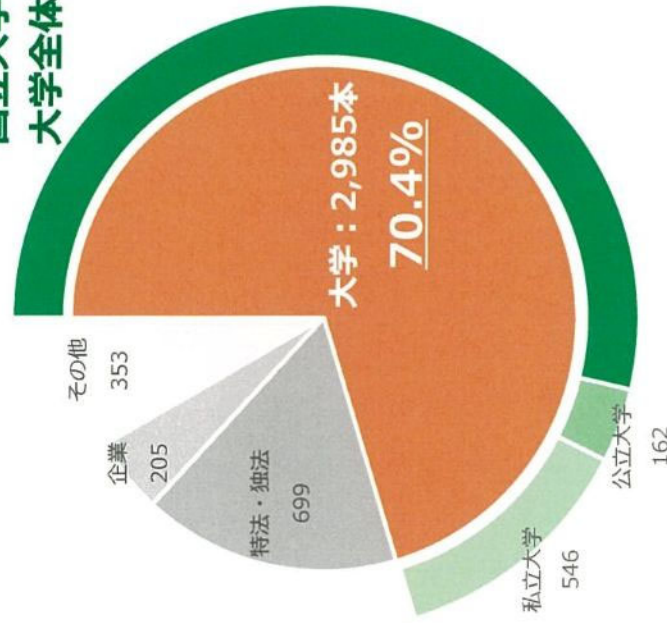
① 高等教育部門の研究開発費総額と政府負担額 (2016)



▶ ドイツと日本の研究開発費を比較すると総額はほぼ同等だが、政府支援はドイツの方が手厚い

② 我が国の組織別Top10%補正論文数 (2013-2015年平均値)

国立大学：2,277本
大学全体の76.3%



> POINT

- ▶ 国立大学は、我が国の高等教育部門の研究開発費総額の約46%を使用して、大学全体のTop10%論文の約76%を生み出している
- ▶ 論文1件あたりの研究開発費は、ドイツの370万ドルに対して、国立大学は420万ドル程度 (約1.1倍) と推計される

国立大学は、我が国の研究を牽引する役割と責任を自覚し、改革を進め、研究力の一層の向上に取り組む！

(注) 高等教育部門の研究開発費総額のうち国立大学の割合は、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」及び国公私立別のFTE係数から算出
(出典) OECD「Main Science and Technology Indicators」、科学技術・学術政策研究所「科学技術のベンチマーク」2017-論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況-」より国大協事務局作成

国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革 に関する基本的な考え方について

——特に業績評価と新しい給与システムの在り方について——

平成30年11月2日

一般社団法人 国立大学協会

はじめに

国立大学は、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため設置されるものであり（国立大学法人法第1条）、世界最高水準の研究・教育の実施や重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保といった役割を担っている。

その使命を果たすため、国立大学は、現在、少子高齢化、地域創生、グローバル化、人生100年時代などの社会変化の中で、各大学の強み・特色を一層活かして地域・国・世界に貢献するための様々な改革に懸命に取り組んでいる。

しかしながら、法人化以来の運営費交付金の削減により、人件費の削減、教員数の削減を行わざるを得ず、それが教育研究基盤の弱体化をもたらす深刻な弊害をもたらしている。

そのような中で、国立大学は法人化以降、運営費交付金のみならず自己資金、外部資金などの財源の多様化により、様々な雇用形態を工夫しながら教育研究機能の一層の強化を図るため、大学の最も重要な資源である人材を確保するため所要の資金を確保する努力を行ってきた。

今後の人事給与マネジメント改革は、人材の流動性をより高めつつ、若手教員をはじめとする多様な教員を確保するとともに、各教員のモチベーションを高めて、国立大学全体としての教育研究力を高めることを基本的な目的として行われる必要がある。

そこで、国立大学協会においては、まずは、公正で透明性のある業績評価とそれを処遇に適切に反映できるシステムの構築に向けて基本的な考え方をとりまとめることとした。

本文書は、国立大学全体として基本的な改革の目標と方向性を共有し、社会への説明責任を果たすためにとりまとめたものであるが、もとより人事給与マネジメントシステムは、各大学が主体的・自律的に構築すべきものであり、各大学においては、本文書を参照しつつ、それぞれの特性、方針等に基づき様々な工夫を行って具体的な制度設計をされることを期待するものである。

また、国においては、今後策定を予定している人事給与マネジメント改革に係るガイドラインについて、本文書の内容を十分に踏まえたものとするとともに、新しい給与システムの導入を実現するための財政支援を含む各種施策の措置を要請するものである。

I 業績評価について

個々の教員の多様な業績が適正に評価され、そのモチベーションの向上と教育研究活動等の活性化が図られるように、各大学の機能強化の方向性に応じて、その発展に資する評価制度を構築する。

1) 評価の対象

すべての教員を対象にして、全学的な教員の教育研究意欲の向上と活性化につながることを原則とした適正な評価制度を構築する。

2) 評価実施体制

- ①教員による自己評価及び各部局におけるピアレビューを実施した上で、最終的な評価は全学的な評価委員会等を経て行うなど、全学における適切な評価制度の構築に努める。
- ②評価に係る業務については、可能な限り簡素なものとし、既存データの活用等によるデータ入力等の省力化を図るなどの負担軽減に配慮する。
- ③評価者に対しては、大学全体としての方針や評価制度の意義についてあらかじめ十分に周知徹底を図る。

3) 評価項目及び評価基準

評価項目（教育、研究、社会貢献、管理運営など）及び評価基準については、各大学が目指す方向性を踏まえて全学共通の枠組みを設定するとともに、各部局、学問分野別、職位（階）別等の特性を反映できるようにする。

4) 評価のサイクル、評価の透明性の確保、評価結果の活用

- ①年度ごとに教員の各種の活動実績等を確認・評価するとともに、数年ごとに総合評価を実施することを基本とする。各大学においては、例えば、年度ごとの評価は業績給に、また数年ごとの総合評価は基本給の決定に活用するなど、評価と処遇の関係を明確にするなどの工夫を行うようにする。
- ②評価制度の目的、内容、手続、評価結果の活用等について、あらかじめ全教員に十分に説明・周知し、評価のプロセスにおいて被評価者による意見申立ての機会を設けるなど公正かつ透明性の確保に努める。
- ③評価結果の処遇への反映については、給与への反映以外にも、教育研究環境への支援やその他業務負担の軽減など、教育研究のモチベーション向上につながる方策にも活用できるようにするなど、大学独自の創意工夫が望まれる。

II 業績評価を処遇に反映する新しい給与システムについて

教員のモチベーションの向上と業績の向上等を促進するため、業績評価の結果を公正かつ透明性を持って給与に反映できる新しい給与システムについては、原則として以下の考え方によりつつ、各大学の特性、方針等に基づき具体的な制度設計を行うこととする。

1) 「給与」の在り方

給与は、勤続年数ではなく業績評価によって決定することとし、基本給、業績給、諸手当で構成することを基本とする。

2) 「基本給」の在り方

基本給は、教授、准教授、助教等の職位（階）ごとに数段階とするなど、現在の月給制の俸給表よりも簡素なものとし、教員の多様な業績について、単年度ではなく複数年度にわたる総合評価の結果に基づいて基本給額を決定することを基本とする。

3) 「業績給」の在り方

業績給は、毎年度の業績評価の結果を反映できるようにするが、その反映方法・程度については、複数年度にわたる総合評価とのバランスに配慮することを基本とする。

4) 「諸手当」の在り方

諸手当には多様なものがあるが、その中において、大学への特別の貢献、優れた業績等、顕著な業績に対し、この業績を評価して手当を支給することも考えられる。

5) 退職手当の算定

新しい給与システムにおける退職手当の算定については、従来の月給制の場合と同水準の額が運営費交付金の特殊要因経費として将来にわたって確実に措置されるよう文部科学省に強く要望する。

III 新しい給与システムへの移行の在り方

新しい給与システムについては、原則として全ての新規採用教員に適用することとし、段階的に導入拡大を図ることが望ましい。

1) 新しい給与システム以外の教員に対する業績評価の反映

当分の間は、複数の給与制度が並存する事態が生ずるが、各大学が適切な評価制度を構築することに伴い、月給制等の教員に対しても、新しい給与システムの趣旨を踏まえた、工夫を行うことに努める。

2) 既採用教員の新しい給与システムへの移行の促進

人事給与マネジメント改革の加速のためには、各大学の特性・方針等に応じ、新規採用教員への新しい給与システムの適用のみならず、月給制等の教員について新しい給与システムへの移行の促進を図ることが望ましい。

その際、労働契約法等の法制度に留意し、各大学において想定される方策、国における行政的・財政的な支援の可能性などについて慎重に検討する必要がある。

3) 全教員に対する丁寧な説明

新しい給与システムの導入に係る就業規則の変更を行う際には、その趣旨、目的、内容等に関し、各大学において、全教員に対し、十分に丁寧な説明を行うよう努める。

IV 国に対する要望

人事給与マネジメントシステムは、本来各大学が主体的・自律的に構築すべきものであり、今後、国において策定が予定されている人事給与マネジメント改革に係るガイドラインにおいても、様々な事例を各大学の参考となるよう示す性格のものとし、全ての大学に一律な対応を求めないよう配慮されるとともに、以下のとおり財政支援、各種調査・分析、セクターを超えた施策の総合的推進を行うことを要請する。

1) 財政支援

各大学において、上述のような業績評価及び新しい給与システムの導入を実現するためには、財源の確保が不可欠である。

新しい給与システムは、特に優れた業績を有する教員のモチベーションを向上させ、さらには国内のみならず海外の優秀な教員を惹き付けることのできる魅力ある給与制度とする必要がある。また、新しい給与システムへの移行を促進するためにはそのインセンティブとなるような措置が必要である。さらに、新しい給与システムの導入に当たっては、評価及び給与システムの大幅な改修経費も必要である。

文部科学省においては、以上の状況を理解の上、基盤的経費である運営費交付金の安定的確保とともに、改革促進のための財政支援を行うよう求めるものである。

2) 各種調査・分析

国内外の各種事例の調査、大学の人事・財務データの分析や今後の見通しなどを踏まえた様々な観点からの慎重な検討、全教員に対する丁寧な説明が不可欠であり、それに要する労力は極めて大きい。文部科学省においては、これらの事例・データを各大学に提供するとともに、考えられる制度のイメージ例を示すなど、各大学の主体性・自律性を損なわないように配慮しつつ、各大学を積極的に支援することを要望する。

3) セクターを超えた施策の総合的推進

我が国全体の人材の流動性の向上と教育研究の活性化のためには、国立大学のみならず、公私立大学、研究開発法人、民間企業等においても同様の改革を進め、セクターを超えた教員・研究者の流動性の向上と連携協働の促進を図ることが不可欠であり、国においては、省庁の枠を越えてそのための諸施策を総合的に推進することを要請する。

国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の 公表の取扱いに関する方針

平成 31 年 1 月 23 日
国立大学協会

はじめに

近年 4 年制大学への進学率が 50%を超え、いわゆる「大学全入時代」に突入するとともに大学進学が身近になった。それに伴って大学入学者選抜の公正性・公平性に対する社会からの期待が多く寄せられ、より透明性の高い入学者選抜が求められている。

国立大学協会では、平成 11 年 6 月に入試の現状、情報開示についての学界の理論、裁判例や実務等を参考にしながら「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」をまとめた（平成 17 年 6 月に改正）。各国立大学は、この考え方を参考にしながらそれぞれのアドミッションポリシーに基づき、様々な入試情報の取り扱いを判断してきた。

2017 年度入学者選抜において出題・採点等のミスが判明して以降、社会からは「正解・解答例」を公表していないことにより出題・採点等のミス発見の遅れに繋がったとの指摘があり、各大学は出題・採点等のミスの発生防止や、万が一出題・採点等のミスがあった場合においても受験者への影響が大きくなるよう早期に発見することを目指した対応をさらに強く求められている。文部科学省も、「平成 31 年度大学入学者選抜実施要項」にこれらを目的とした項目を追加し、全大学へ再発防止策の徹底を周知している。

国立大学としては、今後も一丸となって出題・採点等のミスの防止及び早期発見等に取り組むため、上記「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」を維持しつつ、試験問題及び解答例等の公表の取扱いについては以下の通り方針を定めることとする。

(1) 試験問題

試験問題は、各大学・学部のアドミッションポリシーに基づき作成されるものであり、大学が求める人材を示すことのできる手段である。また自主的・積極的に公表することが望ましく、国立大学として公正な入学者選抜を実施する観点から公表することを原則とする。

公表するにあたり試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を明示すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

(2) 正解・解答例・出題の意図

正解や解答例については、当該年度及び次年度以降受験者が学習上参考にできるようにするために、また公正な入学者選抜を求める社会の要請に応えるためにも、正解・解答例を公表することを原則とする。

ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、原則として出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を公表する。

(3) 公表の時期

公表することによって受験者自らがその解答の正誤を確認し、また多くの関係者によって試験問題及び正解・解答例をチェックする機会が供されることにより、仮に出題・採点等のミスがあった場合においても受験者が不利益を被ることを防止する観点から、試験実施後速やかに公表することが望ましい。仮に全てについて公表することが間に合わない場合においても、少なくとも次年度以降の受験者が学習上参考にできるよう、可能な限り早期に公表する。

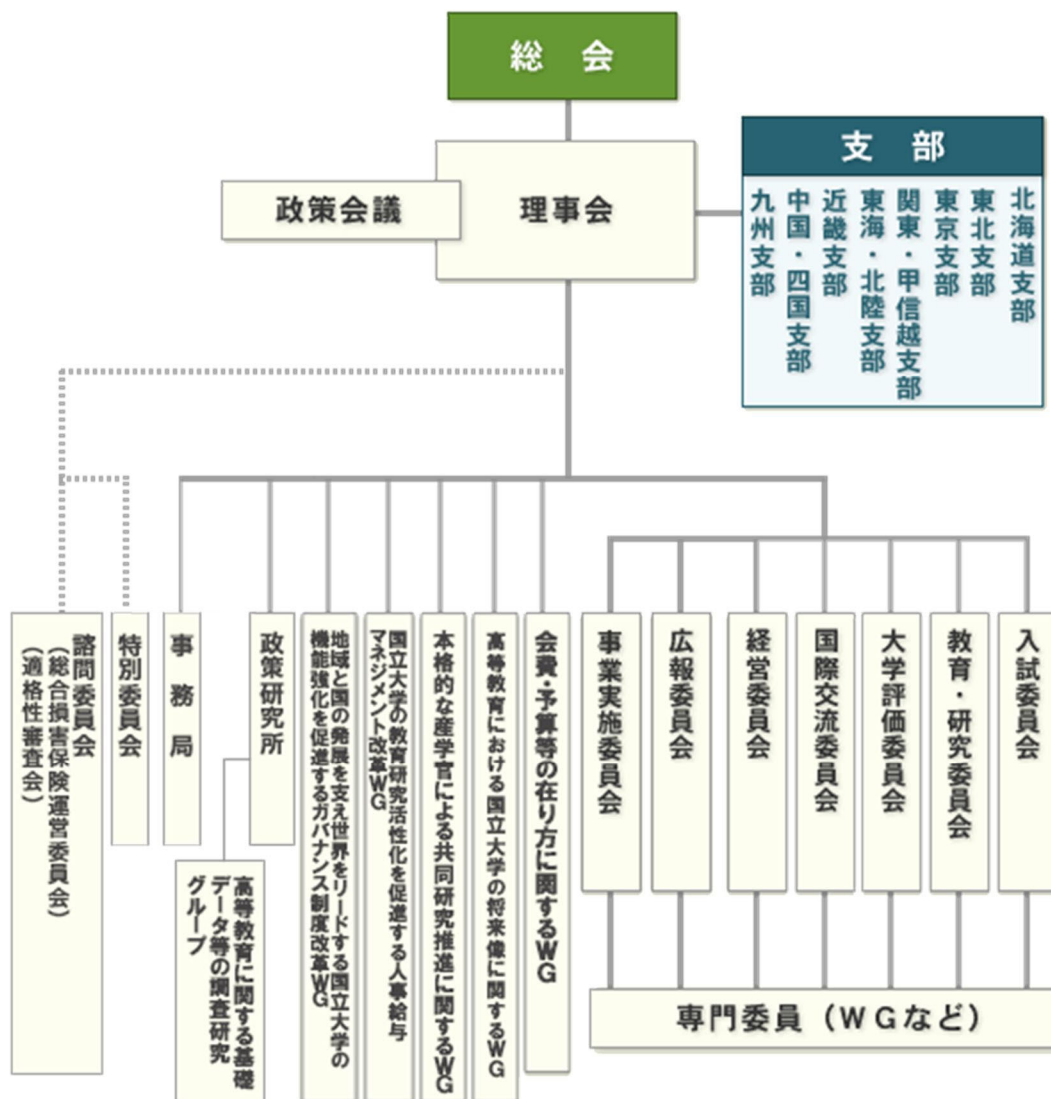
(4) 公表の方法

可能な限り広く一般に供することができる方法（ホームページにおける掲載、窓口配布、郵送、一定期間掲示、指定場所による閲覧 等）により、各大学が適切に公表する。

以上

IV 平成30年度 国立大学協会概要

(1) 国立大学協会組織図



(平成31年3月31日現在)

会 員 名 簿

(2) 会員及び学長一覧(平成30年4月～平成31年3月)

会員(大学名)	学 長	会員(大学名)	学 長	会員(大学名)	学 長
北海道大学	名和 豊春	埼玉大学	山口 宏樹	奈良女子大学	今岡 春樹
北海道教育大学	蛇穴 治夫	千葉大学	徳久 剛史	奈良先端科学技術 大学院大学	横矢 直和
室蘭工業大学	空閑 良壽	横浜国立大学	長谷部 勇一	和歌山大学	瀧 寛和
小樽商科大学	和田 健夫	総合研究大学院 大学	長谷川 眞理子	鳥取大学	豊島 良太
帯広畜産大学	奥田 潔	新潟大学	高橋 姿	島根大学	服部 泰直
旭川医科大学	吉田 晃敏	長岡技術科学大学	東 信彦	岡山大学	榎野 博史
北見工業大学	鈴木 聡一郎	上越教育大学	川崎 直哉	広島大学	越智 光夫
弘前大学	佐藤 敬	山梨大学	島田 眞路	山口大学	岡 正朗
岩手大学	岩渕 明	信州大学	濱田 州博	徳島大学	野地 澄晴
東北大学	大野 英男	富山大学	遠藤 俊郎	鳴門教育大学	山下 一夫
宮城教育大学	村松 隆	金沢大学	山崎 光悦	香川大学	笥 善行
秋田大学	山本 文雄	北陸先端科学技術 大学院大学	浅野 哲夫	愛媛大学	大橋 裕一
山形大学	小山 清人	福井大学	眞弓 光文	高知大学	櫻井 克年
福島大学	中井 勝己	岐阜大学	森脇 久隆	福岡教育大学	櫻井 孝俊
東京大学	五神 真	静岡大学	石井 潔	九州大学	久保 千春
東京医科歯科大学	吉澤 靖之	浜松医科大学	今野 弘之	九州工業大学	尾家 祐二
東京外国語大学	立石 博高	名古屋大学	松尾 清一	佐賀大学	宮崎 耕治
東京学芸大学	出口 利定	愛知教育大学	後藤ひとみ	長崎大学	河野 茂
東京農工大学	大野 弘幸	名古屋工業大学	鶴飼 裕之	熊本大学	原田 信志
東京芸術大学	澤 和樹	豊橋技術科学大学	大西 隆	大分大学	北野 正剛
東京工業大学	益 一哉	三重大学	駒田 美弘	宮崎大学	池ノ上 克
東京海洋大学	竹内 俊郎	滋賀大学	位田 隆一	鹿児島大学	前田 芳實
お茶の水女子大学	室伏 きみ子	滋賀医科大学	塩田 浩平	鹿屋体育大学	松下 雅雄
電気通信大学	福田 喬	京都大学	山極 壽一	琉球大学	大城 肇
一橋大学	蓼沼 宏一	京都教育大学	細川 友秀	(特別会員)	機 構 長
政策研究大学院 大学	田中 明彦	京都工芸繊維大学	森迫 清貴	人間文化研究機構	平川 南
茨城大学	三村 信男	大阪大学	西尾 章治郎	自然科学研究機構	小森 彰夫
筑波大学	永田 恭介	大阪教育大学	栗林 澄夫	高エネルギー加速 器研究機構	山内 正則
筑波技術大学	大越 教夫	兵庫教育大学	福田 光完	情報・システム研究機構	藤井 良一
宇都宮大学	石田 朋靖	神戸大学	武田 廣		
群馬大学	平塚 浩士	奈良教育大学	加藤 久雄		

(3) 役員、委員会委員等名簿（平成30年4月～平成31年3月）

役員等（理事・監事・会長補佐）

（平成30年4月～平成31年3月）

理事（会長）	山極 壽一	京都大学長
理事（副会長）	松尾 清一	名古屋大学長
//	永田 恭介	筑波大学長
//	岡 正朗	山口大学長
//	室伏 きみ子	お茶の水女子大学長
理事（専務理事）	山本 健慈	和歌山大学顧問・名誉教授
理事（常務理事）	木谷 雅人	国立大学協会事務局長
理事（顧問）	五神 真	東京大学長
理事	名和 豊春	北海道大学長
//	蛇穴 治夫	北海道教育大学長
//	岩渕 明	岩手大学長
//	大野 英男	東北大学長
//	益 一哉	東京工業大学長
//	三村 信男	茨城大学長
//	山口 宏樹	埼玉大学長
//	徳久 剛史	千葉大学長
//	高橋 姿	新潟大学長
//	眞弓 光文	福井大学長
//	大西 隆	豊橋技術科学大学長
//	西尾 章治郎	大阪大学長
//	武田 廣	神戸大学長
//	大橋 裕一	愛媛大学長
//	久保 千春	九州大学長
//	原田 信志	熊本大学長
監事	中井 勝己	福島大学長
//	蓼沼 宏一	一橋大学長
会長補佐	出口 利定	東京学芸大学長
//	田中 明彦	政策研究大学院大学長
//	石田 朋靖	宇都宮大学長
//	浅野 哲夫	北陸先端科学技術大学院大学長
//	後藤 ひとみ	愛知教育大学長
//	小森 彰夫	自然科学研究機構長

入試委員会

【委員長】

岡 正朗 山口大学長

【副委員長】

三村 信男 茨城大学長

大野 英男 東北大学長

【委員】

鈴木聡一郎 北見工業大学長

中井 勝己 福島大学長

蓼沼 宏一 一橋大学長

大越 教夫 筑波技術大学長

山崎 光悦 金沢大学長

石井 潔 静岡大学長

細川 友秀 京都教育大学長

瀧 寛和 和歌山大学長

櫻井 克年 高知大学長

櫻井 孝俊 福岡教育大学長

河野 茂 長崎大学長

【専門委員】

山口 佳三 北海道大学名誉教授・前北海道大学長

田中 純 東京大学教授（平成30年10月1日から）

根岸 雅史 東京外国語大学教授

島田 康行 筑波大学教授

東島 清 京都大学監事

川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授

玉上 晃 九州大学理事・事務局長（平成30年10月15日まで）

星野 由雅 長崎大学教授

教育・研究委員会

【委員長】

五神 真 東京大学長

【副委員長】

西尾章治郎 大阪大学長

山口 宏樹 埼玉大学長

【委員】

和田 健夫 小樽商科大学長

小山 清人 山形大学長

室伏きみ子 お茶の水女子大学長

田中 明彦 政策研究大学院大学長

長谷部勇一 横浜国立大学長

島田 眞路 山梨大学長

駒田 美弘 三重大学長

位田 隆一 滋賀大学長

横矢 直和 奈良先端科学技術大学院大学長

筧 善行 香川大学長

尾家 祐二 九州工業大学長

松下 雅雄 鹿屋体育大学長

【専門委員】

五十嵐 敦 福島大学総合教育研究センター教授

小林 雅之 東京大学大学総合教育研究センター教授

辻 佳子 東京大学環境安全研究センター教授

井関 祥子 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授

岸本喜久雄 国立教育政策研究所フェロー、東京工業大学名誉教授

小川 温子 お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授

関 実 千葉大学理事

竹内比呂也 千葉大学副学長（平成30年9月1日から）

後藤 弘子 千葉大学大学院専門法務研究科教授

束村 博子 名古屋大学副理事

矢野 賢一 三重大学大学院工学研究科教授

江藤みちる 三重大学大学院医学系研究科助教

阿部 正一 滋賀大学理事

宮原 稔 京都大学大学院工学研究科教授

上林 憲雄 神戸大学大学院経営学研究科教授

大和 淳 福岡教育大学教育学部教授（平成30年9月1日から）

吉田 素文 国際医療福祉大学副医学部長、教授
船守 美穂 国立情報学研究所情報社会相関研究系准教授
(平成31年1月17日から)

大学評価委員会

【委員長】

西尾章治郎 大阪大学長

【副委員長】

徳久 剛史 千葉大学長

原田 信志 熊本大学長

【委員】

奥田 潔 帯広畜産大学長

村松 隆 宮城教育大学長

竹内 俊郎 東京海洋大学長

福田 喬 電気通信大学長

長谷川真理子 総合研究大学院大学長

東 信彦 長岡技術科学大学長

遠藤 俊郎 富山大学長

福田 光完 兵庫教育大学長

豊島 良太 鳥取大学長

山下 一夫 鳴門教育大学長

大城 肇 琉球大学長

【専門委員】

小川 智 岩手大学理事・副学長

辻 琢也 一橋大学理事・副学長（平成30年12月2日まで）

前田 早苗 千葉大学国際教養学部教授（平成30年5月1日から）

廣瀬 貞樹 富山大学理事・副学長

細井 由彦 鳥取大学理事・副学長

国際交流委員会

【委員長】

永田 恭介 筑波大学長

【副委員長】

高橋 姿 新潟大学長

岩渕 明 岩手大学長

【委員】

空閑 良壽 室蘭工業大学長

山本 文雄 秋田大学長

立石 博高 東京外国語大学長

浅野 哲夫 北陸先端科学技術大学院大学長

大西 隆 豊橋技術科学大学長

森迫 清貴 京都工芸繊維大学長

服部 泰直 島根大学長

北野 正剛 大分大学長

前田 芳實 鹿児島大学長

【専門委員】

羽田 正 東京大学理事・副学長

萩尾 生 東京外国語大学教授

古澤 泰治 東京大学大学院経済学研究科教授

大野 泉 政策研究大学院大学教授（平成 30 年 9 月 30 日まで）

Caroline F. Benton 筑波大学副学長・理事（国際担当）

渡邊 誠 千葉大学理事

中村 文彦 横浜国立大学理事・副学長

高橋 秀樹 新潟大学副学長

小幡 浩司 福井大学国際地域学科教授

磯田 文雄 名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院教授・学院長

穂積 直裕 豊橋技術科学大学教授、国際協力センター長

堀田 泰司 広島大学国際担当副理事、国際センター教授

花城梨枝子 琉球大学理事・副学長

経営委員会

【委員長】

久保 千春 九州大学長

【副委員長】

名和 豊春 北海道大学長

武田 廣 神戸大学長

【委員】

吉田 晃敏 旭川医科大学長

佐藤 敬 弘前大学長

出口 利定 東京学芸大学長

大野 弘幸 東京農工大学長

平塚 浩士 群馬大学長

今野 弘之 浜松医科大学長

鶴飼 裕之 名古屋工業大学長

塩田 浩平 滋賀医科大学長

今岡 春樹 奈良女子大学長

槇野 博史 岡山大学長

越智 光夫 広島大学長

宮崎 耕治 佐賀大学長

【専門委員】

廣田 和美 弘前大学大学院医学研究科麻酔科学講座教授

成田 邦彦 東北大学人事企画部長（平成30年4月1日から）

平野 浩之 東京大学副理事・財務部長

塩崎 英司 東京大学医学部附属病院事務部長

芝田 政之 東京工業大学理事・副学長・事務局長

石野 利和 筑波大学副学長・理事

山本 修一 千葉大学医学部附属病院長

大竹 茂樹 金沢大学理事・副学長

森田 正信 京都大学理事

井深 順二 奈良女子大学理事・事務局長

竹田 幸博 高知大学理事・事務局長

玉上 晃 九州大学理事・事務局長（平成30年10月15日まで）

和田 佳彦 佐賀大学理事・事務局長

広報委員会

【委員長】

室伏きみ子 お茶の水女子大学長

【副委員長】

大橋 裕一 愛媛大学長

蛇穴 治夫 北海道教育大学長

【委員】

澤 和樹 東京藝術大学長

石田 朋靖 宇都宮大学長

後藤ひとみ 愛知教育大学長

加藤 久雄 奈良教育大学長

山本 健慈 専務理事、和歌山大学顧問・名誉教授

木谷 雅人 常務理事・事務局長

【専門委員】

加藤美砂子 お茶の水女子大学副学長

渡辺 政隆 筑波大学広報戦略室長・教授

本多 宏 前福井大学参与兼広報室長・元読売新聞論説委員

加納 圭 滋賀大学教育学部准教授

宮野 公樹 京都大学学際融合教育研究推進センター准教授

深尾 典男 長崎大学広報戦略本部

(平成30年7月1日から長崎大学学長補佐)

渡辺美代子 国立研究開発法人科学技術振興機構副理事

事業実施委員会

【委員長】

松尾 清一 名古屋大学長

【副委員長】

益 一哉 東京工業大学長

眞弓 光文 福井大学長

【委員】

和田 健夫 小樽商科大学長

吉澤 靖之 東京医科歯科大学長

川崎 直哉 上越教育大学長

濱田 州博 信州大学長

森脇 久隆 岐阜大学長

栗林 澄夫 大阪教育大学長

野地 澄晴 徳島大学長

池ノ上 克 宮崎大学長

【専門委員】

吉武 博通 首都大学東京理事、お茶の水女子大学監事

両角亜希子 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース准教授

苫米地 令 東京海洋大学理事・事務局長

高比良幸藏 新潟大学理事副学長

堀川 光久 静岡大学理事・事務局長

羽田 貴史 広島大学高等教育研究開発センター客員研究員、広島大学
名誉教授、東北大学名誉教授

国立大学法人総合損害保険運営委員会

(国立大学法人等関係者)

【座長】

森田 正信 京都大学理事（平成30年9月5日から）

【委員】

里見 朋香 東京大学理事

堀川 光久 静岡大学理事・事務局長

森田 正信 京都大学理事（平成30年9月5日まで）

渡邊 和良 岡山大学事務局長

(学識経験者)

【副座長】

近見 正彦 一橋大学名誉教授

米田 保晴 信州大学名誉教授

【委員】

徳田 次男 自然科学研究機構理事・事務局長

(保険業界関係者)

【委員】

岩澤 政寛 銀泉リスクソリューションズ株式会社代表取締役社長

政策研究所運営委員会

【委員長】

岡 正朗 山口大学長

【委員】

石井 潔 静岡大学長

金子 元久 筑波大学特命教授

合田 隆史 尚絅学院大学長

羽田 貴史 広島大学高等教育研究開発センター客員研究員、広島大学名誉教授、東北大学名誉教授

秦 由美子 関西外国語大学教授

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部 総括研究官

林 隆之 政策研究大学院大学政策研究科教授

水田 健輔 大正大学地域創生学部教授

三村 信男 茨城大学長

山本 清 鎌倉女子大学学術研究所教授、東京大学教育学研究科客員教授

吉武 博通 首都大学東京理事、お茶の水女子大学監事

山本 健慈 政策研究所所長、国立大学協会専務理事

木谷 雅人 国立大学協会常務理事・事務局長



一般社団法人 国立大学協会

The Japan Association of National Universities

住 所：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2
学術総合センター 4階
National Center of Sciences Bldg.4F
2-1-2 Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

T E L : 03-4212-3506
+81-3-4212-3506

Website : <https://www.janu.jp/>

E-mail : soumu@janu.jp